

碧南市国民保護計画

新旧対照表

令和4年 月修正

碧南市

1 対比表について

(1) 該当箇所（ページ）

修正した箇所を修正した文書の「篇」、「章」及びページを記載

(2) 旧

令和2年度に修正した市国民保護計画の文書を見え消しにした文章

(3) 新

令和4年度修正案

(4) 変更理由

変更した根拠及び理由を記載

(5) 青枠及び青文字コメント

事前協議前の意見照会を行った際の県担当者の要協議箇所及び協議理由を記載

2 県への令和3年度の事前協議前の意見照会後の修正

県防災安全局防災部防災危機管理課担当者及び西三河県民事務所担当者の意見を再検討し、修正案の変更及び変更理由の修正を実施

碧南市国民保護計画新旧対照表

該当箇所 (ページ)	旧	新	変更理由
第1篇 第1章 (p 1)	<p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>市(追加)は、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において活動若しくは事業を行う個人又は法人その他の団体(以下「市民」という。)(追加)の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について以下に定める。</p>	<p>第1章 市の責務、計画の位置づけ、構成等</p> <p>市長及びその他の執行機関(以下「市」という。)は、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において活動若しくは事業を行う個人又は法人その他の団体(以下「市民」という。)並びに市域に滞在する国民及び外国人(以下「旅行者等」という。)(市民及び旅行者等を以下「市民等」という。)の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について以下に定める。</p>	<p>市の定義を1(1)からの移動</p> <p>令和2年度に「市域に居住、勤務する者等は外国人を含み「市民」と定義された。国民保護法では所在する旅行者等も対象とするため「所在する国民と外国人」を追記し、市民と合わせ「市民等」と定義</p>

<p>第1篇 第1章 (p 1 ～ p 2)</p>	<p>1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ(国民保護法第3、35条)</p> <p>(1) 市の責務 (追加)</p> <p>市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年6月18日法律第112号。以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定、以下「基本指針」という。)及び県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、国民（追加）の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民（追加）の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、その区域（追加）において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。 (追加)</p> <p style="text-align: center;">要協議（記載内容の追記）</p>	<p>1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ</p> <p>(1) 市の責務</p> <p>ア 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（以下「武力攻撃事態」という。）及び武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態（以下「武力攻撃予測事態」という。）（以下「武力攻撃事態等」という。）における責務(国民保護法第3条及び同法第35条)</p> <p>市（削除）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年6月18日法律第112号。以下「国民保護法」という。)その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月閣議決定、以下「基本指針」という。)及び県の国民の保護に関する計画(以下「県国民保護計画」という。)を踏まえ、市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)に基づき、市民等の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら市民等の保護のための措置(以下「国民保護措置」という。)を的確かつ迅速に実施し、市域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。</p> <p>イ 武力攻撃事態等及び我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態（以下「存立危機事態」という。）における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第22条の定める武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（以下「緊急対処事態」という。）における責務(国民保護法第172条第2項、事態対処法第5条)</p> <p>市は、国が定める緊急対処方針に基づき、事態対処法第2条第8項に定める自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動、存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置等（以下「緊急対処保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、市域において国及び他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、緊急対処保護措置を総合的に推進する。</p>	<p>根拠は各項目に記載したため削除</p> <p>定義される前に標題で用語を使用しているため定義を本文中から標題に移動</p> <p>「市」の定義を章へ移動したため削除</p> <p>対象者を市民等に拡大したため修正 対象地域を明確にするため「市域」に修正</p> <p>緊急事態の記載がないため県計画の記載（第1編第1章1（2））を市の記載に修正し追記</p>
--	--	---	--

<p>第1篇 第1章 (p 2)</p>	<p>1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ</p> <p>(2) 市国民保護計画の位置づけ 市(追加)は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき(追加)、市国民保護計画を作成する。</p> <p>(3) 市国民保護計画に定める事項 市国民保護計画においては、以下の事項について定める。</p> <p>① 市の区域に係る国民保護措置(追加)の総合的な推進に関する事項</p> <p>② 市が実施する国民保護措置(追加)に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の市(追加)民の避難に関する措置 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難(追加)市民等の救援に関する措置 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及びその他の武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害(以下「武力攻撃災害」という。)へ(追加)の対処に関する措置 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置 武力攻撃災害(追加)の復旧に関する措置 <p>③ 国民保護措置(追加)を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項</p> <p>④ 国民保護措置(追加)を実施するための体制に関する事項</p> <p>⑤ 国民保護措置(追加)の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>⑥ 市の区域に係る国民保護措置(追加)に関し市長が必要と認める事項</p>	<p>1 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ</p> <p>(2) 市国民保護計画の位置づけ 市長は、国民保護法第35条の規定により、県国民保護計画に基づき市国民保護計画を定める。</p> <p>(3) 市国民保護計画に定める事項 市国民保護計画においては、以下の事項について定める。</p> <p>① 市域に係る国民保護措置及び緊急対処保護措置(以下「国民保護措置等」という。)の総合的な推進に関する事項</p> <p>② 市が実施する国民保護措置等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の市民等の避難に関する措置 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難する市民等の救援に関する措置 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集及びその他の武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害(以下「武力攻撃災害」という。)及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置 <p>③ 国民保護措置等を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項</p> <p>④ 国民保護措置等を実施するための体制に関する事項</p> <p>⑤ 国民保護措置等の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>⑥ 市域に係る国民保護措置等に関し市長が必要と認める事項</p>	<p>県計画に記載(第1編第1章2(1))に合わせ修正</p> <p>計画では緊急対処保護措置の記載があるため追記し、「国民保護措置等」と定義。</p> <p>表現の統一</p> <p>計画では緊急対処保護措置の記載があるため追記</p> <p>計画では緊急対処保護措置の記載があるため「等」を追記</p>
------------------------------	---	--	---

<p>第1篇 第1章 (p 2 ～p 3)</p>	<p>3 市国民保護計画の見直し、変更手続(国民保護法 (追加) 第39条)</p> <p>(1) 市国民保護計画の見直し 市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置 (追加) に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置 (追加) についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。(追加)</p> <p>市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の意見を聴くなど、関係者の意見を求めるよう努める。</p>	<p>3 市国民保護計画の見直し、変更手続(国民保護法第35条第8項、同法第39条第3項)</p> <p>(1) 市国民保護計画の見直し 市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置等に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。なお、県国民保護計画及び他の市町村の国民保護計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。</p> <p>市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する内閣総理大臣が指定する行政機関の地方支分部局およびその他の国の地方行政機関で、政令で定められた組織 (以下「指定地方行政機関」という。) 並びに公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち内閣総理大臣が指定する機関 (以下「指定公共機関」という。) 及び都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人・団体等で都道府県知事が指定した民間機関 (以下「指定地方公共機関」という。) の意見を聴くなど、関係者の意見を求めるよう努める。</p>	<p>根拠を追記</p> <p>緊急対処保護措置を追加するため「等」を追記</p> <p>国民保護法第35条第3項に基づき追記</p> <p>国民保護法第35条第4項に基づき追記</p>
---------------------------------------	--	--	---

<p>第1篇 第2章 (p 4 ~ p 5)</p>	<p>第2章 国民保護措置（追加）に関する基本方針 市は、国民保護措置（追加）を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として以下に定める。</p> <p>1 基本的人権の尊重(国民保護法第5条（追加）) 市は、国民保護措置（追加）の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。国民保護措置（追加）の実施に当たり、国民（追加）の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。（追加）</p> <p>2 国民（追加）の権利利益の迅速な救済(国民保護法第6条（追加）) 市は、国民保護措置（追加）の実施に伴う損失補償、国民保護措置（追加）に係る不服申立て又は訴訟その他の国民（追加）の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。</p> <p>3 国民（追加）に対する情報提供(国民保護法第8条（追加）) 市は、武力攻撃事態等（追加）においては、国民（追加）に対し、国民保護措置（追加）に関する正確な情報を、適時に、かつ、（追加）適切な方法で提供する。</p> <p>4 関係機関相互の連携協力の確保(国民保護法第3条（追加）)</p> <p>5 国民（追加）の協力(国民保護法第4条) 市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民（追加）に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民（追加）は、その自発的な意思により、以下に挙げる必要な協力をするよう努めるものとする。</p> <p>① 避難（追加）市民（追加）の誘導への協力(国民保護法第70条) ② 救援への協力(国民保護法第80条) ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力(国民保護法第115条) ④ 保健衛生の確保への協力(国民保護法第123条) また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。</p>	<p>第2章 国民保護措置等に関する基本方針 市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として以下に定める。</p> <p>1 基本的人権の尊重(国民保護法第5条、事態対処法第3条第5項) 市は、国民保護措置等の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。国民保護措置等の実施に当たり、市民等の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行い、市民等を差別的に取り扱い、思想及び表現の自由等を侵すものであってはならない。</p> <p>2 市民等の権利利益の迅速な救済(国民保護法第6条、事態対処法第16条) 市は、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申立て又は訴訟その他の市民等の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。</p> <p>3 市民等に対する情報提供(国民保護法第8条、事態対処法第3条第6項) 市は、武力攻撃事態等又は緊急事態においては、市民等に対し、国民保護措置等に関する正確な情報を、適時に、かつ、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法で提供する。</p> <p>4 関係機関相互の連携協力の確保(国民保護法第3条第4項、事態対処法第3条第1項)</p> <p>5 市民等の協力(国民保護法第4条) 市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民等は、その自発的な意思により、以下に挙げる必要な協力をするよう努めるものとする。</p> <p>① 避難する市民等の誘導への協力(国民保護法第70条) ② 救援への協力(国民保護法第80条) ③ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力(国民保護法第115条) ④ 保健衛生の確保への協力(国民保護法第123条) また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。</p>	<p>緊急対処保護措置を追加するため「等」を追記</p> <p>根拠の追記 基本的人権は外国人にも適用されるため修正</p> <p>国民保護法第5条の記載を追記</p> <p>緊急事態の根拠を追記</p> <p>表現の統一</p> <p>緊急事態の根拠を追記</p> <p>国民保護法第8条第2項を参考に追記 緊急事態の根拠を追記</p> <p>表現の統一</p>
--	---	---	--

<p>第1篇 第2章 (p 5)</p>	<p>7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重(国民保護法第7条) 市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置(追加)の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する(追加)。</p> <p>6 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施(国民保護法第9条) 市は、国民保護措置(追加)の実施に当たっては、高齢者、障害者(追加)その他特に配慮を要する者(追加)(以下「避難行動要支援(追加)者」という。)の保護について留意する。 また、市は、国民保護措置(追加)を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>8 国民保護措置(追加)に従事する者等の安全の確保(国民保護法第22条(追加)) 市は、国民保護措置(追加)に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 また、要請に応じて国民保護措置(追加)に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>9 外国人への国民保護措置の適用 日本国憲法第3章に規定されている基本的人権の尊重は、その権利の性質上、外国人に適用可能なものは外国人にも適用されるべきであると解釈されている。すなわち、国民保護法においても、原則として外国人も日本人と同様に保護の対象となり、武力攻撃災害から保護すべきことに配慮する。</p>	<p>6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重(国民保護法第7条) 市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置等の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主性を尊重する。放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置等について、表現の自由に特に配慮する。</p> <p>7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施(国民保護法第9条) 市は、国民保護措置等の実施に当たっては、高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者(妊産婦、難病患者、外国人等)(以下「要配慮者」という。)の保護について留意する。 また、市は、国民保護措置等を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。</p> <p>8 国民保護措置等に従事する者等の安全の確保(国民保護法第22条、事態対処法第17条) 市は、国民保護措置等に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 また、要請に応じて国民保護措置等に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>(削除)</p>	<p>県計画の記載順に合わせて順番を修正 緊急対処保護措置を追加するため「等」を追記 国民保護法第7条第2項を参考に追記</p> <p>災害対策基本法第8条第2項第15号及び日本災害看護学会の災害看護関連用語等を参考に定義を修正 表現の統一</p> <p>緊急事態の根拠を追記 表現の統一 表現の統一</p> <p>外国人については「市民等」で、適用しているため削除</p>
------------------------------	--	---	---

<p>第1篇 第3章 (p 6)</p>	<p>第3章 関係機関の事務又は業務の概要 市は、国民保護措置（追加）の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。</p> <p>【国民の保護に関する措置の仕組み】表中 愛知県（対策本部）、避難の表中 「4（追加）警報の市町村への通知」 碧南市（対策本部）、避難の表中 「・避難（追加）市民の誘導」 碧南市（対策本部）、救援の表中 「・救援の協办（追加）」市民の表中 「市民（追加）（協力）」 指定公共機関・指定地方公共機関の表中 「運送事業者による市民（追加）、」</p>	<p>第3章 関係機関の事務又は業務の概要 市は、国民保護措置等の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。</p> <p>【国民の保護に関する措置の仕組み】表中 愛知県(対策本部)、避難の表中 「4・警報の市町村への通知」 碧南市（対策本部）、避難の表中 「・避難する市民等の誘導」 碧南市（対策本部）、救援の表中 「・救援の実施・補助」市民の表中 「市民等（協力）」 指定公共機関・指定地方公共機関の表中 「運送事業者による市民等、」</p>	<p>緊急対処保護措置を追加するため「等」を追記</p> <p>誤植のため修正 表現の統一 救援は国民保護法第76条第1項に「救援の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこと」とあり、「市が救援（事務の一部）の実施」と同条第2項の「県知事が行う救援の補助」があるため修正</p>
<p>第1篇 第3章 (p 7)</p>	<p>1 市</p> <p>(3) 市国民保護対策本部（追加）及び市緊急処理事態対策本部（追加）（追加）以下「市対策本部」という。）の設置、運営</p> <p>(5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難（追加）市民（追加）の誘導、関係機関との調整その他の市民（追加）の避難に関する措置の実施</p> <p>(6) 救援の補助、安否情報の収集及び提供その他の避難（追加）市民等の救援に関する措置の実施</p> <p>(9) 武力攻撃災害（追加）の復旧に関する措置の実施</p> <p>2 県</p> <p>(3) 県国民保護対策本部（追加）及び県緊急処理事態対策本部（以下「県対策本部」という。）の設置、運営</p> <p>(6) 市民（追加）に対する避難の指示、避難（追加）市民（追加）の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える市民（追加）の避難に関する措置その他の住民（追加）の避難に関する措置の実施</p> <p>(7) 救援の実施、安否情報の収集、整理及び提供その他の避難住民（追加）等の救援に関する措置の実施</p>	<p>1 市</p> <p>(3) 市国民保護対策本部及び市緊急処理事態対策本部（以下「市緊急事態対策本部」という。）（市国民保護対策本部及び市緊急事態対策本部を以下「市対策本部」という。）の設置、運営</p> <p>(5) 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難する市民等の誘導、関係機関との調整その他の市民等の避難に関する措置の実施</p> <p>(6) 救援の補助、安否情報の収集及び提供その他の避難する市民等の救援に関する措置の実施</p> <p>(9) 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害の復旧に関する措置の実施</p> <p>2 県</p> <p>(3) 県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）及び県緊急処理事態対策本部の設置、運営</p> <p>(6) 市民等に対する避難の指示、避難する市民等の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える市民等の避難に関する措置その他の市民等の避難に関する措置の実施</p> <p>(7) 救援の実施、安否情報の収集、整理及び提供その他の避難した市民等の救援に関する措置の実施</p>	<p>対策本部は国民保護と緊急事態があるため定義</p> <p>表現の統一 表現の統一</p> <p>緊急対処保護措置の記載を追記</p> <p>県計画（第2編第1章第1、2（5））で県国民保護対策本部を対策本部と定義しているため修正 表現の統一</p> <p>表現の統一</p>

<p>第1篇 第3章 (p 8～ p 9)</p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>(3) 東海財務局</p> <p>① 地方公共団体に対する災害融資 (追加)</p> <p>② 金融機関に対する緊急措置の指示 (追加)</p> <p>③ 普通財産の無償貸付 (追加)</p> <p>④ 被災施設の復旧事業費の査定の立会 (追加)</p> <p>(16) 第四管区海上保安本部(衣浦海上保安署)</p> <p>② 海上における避難 (追加) 市民 (追加) の誘導、秩序の維持及び安全の確保</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(3) 運送事業者</p> <p>① 避難 (追加) 市民 (追加) の運送及び緊急物資の運送</p>	<p>3 指定地方行政機関</p> <p>(3) 東海財務局</p> <p>① 財政融資資金の貸付</p> <p>② 国有財産の無償貸付等</p> <p>③ 金融に関する措置</p> <p>④ 財政上の措置</p> <p>(16) 第四管区海上保安本部(衣浦海上保安署)</p> <p>② 海上における避難する市民等の誘導、秩序の維持及び安全の確保</p> <p>4 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(3) 運送事業者</p> <p>① 避難する市民等の運送及び緊急物資の運送</p>	<p>県計画 (第1編第3章) のR3年度修正に合わせ修正</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p>
<p>第1編 第4章 (p 11)</p>	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>市は、国民保護措置 (追加) を適切かつ迅速に実施するに当たり、特に考慮すべき地理的、社会的特徴は以下のとおりである。</p>	<p>第4章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>市は、国民保護措置等を適切かつ迅速に実施するに当たり、特に考慮すべき地理的、社会的特徴は以下のとおりである。</p>	<p>緊急対処保護措置を追加するため「等」を追記</p>

第1編
第4章
(p 11
～p 12)

1 地理的特徴

(2) 気候

碧南市は、西南方向が海に面し、また、太平洋の黒潮の影響を受けているため、温暖な海洋性の気候となっている。

令和~~元~~(追加)年の年間平均気温は、~~17.3~~(追加)℃、最高気温は~~37.0~~(追加)℃、最低気温は~~-1.5~~(追加)℃であった。降雨量は、令和~~元~~(追加)年の年間降雨量が~~1,511.0~~(追加)mmであり、夏から秋にかけて多くなっており、冬は少ないのが特徴となっている。

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別平均気温(℃)	5.8	7.6	10.4	14.6	20.2	23.1
最高	12.7	17.4	19.9	27.6	31.7	32.7
最低	-1.5	-0.4	1.4	2.3	8.6	16.9
月別降水量(mm)	15.5	50.5	62.0	108.0	159.5	170.5

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
月別平均気温(℃)	26.8	26.8	26.6	20.8	14.2	9.5	17.3
最高	36.5	37.0	36.4	30.4	23.2	18.1	37.0
最低	20.1	22.7	19.6	12.8	4.9	1.4	-1.5
月別降水量(mm)	282.5	144.5	89.5	363.0	19.5	46.0	1511.0

資料：衣浦東部広域連合

2 社会的特徴

(1) 人口

碧南市の人口は、令和~~2~~(追加)年7月31日現在、~~2万9,381~~(追加)世帯、~~7万3,152~~(追加)人(男~~3万7,649~~(追加)人、女~~3万5,503~~(追加)人)である。

碧南市全体の人口密度は~~2,040~~(追加)人/km²である。

1 地理的特徴

(2) 気候

碧南市は、西南方向が海に面し、また、太平洋の黒潮の影響を受けているため、温暖な海洋性の気候となっている。

令和3年の年間平均気温は、17.5℃、最高気温は38.4℃、最低気温は-1.9℃であった。降雨量は、令和3年の年間降雨量が1520.0mmであり、夏から秋にかけて多くなっており、冬は少ないのが特徴となっている。

【月別平均気温・月別降水量】

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
月別平均気温(℃)	6.1	8.3	12.6	15.9	20.0	23.6
最高	16.1	21.4	23.9	27.7	30.4	33.3
最低	-1.9	-0.2	3.8	6.7	10.4	16.9
月別降水量(mm)	49.5	47.0	165.5	123.5	142.5	153.5

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
月別平均気温(℃)	28.0	28.4	24.6	20.6	14.0	8.4	17.5
最高	35.4	38.4	31.9	31.3	24.4	17.7	38.4
最低	21.4	22.6	17.9	9.9	2.0	-0.4	-1.9
月別降水量(mm)	211.5	211.0	212.0	46.0	82.0	76.0	1520.0

資料：衣浦東部広域連合

2 社会的特徴

(1) 人口

碧南市の人口は、令和4年6月30日現在、2万9,906世帯、7万2,777人(男3万7,405人、女3万5,372人)である。

碧南市全体の人口密度は1,984人/km²である。

時点修正

時点修正

<p>第1編 第5章 (p13)</p>	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態 1 武力攻撃事態の類型 (1) 着上陸侵攻</p> <p>② 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。(追加) (追加)</p>	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態 1 武力攻撃事態の類型 (1) 着上陸侵攻</p> <p>② 国民保護措置を実施すべき地域が広範囲、期間が比較的長期に及ぶことも想定される。武力攻撃予測事態において、市民等の避難を行うことも想定される。 ③ 着上陸侵攻に先立ち、航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 ④ 爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナート等、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次災害の発生が想定される。 ⑤ 事前の準備が可能性であり、戦闘が予想される地域から先行的な広域避難が必要となる。武力攻撃が終結後の復興が重要な課題となる。</p> <p>要協議（基本指針に合わせた追記）</p>	<p>県計画の記載（第1編第5章1（1））を市の実情に合わせ一部を修正し、追記修正理由は下記のとおり ②状況判断は国が行うため県計画から「また、敵国へ勘案して」を削除 碧南市は接岸上陸のみ可能のため上陸適地ではないため県計画から「船舶に～なりやすい」を削除 ③市域に空港がないため県計画から「航空機～目標となりやすい」を削除 ⑤着上陸侵攻では、市域全域が戦場となり、市域及び市域周辺で滞在することは非常に困難な状況となるため先行的な広域避難が必須であることから「先行して避難させるとともに広域避難が必要となる」を「先行的な広域避難」に修正</p>
------------------------------	--	--	---

<p>第1編 第5章 (p13 ～p14)</p>	<p>1 武力攻撃事態の類型</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>① (追加) 突発的に被害が発生することも考えられる。 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 弾道ミサイル攻撃</p> <p>② 弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(4) 航空攻撃</p> <p>(追加)</p>	<p>1 武力攻撃事態の類型</p> <p>(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>① 事前に予測あるいは察知できず、突発的に被害が発生することも考えられる。特に、鉄道、橋りょう等に対する注意が必要である。</p> <p>④ 攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。</p> <p>(3) 弾道ミサイル攻撃</p> <p>② 弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)を着弾前に特定するのが困難で、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。通常弾頭の場合はNBC弾頭に比較して被害は局限され家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。</p> <p>③ 近隣国から発射された場合は、発射から10分以内に着弾する可能性があるため、的確かつ迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難及び消火活動が中心となる。</p> <p>(4) 航空攻撃</p> <p>③ 航空攻撃は、意図が達成されるまで繰り返し行われる可能性がある。</p> <p>④ 通常弾頭の場合は、家屋、施設等の破壊及び火災等が考えられる。</p> <p>⑤ 攻撃目標を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、同施設の安全確保及び武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。</p>	<p>県計画の記載(第1編第5章1(2))を市の実情に合わせ一部を修正し、追記修正理由は下記のとおり</p> <p>①警察等の活動は不要のため「警察～想定されることから」を削除、市域にダムがないため削除</p> <p>④ゲリラ等の攻撃当初は原則屋内避難が必要ため「ゲリラ～態様に応じ」を削除</p> <p>県計画の記載(第1編第5章1(3))を市の実情に合わせ一部を修正し、追記修正理由は下記のとおり</p> <p>②県計画の2項目は弾頭と被害を記しているため1つに集約</p> <p>③短時間の感覚が不明であるため具体的な時間を記載</p> <p>県計画の記載(第1編第5章1(4))を市の実情に合わせ一部を修正し、追記修正理由は下記のとおり</p> <p>⑤必要な部分を除き削除</p>
---------------------------------------	---	---	---

要協議 (基本指針に合わせた追記)

<p>第2編 第1章 (p15)</p>	<p>第1 市における組織・体制の整備 2 市職員の参集基準等(国民保護法第41条) (1) 職員の迅速な参集体制の整備 市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。(追加) (2) 24時間即応体制の確立 市は、武力攻撃又は緊急対処事態における攻撃が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、衣浦東部広域連合との連携を図るなどして、市長及び市の各部局が速やかに対応できる体制を確保する。(追加) (3) 市の体制及び職員の参集基準等 市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。(追加)</p>	<p>第1 市における組織・体制の整備 2 市職員の参集基準等(国民保護法第41条) (1) 職員の迅速な参集体制の整備 市は、武力攻撃災害又は緊急(削除) 処事態における災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等及び緊急(削除) 処事態に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。(碧南市職員非常配備体制表(以下「市非常配備体制表」という。)に示す第1次非常配備警戒体制(発生しようとしている場合))又は第2次非常配備体制に準じて体制をとる。) (2) 24時間即応体制の確立 市は、武力攻撃又は緊急(削除) 処事態における攻撃が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、衣浦東部広域連合との連携を図るなどして、市長及び市の各部局が速やかに対応できる体制を確保する。(状況により、市非常配備体制表に示す第3次非常配備体制に準じて体制をとり、交代要員を確保する。) (3) 市の体制及び職員の参集基準等 市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、体制を整備するとともに、その参集基準を定める。その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。(市非常配備体制表に示す参集基準を準用する。)</p>	<p>誤植のため削除 市の体制を具体的に追記 誤植のため削除 市の体制を具体的に追記 参集基準を具体的に追記</p>
------------------------------	---	---	--

<p>第2編 第1章 (p16)</p>	<p>3 消防機関の体制</p> <p>(1) 衣浦東部広域連合における体制 市は、衣浦東部広域連合消防計画にある配備体制と、整合性を図るように初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置（追加）ができる体制を整備する。</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等 市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。 また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置（追加）についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。 さらに、市は、衣浦東部広域連合における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p>	<p>3 消防機関の体制</p> <p>(1) 衣浦東部広域連合における体制 市は、衣浦東部広域連合消防計画にある配備体制と、整合性を図るよう初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防局における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防局との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置等ができる体制を整備する。</p> <p>(2) 消防団の充実・活性化の推進等 市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。 また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置等についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。 さらに、市は、衣浦東部広域連合における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。</p>	<p>緊急対処保護措置を追加するため「等」を追記</p>
------------------------------	--	---	------------------------------

第2編
第1章
(p16
～p17)

4 国民の権利利益の救済に係る手続等(国民保護法第6条)

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の(追加)認定があった場合には、国民保護措置(追加)の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続き項目】

項目	業務内容
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(追加)法第81条第2項
	特定物資の保管命令に関すること。(追加)法第81条第3項
	土地等の使用に関すること。(追加)法第82条(追加)
	応急公理負担に関すること。(追加)法第113条第1項(追加)6項(追加)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの(追加)法第70条第1項(追加)3項、(追加)80条第1項、第115条第1項、(追加)123条第1項
	不服申立てに関すること。(追加)法第6条、175条
訴訟に関すること。(追加)法第6条、175条	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、碧南市公文書管理規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害(追加)による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等(追加)が継続している場合及び国民保護措置(追加)に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等(国民保護法第6条)

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の認定があった場合には、国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続き項目】

項目	業務内容
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関すること。(国民保護法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関すること。(国民保護法第81条第3項)
	土地等の使用に関すること。(国民保護法第82条、災害対策基本法第64条第7項)
	応急公理負担に関すること。(国民保護法第113条第1項、同第6項)
損害補償 (法第160条)	物件の破壊に関すること(災害対策基本法第76条の3第2項)
	国民への協力要請によるもの(国民保護法第70条第1項、同第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)
不服申立てに関すること。(国民保護法第6条、175条)	
訴訟に関すること。(国民保護法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、碧南市公文書管理規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等又は緊急対処事態が継続している場合及び国民保護措置等に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

緊急対処保護措置を追加するため「等」などを追記

緊急対処保護措置を追加するため「等」などを追記

<p>第2編 第1章 (p17 ～p18)</p>	<p>第2 関係機関との連携体制の整備 市は、国民保護措置（追加）を実施するに当たり、国、県、他の市町村、衣浦東部広域連合、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について以下に定める。</p> <p>1 基本的考え方(国民保護法第35条) (1) 防災のための連携体制の活用（追加） 市は、武力攻撃事態等（追加）への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。 (2) 関係機関の計画との整合性の確保（追加） 市は、国、県、他の市町、衣浦東部広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。 (3) 関係機関相互の意思疎通（追加） 市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、円滑な連携体制を構築できる人的なネットワークを構築するよう努める。</p>	<p>第2 関係機関との連携体制の整備 市は、国民保護措置等を実施するに当たり、国、県、他の市町村、衣浦東部広域連合、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制整備のあり方について以下に定める。</p> <p>1 基本的考え方(国民保護法第35条) (1) 防災のための連携体制の活用(国民保護法第3条第4項、同法第32条第2項第6号)、事態対処法第3条第1項) 市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。 (2) 関係機関の計画との整合性の確保(国民保護法第35条第3項) 市は、国、県、他の市町、衣浦東部広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。 (3) 関係機関相互の意思疎通(国民保護法第3条第4項) 市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、円滑な連携体制を構築できる人的なネットワークを構築するよう努める。</p>	<p>緊急対処保護措置を追加するため「等」を追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>緊急対処保護措置を追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p>
---------------------------------------	---	--	--

<p>第2編 第1章 (p18)</p>	<p>2 県との連携(国民保護法第35条)</p> <p>(1) 県の連絡先の把握等 市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施において、支援要請等が円滑に実施できるよう、県との連携を図る。</p> <p>(2) 県との情報共有(追加) 警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。</p> <p>(3) 市国民保護計画の県への協議(追加) 市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置の整合性の確保を図る。</p> <p>(4) 警察との連携 市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等(追加)において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。</p>	<p>2 県との連携(国民保護法第35条)</p> <p>(1) 県の連絡先の把握等 市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署(担当部局名、所在地、電話(FAX)番号、メールアドレス等)について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施において、支援要請等が円滑に実施できるよう、県との連携を図る。</p> <p>(2) 県との情報共有 警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。</p> <p>(3) 市国民保護計画の県への協議(国民保護法第35条第5項) 市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置の整合性の確保を図る。</p> <p>(4) 警察との連携 市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。</p>	<p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>緊急対処保護措置を追記</p>
------------------------------	---	---	--

<p>第2編 第1章 (p18 ～p19)</p>	<p>3 近接市町との連携 (1) 近接市町との連携 市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害（追加）の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。</p> <p>4 指定公共機関等との連携(国民保護法第147条)</p> <p>(2) 医療機関との連携 市は、（追加）事態（追加）発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。 また、特殊な（追加）災害への対応が迅速に行えるよう、(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p> <p>(追加)</p> <p>5 ボランティア団体等に対する支援(国民保護法第4条)</p> <p>(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援 市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等（追加）においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。 (追加)</p>	<p>3 近接市町との連携 (1) 近接市町との連携 市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。</p> <p>4 指定公共機関等との連携(国民保護法第147条)</p> <p>(2) 医療機関との連携 市は、武力攻撃事態災害又は緊急対処事態における災害発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。 また、特殊な武力攻撃事態災害又は緊急対処事態における災害への対応が迅速に行えるよう、(公財)日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p> <p>要協議（県計画に合わせた追記）</p> <p>5 消防団の充実・活性化の推進 消防団は、避難する市民等の誘導等に重要な役割を担うことから、市は消防団への参加促進、消防団に係る広報活動等を積極的に実施する。加えて、消防団の充実・活性化を図る。</p> <p>6 ボランティア団体等に対する支援(国民保護法第4条)</p> <p>(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援 市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等又は緊急対処事態においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。 また、市は武力攻撃事態等及び緊急対処事態におけるボランティアとの連携方策について、ボランティア団体等の理解・協力を得つつ検討する。</p> <p>要協議（県計画に合わせた追記）</p>	<p>緊急対処保護措置を追記</p> <p>緊急対処保護措置を追記</p> <p>県計画の記載（第2編第1章第2、4（4））を消防団の管理運営は市が行っており、市が主体となるため「広報の協力」を「広報の実施」に修正</p> <p>緊急対処保護措置を追記 ボランティア団体との連携は市でも必要であり、「事前に計画を立て、方法を検討する必要があるため県計画の記載（第2編第1章第2、6）の内容を追記</p>
---------------------------------------	---	--	---

<p>第2編 第1章 (p19 ～p20)</p>	<p>第3 通信の確保 市は、武力攻撃事態等（追加）において国民保護措置（追加）を的確かつ迅速に実施するために、非常通信体制の整備等について以下に定める。</p> <p>1 非常通信体制の整備 市は、武力攻撃事態等（追加）において円滑に国民保護措置（追加）を実施するために、関係機関との情報伝達手段の確保を図る。また、市は、国民保護措置（追加）の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p>3 非常通信体制の確保 市は、武力攻撃災害（追加）発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。 また、武力攻撃事態等（追加）における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を的確に活用する。</p>	<p>第3 通信の確保 市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するために、非常通信体制の整備等について以下に定める。</p> <p>1 非常通信体制の整備 市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において円滑に国民保護措置等を実施するために、関係機関との情報伝達手段の確保を図る。また、市は、国民保護措置等の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。</p> <p>3 非常通信体制の確保 市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。 また、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における警報や避難措置の指示等が迅速かつ確実に通知・伝達されるよう、緊急情報ネットワークシステム（E m - N e t）、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）を的確に活用する。</p>	<p>緊急対処保護措置を追加するため「等」を追記</p> <p>緊急対処保護措置を追加するため「等」を追記</p> <p>緊急対処保護措置を追加するため「等」を追記</p> <p>緊急対処保護措置を追加するため「等」を追記</p>
---------------------------------------	---	--	---

<p>第2編 第1章 (p20 ～p21)</p>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備 市は、武力攻撃事態等(追加)において、国民保護措置(追加)に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うために準備すべき事項について以下に定める。</p> <p>1 基本的考え方(国民保護法第41条) (1) 情報収集・提供のための体制の整備(追加) 市は、武力攻撃等の状況、国民保護措(追加)置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民(追加)に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p> <p>(2) 運用面の表中 「・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域市民(追加)への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う」</p> <p>(3) 情報の共有 市は、国民保護措置(追加)の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備(国民保護法第47条) (1) 警報の伝達体制の整備 市は、(追加)知事から警報の内容の通知があった場合の市民(追加)及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めるとともに、市民(追加)及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等と適宜協議を行い、協力体制を構築するなど、避難行動要支援者及び外国人等(追加)に対する伝達に配慮する。</p>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備 市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態において、国民保護措置等に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うために準備すべき事項について以下に定める。</p> <p>1 基本的考え方(国民保護法第41条) (1) 情報収集・提供のための体制の整備(国民保護法第94条第1項、同第126条第2項、同法第127条第1項) 市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置等の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び市民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p> <p>(2) 運用面の表中 「・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、(削除)市民等への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う」</p> <p>(3) 情報の共有 市は、国民保護措置等の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティ等に留意しながらデータベース化等に努める。</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備(国民保護法第47条) (1) 警報の伝達体制の整備 市は、県知事から警報の内容の通知があった場合の市民等及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めるとともに、市民等及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等と適宜協議を行い、協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に配慮する。</p>	<p>緊急対処保護措置を追加するため「等」を追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>緊急対処保護措置を追加するため「等」を追記</p> <p>表現の統一</p> <p>緊急対処保護措置を追加するため「等」を追記</p> <p>表現の統一</p>
---------------------------------------	---	--	---

<p>第2編 第1章 (p 22)</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備(国民保護法第47条)</p> <p>(3) 警察との連携 市は、武力攻撃事態等において、市民(追加)に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、船舶内にある者に対する場合等、必要に応じて名古屋海上保安部衣浦海上保安署との協力体制を構築する。</p> <p>(4) 国民保護に係るサイレンの市民等への周知 国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して市民(追加)に十分な周知を図る。</p> <p>(6) 民間事業者からの協力の確保 市は、県と連携して、民間事業者が警報の内容の伝達や市民(追加)の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。 その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。</p>	<p>2 警報等の伝達に必要な準備(国民保護法第47条)</p> <p>(3) 警察との連携 市は、武力攻撃事態等において、市民等に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察との協力体制を構築する。また、船舶内にある者に対する場合等、必要に応じて名古屋海上保安部衣浦海上保安署との協力体制を構築する。</p> <p>(4) 国民保護に係るサイレンの市民等への周知 国民保護に係るサイレン音(「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知)については、訓練等の様々な機会を活用して市民等に十分な周知を図る。</p> <p>(6) 民間事業者からの協力の確保 市は、県と連携して、民間事業者が警報の内容の伝達や市民等の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。 その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。</p>	<p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p>
-------------------------------	---	--	--

<p>第2編 第1章 (p 22 ～p 23)</p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備(国民保護法第94条)</p> <p>(2) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難(追加)市民及び武力攻撃災害(追加)により死亡し又は負傷した市民の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。ただし、(追加)事態の状況等を勘案し、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法によることもできるものとする。 また、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号を用いて行う。</p> <p>(3) 安否情報収集のための体制整備 市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者(追加)及び安否情報の回答責任者(追加)等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。</p> <p>(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握 市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等(追加)安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ(追加)把握する。(追加)</p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備(国民保護法第94条)</p> <p>(2) 安否情報の種類及び報告様式 市は、避難した市民等及び武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡し又は負傷した市民等の安否情報に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。ただし、武力攻撃事態又は緊急対処事態の状況等を勘案し、やむを得ない場合は、市長が適当と認める方法によることもできるものとする。 また、安否情報の収集は、安否情報省令第1条に規定する様式第1号及び様式第2号を用いて行う。</p> <p>(3) 安否情報収集のための体制整備 市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者(調査支援部市民班市民係長(市民係長))及び安否情報の回答責任者(調査支援部市民班長(市民課長))等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制(担当の配置や収集方法・収集先等)の確認を行う。</p> <p>(4) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握 市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等の安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、あらかじめ連絡先を把握する。</p> <p>(5) 日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集への協力 県知事が協力し、日本赤十字社が行う外国人に関する安否情報の収集が円滑に行われるよう、市域内の在住外国人の把握に努める。</p>	<p>表現の統一 緊急対処保護措置を追記</p> <p>担当者を具体的に記載</p> <p>把握は事業所等の連絡先にとどめるため修正 外国人の安否確認も必要であり、国民保護法第96条第2項で「地方公共団体の長(市長)は、安否情報の収集に協力しなければならない」となっていること及び事前準備できる情報として「市域内の在住外国人」のみであるため県計画の記載(第2編第1章第4、3(4))を修正し、追記</p>
		<p>要協議(県計画に合わせた追記)</p>	

<p>第2編 第1章 (p 23)</p>	<p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備(国民保護法第126条) (2) 担当者の育成 市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等(追加)の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。</p>	<p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備(国民保護法第126条) (2) 担当者の育成 市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等(安否情報システムの操作等)の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。</p>	<p>具体的なシステム名を追記</p>
<p>第2編 第1章 (p 23)</p>	<p>第5 研修及び訓練 市職員は、市民(追加)の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置(追加)の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等(追加)における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を以下に定める。</p>	<p>第5 研修及び訓練 市職員は、市民等の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置等の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等又は緊急対処事態における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を以下に定める。</p>	<p>緊急対処保護措置を追加するため「等」などを追記</p>
<p>第2編 第1章 (p 24)</p>	<p>2 訓練(国民保護法第42条(追加)) (1) 市における訓練の実施 市は、近隣市町、衣浦東部広域連合、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置(追加)についての訓練を実施し、武力攻撃事態等(追加)における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、衣浦東部広域連合、警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊等との連携による、NBC攻撃などにより発生する武力攻撃災害(追加)への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>	<p>2 訓練(国民保護法第42条、事態対処第4条第2項) (1) 市における訓練の実施 市は、近隣市町、衣浦東部広域連合、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置等についての訓練を実施し、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における対処能力の向上を図る。 訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、衣浦東部広域連合、警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊等との連携による、NBC攻撃などにより発生する武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</p>	<p>根拠の追記 緊急対処保護措置を追加するため「等」などを追記</p>

<p>第2編 第1章 (p 24)</p>	<p>2 訓練(国民保護法第42条(追加))</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項 訓練に当たっては、以下の事項に留意する。</p> <p>① 国民保護措置(追加)と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。</p> <p>② 国民保護措置(追加)についての訓練の実施においては、市民(追加)の避難誘導や救援等に当たり、町内会(追加)の協力を求めるとともに、特に避難行動要支援者及び外国人等配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>④ 市は、町内会、自主防災組織などと連携し、市民(追加)に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民(追加)の参加が容易となるよう配慮する。</p>	<p>2 訓練(国民保護法第42条、事態対処第4条第2項)</p> <p>(3) 訓練に当たっての留意事項 訓練に当たっては、以下の事項に留意する。</p> <p>① 国民保護措置等と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。</p> <p>② 国民保護措置等についての訓練の実施においては、市民等の避難誘導や救援等に当たり、町内会や自主防災組織の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>④ 市は、町内会、自主防災組織などと連携し、市民等に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、市民等の参加が容易となるよう配慮する。</p>	<p>緊急対処保護措置を追加するため「等」を追記</p> <p>災害時の「共助」主体は自主防のため追記</p> <p>表現の統一</p>
-------------------------------	---	--	--

第2編
第2章
(p 26)

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について以下に定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集(追加)

市は、迅速(追加)に避難(追加)市民(追加)の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等、必要な基礎的資料を準備する。

【市国民保護対策本部において集約、整理する基礎的資料】

- ① 住宅地図
- ② 市の区域内の道路網リスト
- ③ 輸送力のリスト
- ④ 避難施設のリスト
- ⑤ 備蓄物資、調達可能な物資のリスト
- ⑥ 生活関連等施設のリスト
- ⑦ 関係機関(国、県、市町村、民間事業者等)の連絡先
- ⑧ 町内会、自主防災組織等の連絡先
- ⑨ 消防機関の連絡先
- ⑩ 避難行動要支援者名簿

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関(追加)教育委員会、消防機関(追加)、都道府県、(追加)警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを(追加)参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターン(追加)をあらかじめ作成する。この場合において、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難方法について配慮するものとする。

(6) 学校や事業所との連携(追加)

市は、学校や(追加)大規模な事業所(追加)における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認(追加)する。

第2章 避難、救援(削除)に関する平素からの備え

避難、救援(削除)に関する平素からの備えに関して必要な事項について以下に定める。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の準備

市は、迅速かつ適切に避難する市民等の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等、必要な基礎的資料を準備する。

【市国民保護対策本部において集約、整理する基礎的資料】

- ① 住宅地図
- ② 市の区域内の道路網リスト
- ③ 輸送手段及び輸送力のリスト
- ④ 避難施設のリスト
- ⑤ 備蓄物資、調達可能な物資(調達先を含む。)のリスト
- ⑥ 生活関連等施設のリスト
- ⑦ 関係機関(国、県、市町村、民間事業者等)の連絡先
- ⑧ 町内会、自主防災組織等の連絡先
- ⑨ 消防機関の連絡先
- ⑩ 避難行動要支援者名簿
- ⑪ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)リスト
- ⑫ 社会福祉施設、医療施設の収容能力リスト

要協議(記載内容の追記)

(2) 避難実施要領パターン作成

市は、関係機関(碧南市教育委員会、衣浦東部広域連合、県、碧南警察署、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成する「避難実施要領のパターン作成の手引き」等を参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、パターン別の避難実施要領をあらかじめ作成する。この場合において、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難方法について配慮するものとする。

(3) 多数の者が利用又は居住する施設の管理者への要請

市は、学校、病院、駅、大規模な事業所及び大規模集合住宅等の多数の者が利用する又は居住する施設の管理者に対し、避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、(削除)集団で避難することを踏まえて、平素から、(削除)避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認することを要請する。

要協議(記載内容の追記)

県計画の記載(第2編第2章)に合わせ、削除
県計画の記載(第2編第2章1(1))に合わせ、修正

国民保護法第11条の県の実施する国民の保護のための措置への協力並びに、第16条の市の実施する国民の保護のための措置や第75条に記された救援及び第94条の安否情報の収集等に資する基礎資料を準備しておく必要がある。要配慮者の所在や避難先を事前かつ具体的に把握しておく必要があるため⑪⑫を追記

消防庁国民保護室長からパターン別の避難実施要領の作成が求められたため追記

県計画の記載(第2編第2章1(3))に合わせ、記載順を修正、及び国民保護法第42条第3項により、「地方公共団体の長は、住民の避難に関する訓練への参加について協力を要請することができる」とあるため県計画の記載(第2編第2章1(3))に合わせ修正

<p>第2編 第2章 (p 26 ～p 27)</p>	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 隣接する市町との連携の確保 市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。</p> <p>(3) 避難行動要支援者(追加)への配慮 市は、避難する市民(追加)の誘導に当たっては、自ら避難することが困難な者の避難について、避難行動要支援者を考慮した避難対策を講じる。</p> <p>(4) 外国人への配慮 (追加) 避難時の誘導の際は、外国人にも的確に情報の伝達ができるよう対策を講ずる。 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(5) 民間事業者からの協力の確保 市は、避難(追加)市民(追加)の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。</p>	<p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(4) 名古屋鉄道株式会社との連携の確保 市は、市内で運行される鉄道(名古屋鉄道三河線)事業者に対して、的確かつ迅速な状況判断により、災害や事故への対応に準じて適切な旅客の誘導に必要な措置の実施について意見交換を行うこと等により、緊密な連携を確保する。</p> <p>要協議(記載内容の追記)</p> <p>(5) 隣接する市町との連携の確保 市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。</p> <p>(6) 要配慮者への配慮 市は、避難する市民等の誘導に当たっては、自ら避難することが困難な者の避難について、避難行動要支援者を考慮した避難対策を講じる。また、避難時の誘導の際は、外国人にも的確に情報の伝達ができるよう対策を講ずる。</p> <p>要協議(記載内容の追記)</p> <p>(7) 電気通信事業者との協議 市は、県が行う避難する市民等に対する通信手段の確保に当たって必要な通信設備の臨時の設置に関する条件等について、電気通信事業者と協議に協力する。</p> <p>(8) 医療関係団体との協議 市長は、碧南市医師会及び碧南市看護師会等の医療関係団体に対し救護所の派遣要請など、適切な医療の実施をあらかじめ協議する。 この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。</p> <p>(9) 消防機関と医療機関の連絡・連携体制等の整備促進 市は、迅速な患者の搬送や患者の急増等に対応するため、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図る。</p> <p>(10) 民間事業者からの協力の確保 市は、避難する市民等の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。</p>	<p>市域には旅客運送事業者は名鉄しかなく、碧南中央駅を除き、市域の駅は無人駅のため事前に意見交換等を行っておく必要がある。県経由では詳細調整ができないことから県計画の記載(第2編第2章1(4))に合わせ、具体的に追記 県計画の記載(第2編第2章1(5))に合わせ、記載順を修正</p> <p>表現の統一</p> <p>県計画の記載(第2編第2章1(6))に合わせ、県が実施する電話会社との協議に情報提供等の協力が必要と考えるため追記 開設する救護所等の要領を事前に協議する必要があるため県計画の記載(第2編第2章1(7))を参考に追記 市は県が実施する救援の補助を行うため事前に、消防機関等との連絡体制を整備する必要があるため県計画の記載(第2編第2章1(8))を参考に追記 県計画に記載がないため記載順を修正</p>
---	---	--	--

<p>第2編 第2章 (p 27)</p>	<p>2 避難実施要領のパターンの作成 市は、関係機関(教育委員会、消防機関、都道府県、警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊等)と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、自ら避難することが困難な避難行動要支援者の避難方法について配慮するものとする。</p>	<p>(削除)</p>	<p>第2編第2章1(2)で記載したため削除</p>
<p>第2編 第2章 (p 27 ～p 28)</p>	<p>3 救援に関する基本的事項(国民保護法第76条) (1) 県との調整 市は、県から救援の一部の事務を当該市において(追加)行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容(追加)や県との調整事項等について、あらかじめ県と必要な調整をしておく。</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難(追加)市民(追加)や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。 (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。 (2) 運送経路の把握等 市は、武力攻撃事態等(追加)における避難(追加)市民(追加)や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市区域に係る運送経路の情報を共有する。</p>	<p>2 救援に関する基本的事項(国民保護法第76条) (1) 県との調整 市は、県から救援の一部の事務を(削除)市(削除)で行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容、地域等や県との調整事項等について、あらかじめ県と必要な調整をしておく。</p> <p>3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等 市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難する市民等や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。 (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握 市は、県が保有する(削除)市(削除)域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。 (2) 運送経路の把握等 市は、武力攻撃事態等又は緊急対処事態における避難する市民等や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市(削除)域に係る運送経路の情報を共有する。</p>	<p>表現の修正 県計画の記載(第2編第2章1(5)「地域等」が記載されているため追記</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>緊急対処保護措置を追加するため追記</p>

<p>第2編 第2章 (p28)</p>	<p>5 避難施設の指定への協力 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。 市は、県が指定した避難施設に関する情報を県と共有するとともに、県と連携して市民に周知する。</p> <p style="text-align: right;">要協議（県計画に合わせた追記）</p>	<p>4 避難施設の指定への協力等</p> <p>(1) 避難施設の指定 市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県の避難施設の指定に協力する。</p> <p>(2) 避難施設の周知 市は、県が指定した避難施設に関する情報を県と共有するとともに、県と連携して市民等に周知する。</p> <p>(3) 避難施設の指定に当たっての留意事項</p> <p>① 学校・公民館・体育館等の施設を避難所、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、公園・広場・駐車場等の施設を避難の際の一時集合場として指定するよう県へ情報提供する。</p> <p>② 爆風等から直接の被害を軽減するための一時避難に活用する観点から、コンクリート造り等の堅ろうな建築物を指定するよう県へ情報提供する。</p> <p>③ 武力攻撃事態等又は緊急対処事態において避難施設に市民等を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するよう県へ情報提供する。</p> <p>④ 引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）第28条により定めるもの（以下「危険物質等」という。）の取扱所（JERA碧南火力発電所、出光興産碧南LPG基地、トヨタ自動車衣浦工場、衣浦ユーティリティ、石実メッキ工業所、ガソリンスタンド等）に隣接した場所、土砂災害のおそれのある急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないよう県へ情報提供する。</p> <p>⑤ 物資等の搬入・搬出及び避難した市民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難した市民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう県へ情報提供する。</p>	<p>記載されている情報は、県計画の記載（第2編第2章4（1））では、指定のための情報であり、避難所の周知は市でも行う必要がある。加えて、指定に当たっての留意事項は必要であるため区分して、記載</p> <p>(1)国民保護法第148条第1項に「避難所の指定は県」となっているため追記 (2)周知の内容のため標題を「避難施設の周知」と記載 (3)県計画の記載（第2編第2章4（2））を市の状況に合わせて修正 ③大都市部ではないため「大都市に～努める」を削除 ④碧南市に所在する危険物質等の取り扱い施設を具体的に記載</p>
------------------------------	--	---	--

<p>第2編 第2章 (p 28)</p>	<p>6 生活関連等施設の把握等(国民保護法第102条) 安全の確保に特別な配慮が必要な生活関連等施設の把握及び管理者に対する安全確保の留意点の周知等について以下に定める。 (1) 生活関連等施設の把握等 市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握し、また自らが保有する情報に基づき、県との連絡態勢を整備する。 また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。 【生活関連等施設の種類及び所管省庁】 (2) 市が管理する公共施設等における警戒(国民保護法第102条第3項) 市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。 この場合において、警察及び衣浦海上保安署等との連携を図る。</p>	<p>(削除)</p>	<p>県計画の記載(第2編第3章)に合わせ第3章に記載したため削除</p>
-------------------------------	---	-------------	---------------------------------------

第2編
第3章
(p 29)

(追加)

要協議（記載事項の追記）

第3章 生活関連等施設の把握等

安全の確保に特別な配慮が必要な武力攻撃事態等及び緊急対処事態において、武力攻撃災害の発生又は緊急対処事態における災害又はその拡大を防止するため、安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又は安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設で、国民保護法施行令第27条で定める施設（以下この条において「生活関連等施設」という。）の把握及び管理者に対する安全確保の留意点の周知等について以下に定める。

1 生活関連等施設の把握等

市は、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握し、また自らが保有する情報に基づき整理し、県との連絡態勢を整備する。整理項目は以下のとおり。

- ・ 施設の種類
- ・ 名称
- ・ 所在地
- ・ 管理者名
- ・ 連絡先
- ・ 危険物質等の内容物
- ・ 施設の規模

2 生活関連施設の安全確保の留意点

市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

(1) 管理者に対する安全確保の留意点の通知(国民保護法第102条第1項)

県知事は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知させ、併せて施設管理の実態に応じた関係機関と施設の管理者との連絡網の構築に努める。

(2) 管理者に対する要請(国民保護法第102条第1項)

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等及び緊急対処事態における安全確保措置について定めるよう要請する。この場合において、県は、施設の管理者がその自主的な判断に基づき安全確保措置について定めることに留意する。

第2章6の内容を県計画の記載（第2編第3章）に合わせ第3章として記載

県計画の記載（第2編第3章）に業務の参考とするとともに国民保護法第102条第1項の条文を追記

県計画の記載（第2編第3章1（1））を参考に追記
県計画の記載（第2編第3章1（2））は県警察を通じて碧南警察署に提供されるため削除、

県計画の記載（第2編第3章2）に生活関連施設の安全確保の根拠を追記

(1)(2)生活関連施設の安全確保は県が行うが、市でも県がどのような措置を行うかを把握する必要があるため県計画の記載（第2編第3章2）を参考に追記

第2編
第3章
(p29
~p30)

(追加)

2 生活関連施設の安全確保の留意点

(3) 管理者に対する助言

警察は、県知事、市長若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘察し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行う。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム	国土交通省、農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高圧ガス	経済産業省
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	8号	毒劇薬（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

要協議（記載事項の追記）

(3)生活関連施設の安全確保は県が行うが、市でも何を実施するのかを把握する必要があるため県計画の記載（第2編第3章2）を参考に追記

(4) 市が管理する生活関連等施設における警戒(国民保護法第102条第3項~同条第5項)

市は、管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。この場合において、碧南警察署、衣浦東部広域連合及び衣浦海上保安署等との連携を図る。

(4)市が管理する生活関連施設もあるため県計画の記載（第2編第3章2（2））参考に追記

3 廃棄物の特例に関する検討（国民保護法第124条第3項、同第4項）

環境大臣が、大規模な武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生による生活環境の悪化を防止することが特に必要であると認め、特例地域を指定したときに備え、市は、県が把握した既存の廃棄物処理業者による廃棄物処理能力に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

県計画の記載（第2編第3章3）に廃棄物処理能力は県が把握することとなっている。本業務は、市が県の業務の補助を担う可能性がある業務のため県計画を参考に追記

要協議（県計画に合わせた追記）

<p>第2編 第4章 (p 31)</p>	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備 市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について以下に定める。</p> <p>1 市における備蓄(追加)(国民保護法(追加)第146条(追加)147条)</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係 市民(追加)の避難や避難(追加)市民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置(追加)のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等(追加)において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。</p> <p>(2) 国民保護措置(追加)の実施のために必要(追加)な物資及び資材国民保護措置(追加)の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄、調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。なお、その種類により保冷する必要があるワクチンもあるため、県及び医療機関と連絡調整し、保冷器具(クーラーボックス等)の配備にも留意するよう努める。</p> <p>(3) 県との連携 市は、国民保護措置(追加)のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。 また、武力攻撃事態等(追加)が長期にわたった場合においても、国民保護措置(追加)に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。</p>	<p>第4章 物資及び資材の備蓄、整備 市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について以下に定める。</p> <p>1 市における備蓄、整備(国民保護法第142条、同法第146及び同法第147条)</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係 市民等の避難や避難した市民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態又は緊急対処事態において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。</p> <p>(2) 国民保護措置等の実施のために特有な物資及び資材 国民保護措置等の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄、調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。なお、その種類により保冷する必要があるワクチンもあるため、県及び医療機関と連絡調整し、保冷器具(クーラーボックス等)の配備にも留意するよう努める。</p> <p>(3) 県との連携 市は、国民保護措置等のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。 また、武力攻撃事態又は緊急対処事態が長期にわたった場合においても、国民保護措置等に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する</p>	<p>根拠の追記</p> <p>表現の統一</p> <p>緊急対処保護措置を追加するため「等」などを追記</p> <p>県計画(第2編第4章1(1)(2))の表現に合わせ修正</p> <p>緊急対処保護措置を追加するため「等」などを追記</p>
-------------------------------	---	--	--

<p>第2編 第4章 (p 31 ～p 32)</p>	<p>2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 (1) 施設及び設備の整備及び点検 市は、国民保護措置 (追加) の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。 (3) 復旧のための各種資料等の整備等 市は、武力攻撃災害 (追加) による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。</p>	<p>2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等 (1) 施設及び設備の整備及び点検 市は、国民保護措置等の実施も念頭におきながら、(削除) 管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。 (3) 復旧のための各種資料等の整備等 市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。</p>	<p>緊急対処保護措置を追加するため「等」などを追記</p>
<p>第2編 第5章 (p 33)</p>	<p>第4章 国民保護に関する啓発 武力攻撃災害 (追加) による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等 (追加) において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等 (追加) において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を以下に定める。 1 国民保護措置 (追加) に関する啓発(国民保護法第43条) (1) 啓発の方法 市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、(追加) 広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、避難行動要支援者及び外国人等 (追加) に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。</p>	<p>第5章 国民保護に関する啓発 武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害による被害を最小限化するためには、市民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等又は緊急処理事態において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等又は緊急処理事態において市民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を以下に定める。 1 国民保護措置等に関する啓発(国民保護法第43条) (1) 啓発の方法 市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、国民保護措置等の重要性並びに赤十字標章及び特殊標章の使用の意義の啓発について、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、(削除) 継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。</p>	<p>緊急対処保護措置を追加するため「等」などを追記</p> <p>市管理施設に碧南市民碧南病院があるため赤十字標章を追記</p> <p>表現の統一</p>

<p>第2編 第5章 (p 33)</p>	<p>2 武力攻撃事態等（追加）において市民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に対する通報義務（国民保護法第98条）、不審物等が発見した場合の施設等の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。</p> <p>また、市は、弾道ミサイル攻撃やテロのような武力攻撃事態が発生した場合等に市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。</p> <p>また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。</p>	<p>2 武力攻撃事態等及び緊急対処事態において市民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の兆候を発見した場合の市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に対する通報義務（国民保護法第98条第1項）、不審物等が発見した場合の施設等の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。</p> <p>また、市は、弾道ミサイル攻撃やテロのような武力攻撃事態が発生した場合等に市民がとるべき対処（避難、車両運転者がとるべき措置等）についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。</p> <p>また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。</p>	<p>緊急対処保護措置を追加するため「等」などを追記</p> <p>具体的に記載</p>
<p>第3編 第1章 (p 34)</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 1 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置 1 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制</p>	<p>県計画の記載（第3編第1章1）及び国民保護法の規定に合わせ修正</p>

<p>第3編 第1章 (p 34 ～ p 35)</p>	<p>1 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制</p> <p>(1) 市(追加)対策本部を設置すべき通知を受けた場合(追加)</p> <p>市長は、内閣総理大臣から総務大臣(消防庁)を經由して市(追加)対策本部を設置すべき通知を受けた場合には、直ちに、市(追加)対策本部を設置し、全職員による第3次非常配備を指令する。</p> <p>なお、避難、救援等の国民保護措置の実施状況に応じて、市長は、全職員による第3次非常配備の規模を段階的に縮小することができる。</p> <p>(2) 市(追加)対策本部を設置すべき通知がない場合</p> <p>① 市国民保護連絡室(以下「市連絡室」という。)の設置市長は、他の地域(追加)において武力攻撃災害が発生したことなどにより武力攻撃事態等が認定された場合は、必要に応じて関係部局の所要職員による第1次非常配備警戒体制を指令する。</p> <p>② 市国民保護対策室(以下「市対策室」という。)の設置市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、(追加)当該武力攻撃災害による市民(追加)の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市(追加)対策室を設置し、関係部局による所要職員による第2次非常配備を指令する。</p> <p>(3) 市(追加)対策本部を設置すべき市の指定の要請(追加)</p> <p>市は、市(追加)対策本部を設置すべき指定を受けていない場合において、必要があると認めるときは、(追加)知事を経由して、内閣総理大臣に対し、「市(追加)対策本部を設置すべき市の指定」を行うよう要請をすることができる。</p>	<p>1 武力攻撃事態等の認定後における国民保護措置の実施体制</p> <p>(1) 市国民保護対策本部を設置すべき通知を受けた場合(国民保護法第25条第1項)</p> <p>市長は、内閣総理大臣から総務大臣(消防庁)を經由して市国民保護対策本部を設置すべき通知を受けた場合には、直ちに、市国民保護対策本部を設置し、全職員による第3次非常配備を指令する。</p> <p>なお、避難、救援等の国民保護措置の実施状況に応じて、市長は、全職員による第3次非常配備の規模を段階的に縮小することができる。</p> <p style="text-align: center;">要協議(記載事項の追記)</p> <p>(2) 市国民保護対策本部を設置すべき通知がない場合</p> <p>① 市国民保護連絡室(削除)の設置 市長は、愛知県(市域を除く。)が武力攻撃予測事態に認定された場合又は近隣県において武力攻撃災害が発生したことなどにより武力攻撃事態等が認定された場合は、必要に応じて関係部局の所要職員による第1次非常配備警戒体制を指令する。</p> <p>② 市国民保護対策室(削除)の設置 市長は、市域が武力攻撃予測事態に認定された場合又は愛知県内(市域を除く。)において武力攻撃災害が発生したことなどにより武力攻撃事態等が認定された場合、当該武力攻撃(削除)による市民等の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市国民保護対策室を設置し、関係部局による所要職員による第2次非常配備を指令する。</p> <p>(3) 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請(国民保護法第26条第2項)</p> <p>市は、市国民保護対策本部を設置すべき指定を受けていない場合において、必要があると認めるときは、県知事を経由して、内閣総理大臣に対し、「市国民保護対策本部を設置すべき市の指定」を行うよう要請をすることができる。</p>	<p>国民保護と事態対処の対策本部を区別するため追記</p> <p>県計画の記載(第3編第1章1(2)②)に参考に修正</p> <p>県計画の記載(第3編第1章1(2)①)に参考に修正</p> <p>根拠の追記</p> <p>表現の統一</p>
--	--	---	--

<p>第3編 第1章 (p 35)</p>	<p>2 武力攻撃事態等の認定前の対応 武力攻撃事態等の認定前については、被害等が発生した当初はその発生原因が分からず、緊急に対応することが多いと予想される。 このため、武力攻撃事態等の認定前においては、災害対策の体制を効果的に活用することとし、情報収集・連絡調整を図るとともに、応急対策を的確に実施する。 なお、被害等に係る事案の態様が、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、必要に応じて災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。 その後、政府において、事態認定が行われた場合、速やかに市(追加)連絡室又は市(追加)対策室を設置し、災害対策本部を廃止する。 【市(追加)対策本部への移行に要する調整イメージ図】</p>	<p>2 武力攻撃事態等の認定前の対応 武力攻撃事態等の認定前については、被害等が発生した当初はその発生原因が分からず、緊急に対応することが多いと予想される。 このため、武力攻撃事態等の認定前においては、災害対策の体制を効果的に活用することとし、情報収集・連絡調整を図るとともに、応急対策を的確に実施する。 なお、被害等に係る事案の態様が、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に該当する場合にあっては、必要に応じて災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。 その後、政府において、事態認定が行われた場合、速やかに市国民保護連絡室(削除)、市国民保護対策室又は市国民保護対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。 【市国民保護対策本部への移行に要する調整イメージ図】</p>	<p>国民保護と事態対処の対策本部を区別するため追記</p>
-------------------------------	--	---	--------------------------------

<p>第3編 第2章 (p 36)</p>	<p>第2章 市(追加)対策本部の設置等 市(追加)対策本部を設置する場合の手順や市(追加)対策本部の組織、機能等について以下に定める。</p> <p>1 市(追加)対策本部の設置(国民保護法第25(追加)26、27、28、29、(追加)30条)</p> <p>(1) 市(追加)対策本部の設置の手順 市(追加)対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。</p> <p>① 市(追加)対策本部を設置すべき市の指定の通知 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び(追加)知事を通じて市(追加)対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。</p> <p>② 市長による市(追加)対策本部の設置 指定の通知を受けた市長は、直ちに市(追加)対策本部を設置する。なお、事前に市(追加)連絡室又は市(追加)対策室を設置していた場合は、市(追加)対策本部に切り替えるものとする。</p> <p>③ 市(追加)対策本部長及び市(追加)対策本部職員の参集 市防災課担当者は、市(追加)対策本部長、市(追加)対策本部職員等に対し、参集(追加)基準を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>④ 市(追加)対策本部の開設 市防災課担当者は、市庁舎会議室4・5に市(追加)対策本部を開設するとともに、市(追加)対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。 市長は、市(追加)対策本部を設置したときは、市議会(追加)及び衣浦東部広域連合(追加)に市(追加)対策本部を設置した旨を連絡する。</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保 市は、市(追加)対策本部が被災した場合等、市(追加)対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市(追加)対策本部の予備施設をあらかじめ下記のように指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。 また、市区域外への避難が必要で、市区域内に市(追加)対策本部を設置することができない場合には、(追加)知事と市(追加)対策本部の設置場所について協議を行う。</p>	<p>第2章 市国民保護対策本部の設置等 市国民保護対策本部を設置する場合の手順や市国民保護対策本部の組織、機能等について以下に定める。</p> <p>1 市国民保護対策本部の設置(国民保護法第25～同法第30条)</p> <p>(1) 市国民保護対策本部の設置の手順 市国民保護対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。</p> <p>① 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び県知事を通じて市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。</p> <p>② 市長による市国民保護対策本部の設置 指定の通知を受けた市長は、直ちに市国民保護対策本部を設置する。なお、事前に市国民保護連絡室又は市国民保護対策室を設置していた場合は、市国民保護対策本部に切り替えるものとする。</p> <p>③ 市国民保護対策本部長及び市国民保護対策本部職員の参集 市防災課担当者は、市国民保護対策本部長、市国民保護対策本部職員等に対し、非常配備体制表の基準を活用し、市国民保護対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>④ 市国民保護対策本部の開設 市防災課担当者は、市庁舎会議室4・5に市国民保護対策本部を開設するとともに、市国民保護対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。 市長は、市国民保護対策本部を設置したときは、市議会、碧南警察署、衣浦東部広域連合及び陸上自衛隊第10特科連隊に市国民保護対策本部を設置した旨を連絡する。</p> <p>⑥ 本部の代替機能の確保 市は、市国民保護対策本部が被災した場合等、市国民保護対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市国民保護対策本部の予備施設をあらかじめ下記のように指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。 また、市(削除)域外への避難が必要で、市(削除)域内に市国民保護対策本部を設置することができない場合には、県知事と市国民保護対策本部の設置場所について協議を行う。</p>	<p>国民保護と事態対処の対策本部を区別するため追記</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>参集範囲の根拠を記載</p> <p>表現の統一</p> <p>具体的な連絡先を追記</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p>
-------------------------------	--	--	--

第3編
第2章
(p37
～p38)

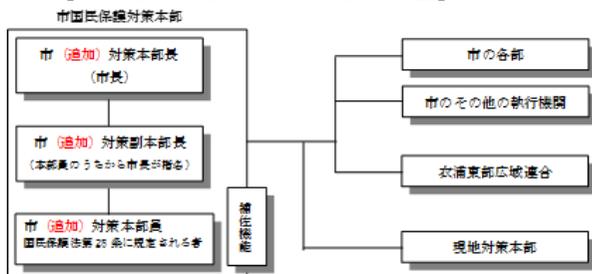
1 市(追加)対策本部の設置(国民保護法第25条(追加)←~~26、27、28、29~~、(追加)30条)

(2) 市(追加)対策本部を設置すべき市の指定の要請等(追加)

市長は、市が市(追加)対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、(追加)知事を経由して内閣総理大臣に対し、市(追加)対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市(追加)対策本部の組織構成

【市(追加)対策本部の組織構成図】



(4) 市(追加)対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市(追加)対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者(追加)」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、広報車、Wbサイトの掲載等のソーシャルメディア、へきなん防災メール及び防災行政無線(同報系)等の様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

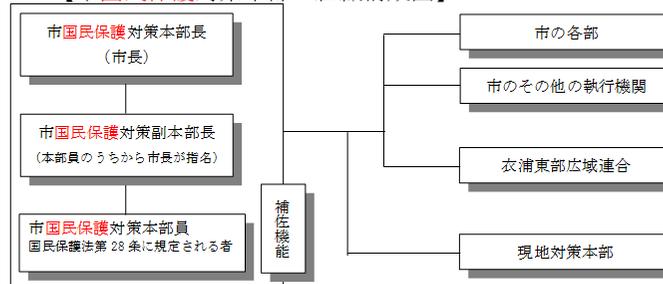
1 市国民保護対策本部の設置(国民保護法第25条～同法第30条)

(2) 市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の要請等(国民保護法第26条)

市長は、市が市国民保護対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、県知事を経由して内閣総理大臣に対し、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市国民保護対策本部の組織構成

【市国民保護対策本部の組織構成図】



(4) 市国民保護対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市国民保護対策本部における広報広聴体制を整備する。

① 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者(総務部広報班長:経営企画課長)」を設置する。

② 広報手段

広報誌、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、広報車、Wbサイトの掲載等のソーシャルメディア、へきなん防災メール及び防災行政無線(同報系)等の様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

国民保護と事態対処の対策本部を区別するため追記
根拠の追記

表現の統一

表現の統一

職名を追記

<p>第3編 第2章 (p 38)</p>	<p>1 市 (追加) 対策本部の設置(国民保護法第25条(追加)←26、27、28、29、(追加) 30条)</p> <p>(4) 市 (追加) 対策本部における広報等</p> <p>③ 留意事項</p> <p>ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、(追加) また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。</p> <p>イ 市 (追加) 対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。</p> <p>ウ 県と連携した広報体制を構築する。 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(5) 市 (追加) 現地対策本部の (追加) 設置 (追加)</p> <p>市長 (追加) は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の (追加) 対策本部 (追加) との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市 (追加) 対策本部の事務の一部を行うため、市 (追加) 現地対策本部を設置する。</p> <p>(追加) 市現地対策本部長や市現地対策本部員は、事態の状況に応じ、市 (追加) 対策副本部長、市 (追加) 対策本部員その他の職員のうちから市 (追加) 対策本部長が指名する者をもって充てる。(追加)</p>	<p>1 市国民保護対策本部の設置(国民保護法第25条～同法第30条)</p> <p>(4) 市国民保護対策本部における広報等</p> <p>③ 留意事項</p> <p>ア 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、提供する情報の内容については、県や他市町村その他の関係機関と相互に情報交換を行い、正確性の確保に努める。また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。</p> <p>イ 市国民保護対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。</p> <p>ウ 県と連携した広報体制を構築する。</p> <p>エ 情報の錯綜等による混乱を防ぐために、行政相談(市民相談)を行い、市民相談担当(調査支援部市民班長(市民課長))を置く。</p> <p>要協議(県計画に合わせた追記)</p> <p>(5) 市国民保護対策本部の廃止</p> <p>市長は、内閣総理大臣から県知事を経由又は直接、市国民保護対策本部を設置すべき指定の解除の通知を受けたときは、遅延なく、市国民保護対策本部を廃止する。市国民保護対策本部を廃止した場合は、直ちに市議会、碧南警察署、衣浦東部広域連合及び陸上自衛隊第10特科連隊にその旨を連絡する。</p> <p>なお、武力攻撃災害の復旧・復興業務で、市国民保護対策本部に準じた体制が必要な場合は、状況に応じて、市国民保護連絡室又は市国民保護対策室に切り替えるものとする。</p> <p>要協議(県計画に合わせた追記)</p> <p>(6) 県現地対策本部が設置された場合</p> <p>県知事は、市国民保護対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等のためきめ細く行う必要がある場合等において、県対策本部の事務の一部を行うため、県現地対策本部を設置する。</p> <p>県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県副本部長、県本部員及び県本部職員の一部をもって充てられることから、事態の状況に応じ、市国民保護対策副本部長、市国民保護対策本部員その他の職員のうちから市国民保護対策本部長が指名する者を連絡員として派遣し、共同で運用する。</p> <p>要協議(記載事項の追記)</p>	<p>国民保護と事態対処の対策本部を区別するため追記表現の統一</p> <p>情報交換先を明確にする必要があるため県計画の記載(第3編第2章2(3))を参考に追記表現の統一</p> <p>相談担当を明確にする必要があることから県計画の記載(第3編第2章2(3))を参考に追記</p> <p>国民保護法第25条及び第30条によれば解除通知は総理大臣、総務大臣、県知事経由通知されるため県知事経由と記載し、県計画の記載(第3編第2章1(2))に準じ追記、加えて廃止した場合の連絡すべき具体的な連絡先及び対策本部廃止後の体制移行について記載する必要があるため追記</p> <p>廃止後に業務継続の必要がある場合の措置を追記</p> <p>現地対策本部へは市職員も派遣する必要があるため県計画の記載(第3編第2章2(4))を参考に追記</p>
-------------------------------	---	--	---

<p>第3編 第2章 (p38 ～p39)</p>	<p>1 市(追加)対策本部の設置(国民保護法第25条(追加)←26、27、28、29、(追加)30条)</p> <p>(6) 現地調整所の設置 市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(追加) 県、消防機関、警察、衣浦海上保安署、自衛隊、医療機関等(追加)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、) (追加) 関係機関との情報共有及び活動調整を行う。</p> <p>(7) 市(追加)対策本部長の権限 市(追加)対策本部長は、その区(追加)域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。</p> <p>① 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整 市(追加)対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する(追加)総合調整を行う。 (追加)</p> <p>② 県対策本部長に対する総合調整(追加)の要請 市(追加)対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。 また、市(追加)対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整(追加)を行うよう要請することを求める。 この場合において、市対(追加)策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。</p>	<p>1 市国民保護対策本部の設置(国民保護法第25条～同法第30条)</p> <p>(7) 現地調整所の設置 市長は、武力攻撃(削除)災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、(削除)現場において活動する県、消防機関、警察、衣浦海上保安署、自衛隊、医療機関等(以下「現地関係機関」という。)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、(又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、)現地関係機関との情報共有及び活動調整を行う。</p> <p>(8) 市国民保護対策本部長の権限 市国民保護対策本部長は、市域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。</p> <p>① 市(削除)域内の国民保護措置に関する総合調整 市国民保護対策本部長は、市(削除)域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する所要の総合調整を行う。 この場合において、市国民保護対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、関係機関の自主性及び自立性に配慮する。</p> <p>② 県対策本部長に対する総合調整等の要請 市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。 また、市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整及び職員の派遣を行うよう要請することを求める。 この場合において、市国民保護対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。</p>	<p>国民保護と事態対処の対策本部を区別するため追記</p> <p>県計画の記載(第3編第2章4(1))に合わせ修正</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一 救援の補助等を実施する場合、県経由だけでなく市独自の調整も必要であるため県計画の記載(第3編第2章4(1))を参考に修正</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>国民保護法第29条第3項に「県対策本部長が職員の派遣の求め」を行う。市国民保護対策本部においても必要な場合があることを考慮し、追記 表現の統一</p>
---------------------------------------	---	--	--

<p>第3編 第2章 (p 39 ～40)</p>	<p>1 市(追加)対策本部の設置(国民保護法第25条(追加)←26、27、28、29、(追加)30条) (7) 市(追加)対策本部長の権限</p> <p>③ 情報の提供の求め 市(追加)対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。</p> <p>④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め 対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。</p> <p>⑤ (追加)市教育委員会に対する措置の実施の求め 市(追加)対策本部長は、(追加)市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。 この場合において、市(追加)対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。</p>	<p>1 市国民保護対策本部の設置(国民保護法第25条～同法第30条)</p> <p>(8) 市国民保護対策本部長の権限</p> <p>③ 情報の提供の求め 市国民保護対策本部長は、県対策本部長に対し、市(削除)域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。</p> <p>④ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め 市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市(削除)域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。</p> <p>⑤ 碧南警察署及び市教育委員会に対する措置の実施の求め 市国民保護対策本部長は、碧南警察署及び市教育委員会に対し、市(削除)域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。 この場合において、市国民保護対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。</p>	<p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>措置を求める先を具体的に記載</p> <p>表現の統一</p>
<p>第3編 第2章 (p 40)</p>	<p>1 市(追加)対策本部の設置(国民保護法第25条(追加)←26、27、28、29、(追加)30条) (8) 対策本部の廃止 市長は、内閣総理大臣から、総務大臣(消防庁)及び知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止した後、直ちに議会及び衣浦東部広域連合にその旨を連絡する。</p>	<p>1 市国民保護対策本部の設置(国民保護法第25条～同法第30条)</p> <p>(削除)</p>	<p>市計画第2章1(5)で記載したため削除</p>

<p>第3編 第2章 (p 40)</p>	<p>2 通信の確保</p> <p>(2) 情報通信手段の機能確認 市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の (追加) 応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに東海総合通信局にその状況を連絡する。</p> <p>(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策 市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、市が運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。 (追加)</p>	<p>2 通信の確保</p> <p>(2) 情報通信手段の機能確認 市は、(削除) 情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の 速やかな 応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに東海総合通信局にその状況を連絡する。 要協議 (県計画に合わせた追記)</p> <p>(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策 市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、(削除) 市が運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。 また、市は電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。</p>	<p>県計画の記載 (第3編第2章5(2))に合わせ修正</p> <p>市にも災害時優先電話が配置されているため県計画の記載 (第3編第2章5(3))に合わせ修正</p>
<p>第3編 第3章 (p 41)</p>	<p>第3章 関係機関相互 (追加) の連携 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、衣浦東部広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と 相互に密接に (追加) 連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を (追加) 円滑に進めるために必要な事項について以下に定める。</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) 国・県の対策本部との連携 市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。</p> <p>なお、国の現地対策本部において武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、市 (追加) 対策本部長又は市 (追加) 対策本部長が指名する本部員が出席し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</p>	<p>第3章 関係機関等との連携 市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、衣浦東部広域連合、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関との連携や自衛隊の派遣要請を円滑に進めるために必要な事項について以下に定める。</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) 国・県の対策本部との連携 市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携 市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。(削除)</p> <p>要協議 (県計画に合わせた削除)</p> <p>なお、国の現地対策本部において武力攻撃事態等合同対策協議会が開催される場合には、市国民保護対策本部長又は市国民保護対策本部長が指名する本部員が出席し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。</p>	<p>自衛隊に対する県経由の派遣要請が必要のため県計画の記載 (第3編第3章)に合わせ修正</p> <p>現地対策本部は原則として国が設置するため県計画の記載 (第3編第3章1(2))に合わせ削除</p> <p>表現の統一</p>

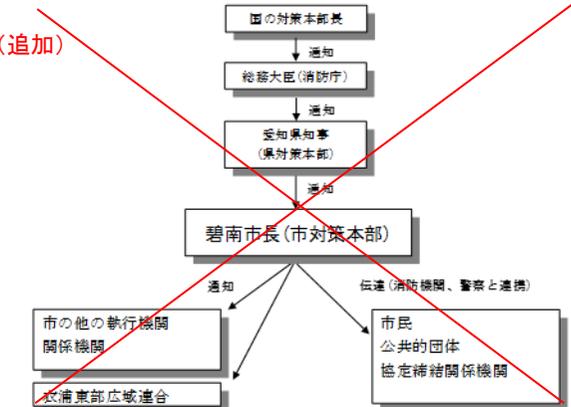
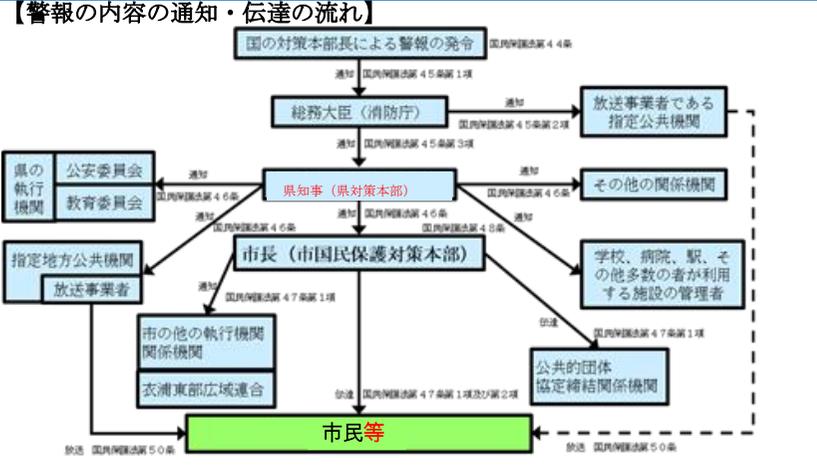
<p>第3編 第3章 (p 41 ～p 42)</p>	<p>2 (追加) 知事、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等への措置要請等(国民保護法第16条(追加) 21条)</p> <p>(1) (追加) 知事等への措置要請 (追加) 市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、(追加) 知事その他県の執行機関(以下「(追加) 知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。</p> <p>(2) (追加) 知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め (追加)</p> <p>(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請 (追加)</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等(国民保護法第20条)</p> <p>(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、(追加) 知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により(追加) 知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊愛知地方協力本部長又は市国民保護協議会委員である自衛隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。 (追加)</p>	<p>2 県知事、指定行政機関及び指定地方行政機関の長等への措置要請等(国民保護法第16条及び同法21条)</p> <p>(1) 県知事等への措置要請(国民保護法第16条第4項及び同条第5項) 市は、市(削除) 域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県知事その他県の執行機関(以下「県知事等」という。)に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。</p> <p>(2) 県知事等に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請の求め(国民保護法第21条第3項)</p> <p>(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請(国民保護法第21条第3項)</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等(国民保護法第20条)</p> <p>(1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、県知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める(国民保護等派遣)。また、通信の途絶等により県知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて自衛隊愛知地方協力本部長又は市国民保護協議会委員である自衛隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては中部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては中部航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。 要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行うことができる。 ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項 【自衛隊の活動内容の例示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難する市民等の誘導(誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等) ・ 避難した市民等の救援(食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等) ・ 武力攻撃災害への対処(被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等) ・ 武力攻撃災害の応急の復旧(危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等) 	<p>表現の統一</p> <p>根拠の追記 表現の統一</p> <p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>県が自衛隊に対し要請する際に、必要な項目を記載すれば、迅速に要請することが可能となるため県計画の記載(第3編第3章3(1))に合わせ追記</p>
---	---	--	---

要協議(県計画に合わせた追記)

<p>第3編 第3章 (p 42)</p>	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等(国民保護法第20条) (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動した部隊とも、市(追加)対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。</p> <p>4 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託(国民保護法第17条18条(追加)19条) (1) 他の市町村との連携 市は、他の市町村と連携し、各種の調整や情報共有を行う。特に市の区域を越える市民(追加)の避難を行う場合、近隣市町と緊密な連携を図る。 (2) 他の市町村への応援の要求(追加) (3) 県への応援の要求(追加) (4) 事務の一部の委託(追加)</p>	<p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等(国民保護法第20条) (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動した部隊とも、市国民保護対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。</p> <p>4 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託(国民保護法第17条~同法第19条) (1) 他の市町村との連携 市は、他の市町村と連携し、各種の調整や情報共有を行う。特に市の区域を越える市民等の避難を行う場合、近隣市町と緊密な連携を図る。 (2) 他の市町村への応援の要求(国民保護法第17条) (3) 県への応援の要求(国民保護法第18条) (4) 事務の一部の委託(国民保護法第19条)</p>	<p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p>
<p>第3編 第3章 (p 43 ~p 44)</p>	<p>5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請(国民保護法第151条152条) (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法第252条の17の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。</p> <p>6 市の行う応援等(国民保護法第17条(追加)21条) (1) 他の市町村に対して行う応援等 (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援</p>	<p>5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請(国民保護法第151条及び同法第152条) (1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人をいう。)に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法第252条の17第1項(地方公共団体職員)及び地方独立行政法人法第124条第1項(特定地方独立行政法人)の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。</p> <p>6 市の行う応援等(国民保護法第17条第1項及び同法21条第2項) (1) 他の市町村に対して行う応援等(国民保護法第17条第1項) (2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援(国民保護法第21条第2項)</p>	<p>表現の統一</p> <p>地方自治法第252条の17第1項は地方公共団体(普通、特別)職員が対象であり、行政補人の根拠が必要のため追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p>

<p>第3編 第3章 (p 44)</p>	<p>7 ボランティア団体等に対する支援等 (追加) (1) 自主防災組織等に対する支援 (追加) 市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や町内会長等の地域のリーダーとなる市民 (追加)による避難(追加)市民の誘導等の実施に関する(追加)協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織(追加)に対する必要な支援を行う。 (2) ボランティア活動への支援等 (追加) 市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可(追加)否を判断する。 また、市は、(追加)安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力して、被災地又は避難先地域におけるニーズや被災市民の活動状況を (追加)把握し、ボランティアへ(追加)情報提供する。(追加)ボランティアの生活環境への配慮、市に設置される災害ボランティアセンターにおける登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。</p> <p>8 市民への協力要請(国民保護法第4条) 市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民(追加)に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。 (追加) (1) 避難(追加)市民(追加)の誘導 (2) 避難(追加)市民等の救援</p>	<p>7 ボランティア団体等に対する支援等(国民保護法第4条第3項) (1) 自主防災組織等に対する支援(国民保護法第4条第3項) 市は、自主防災組織による警報の(削除)伝達、自主防災組織や町内会(削除)等(削除)による避難する市民等の誘導等の実施に関する自発的な協力について、(削除)安全を十分に確保し、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。 (2) ボランティア活動への支援等(国民保護法第4条第3項) 市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、(削除)安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、適否を判断する。 また、市は、ボランティア活動の安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し (削除)、被災地又は避難先地域におけるニーズや (削除)活動状況の把握 (削除)、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、市に設置される災害ボランティアセンターにおける登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。</p> <p>8 市民等への協力要請(国民保護法第4条) 市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民等に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。 なお、市民等の協力は自発的な意思にゆだねられるもので、要請に当たっては強制してはならない。また、自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努める。 (1) 避難する市民等の誘導 (2) 避難した市民等の救援</p>	<p>根拠の追記 根拠の追記 県計画の記載(第3編第3章8(1))に合わせ修正</p> <p>根拠の追記</p> <p>基本指針を踏まえ修正</p> <p>表現の統一</p> <p>国民保護法第4条第2項に「自発的な活動」が定められているため追記 表現の統一 表現の統一</p>
<p>第3編 第4章 (p 45)</p>	<p>第1 警報の伝達等 市は、武力攻撃事態等において、市民(追加)の生命、身体及び財産を保護するため、(追加)警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について以下に定める。 (追加)</p>	<p>第1 警報の伝達等 市は、武力攻撃事態等において、市民等の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について以下に定める。 【警報の内容】 ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測 ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 ・ 住民及び公私の団体に周知すべき事項</p>	<p>表現の統一</p> <p>警報で伝達される情報の内容を確認しておく必要があるため県計画の記載(第3編第4章第1、1(1))に合わせ追記</p>

要協議(県計画に合わせた追記)

<p>第3編 第4章 (p 45)</p>	<p>1 警報の内容の伝達等(国民保護法第47条) (1) 警報の内容の伝達 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに市民(追加)、関係機関及び関係団体に警報の内容を伝達する。 【警報の内容の通知・伝達の流れ】</p>  <p>(追加)</p>	<p>1 警報の内容の伝達等(国民保護法第47条) (1) 警報の内容の伝達 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、速やかに市民等、関係機関及び関係団体に警報の内容を伝達する。</p> <p>【警報の内容の通知・伝達の流れ】</p> 	<p>表現の統一</p> <p>警報の伝達に抜けがあつてはならないため国、県が伝達する関係機関を把握必要があるため県計画の記載(第3編第4章第1)及び国民保護法の記載に合わせ修正</p> <p>要協議(県計画に合わせた修正)</p>
<p>第3編 第4章 (p 46)</p>	<p>2 警報の内容の伝達(追加)方法 (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に伝達(追加)される。市長は、全国警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。 ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民(追加)に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を(追加)周知する。 ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合 ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載(追加)をはじめとする手段により、周知を図る。 イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民(追加)に周知を図る。</p>	<p>2 警報の内容の伝達等方法 (1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム(Em-net)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)等を活用し、地方公共団体に通知される。市長は、全国警報システム(J-ALERT)と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。 ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合この場合においては、原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民等に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等をホームページへの掲載(警報の内容)をはじめとする手段により、周知する。 ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合 ア この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載(警報の内容)をはじめとする手段により、周知を図る。 イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して市民等に周知を図る。</p>	<p>(1)通知と(2)伝達の記載があるため「等」を追記 国民保護法第46条により、地方公共団体へは「通知」が正しいため修正</p> <p>具体的な手段を追記</p> <p>掲載内容を追記</p> <p>表現の統一</p>

<p>第3編 第4章 (p 46 ～p 47)</p>	<p>2 警報の内容の伝達（追加）方法</p> <p>(2) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いた場合の対応 全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、瞬時に国から警報の内容が送信された場合は、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に市民（追加）へ警報を伝達する。 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報を、Webサイト等に掲載する等により、（追加）周知を図る。</p> <p>(3) 市長は、消防機関（追加）と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、市長は、衣浦東部広域連合の長に対して、消防局が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう要請するとともに、消防団は、自主防災組織、町内会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、市は、警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(4) 警報の内容の伝達においては、特に、避難行動要支援者及び外国人等（追加）に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者（追加）について、防災・福祉部との連携の下で市地域防災計画に定める避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者（追加）に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態（追加）の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）</p> <p>3 緊急通報の伝達及び通知（国民保護法第100条（追加）） 緊急通報の市民（追加）や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達及び通知方法（追加）と同様とする。</p>	<p>2 警報の内容の伝達等方法</p> <p>(2) （削除） 全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、瞬時に国から警報の内容が送信された場合は、消防庁が定めた方法により防災行政無線等を活用して迅速に市民等へ警報を伝達する。 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報を、警報の内容により、(1)に準じて周知を図る。</p> <p>(3) 市長は、衣浦東部広域連合と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。 この場合において、市長は、衣浦東部広域連合の長に対して、消防局が保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう要請するとともに、消防団は、自主防災組織、町内会や要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。 また、市は、警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察と緊密な連携を図る。</p> <p>(4) 警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、要配慮者について、防災・福祉部との連携の下で市地域防災計画に定める避難行動要支援者名簿を活用するなど、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p> <p>(5) 警報の解除の伝達については、武力攻撃事態等において、原則として、サイレンは使用しないこととする。（その他は警報の発令の場合と同様とする。）</p> <p>3 緊急通報の伝達及び通知（国民保護法第100条第2項） 緊急通報の市民等や関係機関への伝達・通知方法については、原則として「2 警報の内容の伝達等方法」と同様とする。</p>	<p>表現の統一 記載の修正</p> <p>具体的に記載するよう修正</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>記載の修正</p>
---	--	--	---

<p>第3編 第4章 (p 47)</p>	<p>第2 避難市民の誘導（追加）等 市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難（追加）市民（追加）の誘導を行うこととなるため、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難（追加）市民（追加）の誘導について以下に定める。</p>	<p>第2 避難の指示等 市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難する市民等の誘導を行うこととなるため、避難の指示の市民等への通知・伝達及び避難する市民等の誘導について以下に定める。</p>	<p>県計画の記載（第3編第4章第2）に合わせ修正</p>
-------------------------------	---	---	-------------------------------

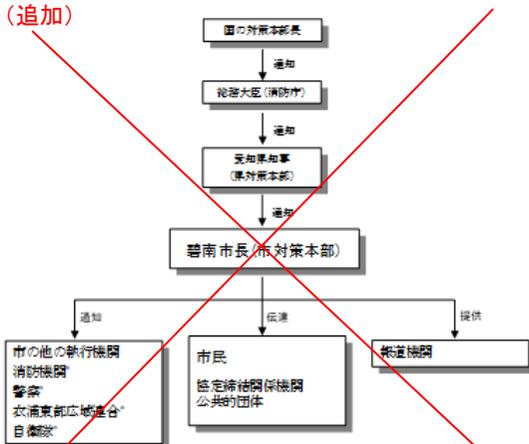
第3編
第4章
(p 47
～p 48)

1 避難(追加)の指示の通知・伝達(国民保護法第54条(追加))

- (1) 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難市民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達方法に準じて、その内容を市民に対して迅速に伝達する。

【「避難の指示・伝達」及び「避難実施要領の内容連絡」の流れ】

(追加)



*：避難実施要領の内容連絡の場合に適用

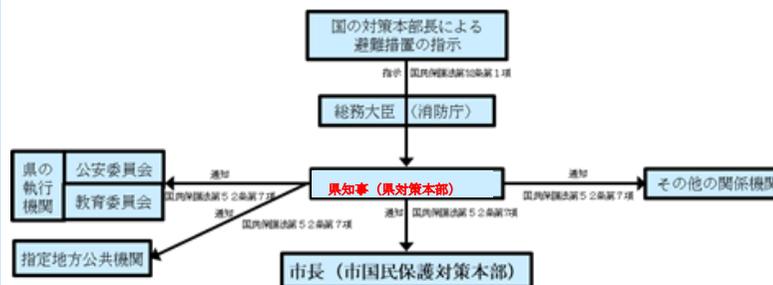
1 避難措置の指示(削除)(国民保護法第52条第7項)

市長は、国の対策本部長が避難措置の指示を県経由で通知したときは、要避難地域又は避難先地域が市域か否かに応じ、次の措置を行う。

【避難措置の指示の内容】

- ・ 市民の避難が必要な地域(要避難地域)
- ・ 市民の避難先となる地域(避難先地域。市民の避難経路となる地域を含む。)
- ・ 関係機関が講ずべき措置の概要

【「避難措置の指示」の通知】



(1) 要避難地域又は避難先地域となった場合

- ① 避難措置の指示の通知は、市域が要避難地域又は避難先地域に該当する場合、特に優先して通知される。また、県から受信確認が実施される。
- ② 市長は要避難地域の市民等に対し、2の避難指示の伝達を行う。
- ③ 市長は、市域が避難先地域となった場合、避難所の開設や救援の準備等、避難者の受け入れのための措置を行う。

(2) 市域が要避難地域及び避難先地域に含まれない場合

市長は、県知事経由総務大臣(消防庁)から避難措置の指示が通知されたとき、警報の内容、要避難地域及び避難先地域を分析し、要避難地域が県内又は近隣県の場合は、避難措置が迅速、的確にとれる体制をとる。

要避難地域と避難先地域となる場合で措置が異なるため追記

指示の内容を把握しておく必要があるため国民保護法第52条第2項を参考に避難措置の指示内容を追記

避難措置の指示と避難指示の図が混在していたため県計画の記載(第3編第4章第2、1)を参考に分離

避難地域及び避難先地域となった場合の実施事項の記載が無かったため県計画の記載(第3編第4章第2、2)及び国民保護法第54条「知事が要避難地域に近接する地域も避難が必要であると認めるときは、市長を経由し、避難すべき旨を指示することができる。」、また同法第58条に「都道府県の区域を越える住民の避難」の記載があり、事前準備が必要であることから(2)に追記

要協議(県計画に合わせた修正)

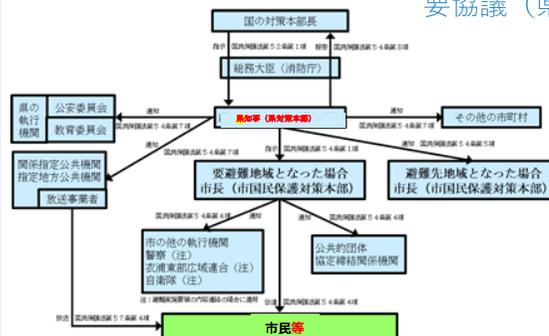
第3編
第4章
(p 48
～p 49)

(追加)

2 避難の指示(国民保護法第54条)

【「避難の指示」の通知・伝達】

要協議(県計画に合わせた追記)



(1) 市民等に対する避難指示

- ① 市域が要避難地域の場合は、県から個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、県知事から市長に指示される。市長は、要避難地域の市民等に対し、直ちに避難の指示を伝達する。

【避難の指示の内容】

- ・ 国から示される避難措置の内容
- ・ 主要な避難の経路
- ・ 交通手段その他避難の方法

② 避難手段

市長は、市民が避難するための通行の確保や交通渋滞を防止又は軽減し、円滑な避難が行われるよう、必要に応じ、自家用車等の一般車両(緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両)の交通規制について、碧南警察署に要請する。

高齢者や障害者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方(避難行動要支援者)の避難方法については、事態の状況等を踏まえ、必要な場合は、碧南警察署の意見を聞いたうえで、自家用車等を交通手段とする。

なお、碧南市は、公共交通機関に限られている地域のため県を通じ、運送事業者である指定公共機関に調整し、自家用車等以外の交通手段の確保に努める。

- ・ 避難先が市域又は隣接市町村の場合は、徒歩を基本とし、鉄道、バス等が利用可能な場合は、当該交通手段も利用する。
- ・ 避難先が上記以外の広域的な場合は、主として鉄道を基本とし、利用可能な最寄駅までの間は、徒歩及び運送事業者である指定公共機関(ジェイアール東海バス(株))又は指定地方公共機関(名鉄バス株式会社)等に要請して確保する。

- ③ 市域が要避難地域に近接し、避難が必要と県知事が判断した場合は、避難が指示される。

国民保護法第54条第4項には「市長が避難指示の住民に伝達」、第5項では「避難先地域を管轄する市長に通知」とあり、市では迅速に対策を講ずる必要があるため伝達の流れ及び指示の内容を記載
通知の図は避難措置の指示と避難指示の図が混在していたため県計画の記載(第3編第4章第2、2)を参考し分離

①指示の内容を把握しておく必要があるため県計画の記載(第3編第4章第2、2(1)①)を参考に避難の指示内容を追記

②避難手段の考え方の記載が無かったため県計画の記載(第3編第4章第2、2(1)②)の共通事項を参考に具体的に記載

市は担当営業所等の調整が必要のため要請・確保と記載

③県計画の記載(第3編第4章第2、2(1)④)を参考に追記

第3編
第4章
(p 49
～p 51)

(追加)

要協議 (県計画に合わせた追記)

2 避難の指示(国民保護法第54条)

(2) 避難の指示に際しての、県からの確認

県知事が、避難の指示を行うにあたり、事前に次の事項を確認されるため、迅速・的確に対応できるよう準備する。

- ① 避難市民等の数
- ② 市道の状況
- ③ 避難誘導能力
- ④ 国(防衛省等)への支援要望

(3) 避難の指示の通知

市域が、避難先地域となった場合は、受け入れのための体制を早急に整備できるよう、優先して通知される。また、受信確認が実施される。県知事から指示される「避難の指示」は以下のとおり。

避 難 の 指 示

愛 知 県 知 事
令和〇年〇月〇日

本県において、〇日〇時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、〇時に避難措置の指示がありました。

要避難地域の住民は、下記の避難の方法に従って、避難して下さい。

記

1 碧南市A地区の住民は、〇〇市B地区を避難先として、〇日〇時目途に住
民の避難を開始すること(〇〇住民時間を目途に避難を完了)。

・ 運送手段及び避難経路
国道〇〇号によりバス(〇〇会社、〇〇台確保の予定)
〇〇駅より〇〇鉄道(〇〇行 〇〇両編成、〇〇便の予定)
〇時から〇時まで、国道〇号及び県道〇号は交通規制(一般車両の通
行禁止)
細部については、碧南市の避難実施要領による。
碧南市職員の誘導に従って避難する。

2 碧南市C地区の住民は、〇〇市D地区を避難先として、〇日〇時目途に住
民の避難を開始すること(〇〇住民時間を目途に避難を完了)。

・ 運送手段及び避難経路
徒歩により、緊急にE地区に移動後、指示を待つ。
.....以下略.....

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必
要な範囲でその内容を記載

(4) 県の区域を越える避難

- ① 県の区域を越えて市民等を避難させる必要があるときは、県知事が避難市民等の数、避難受入予定地域及び避難の方法(運送手段、避難経路)等について、受け入れ地域及び避難の経路となる地域の都道府県を含めて、協議を実施する。
- ② 県が他の都道府県からの協議を受けた場合には、市と協議を行いつつ、受け入れ地域を決定し、県知事から市長に通知する。

県計画の記載(第3編第4章第2、2(2))のうち「県が市に確認・調整する事項」を迅速に対応する必要があることから追記

県計画の記載(第3編第4章第2、2(3))を参考に追記

避難の指示の様式を事前に把握する必要があるため県計画の記載(第3編第4章第2、2(3))を参考に追記

県外避難の場合、協議内容を把握する必要があるため県計画の記載(第3編第4章第2、2(3))を参考に追記

第3編
第4章
(p 51)

(追加)

要協議 (県計画に合わせた追記)

3 武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、警報と同時に、市民等を屋内（近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設）に避難させる。そのため、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

着弾直後、弾頭の種類や被害の状況が判明するまで、市民等を屋内避難させる。被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難の措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を指示される。

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる組織）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に市民等が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び県知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難する市民等の誘導を実施する（移動の安全が確保されない場合は、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる避難措置も考慮する。）。また、警戒区域の設定等が行われた場合、警察の協力を得て、危険な地域への市民等の立入禁止を徹底する。ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、名古屋海上保安部衣浦海上保安署及び碧南警察署からの情報や助言等を踏まえるものとする。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、碧南警察署、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。

(3) 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える大規模な避難となることが想定されるため、国の総合的な方針を待って対応することが適当となる。

事態毎の留意事項が記載されていなかったため県計画の記載（第3編第4章第2、3）を参考に追記
(1)弾道ミサイルは発射後短時間で着弾し、攻撃目標及び攻撃精度も国により差がある。近年では北朝鮮が飛翔できるミサイルを開発し、着弾予測が困難となっていることから追記

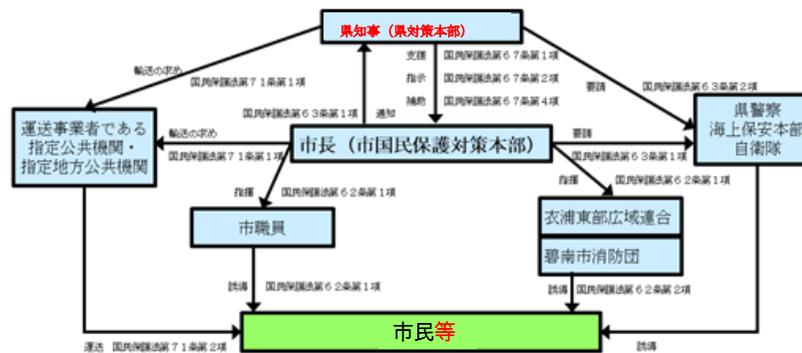
(2)ゲリラ・特殊部隊の攻撃は秘匿性が高く、個々の攻撃力も非常に高いため安全を確保するためには、遭遇しないことが必要のため存在地域に入らない。存在地域にいる場合は動かないことが重要であるため追記

<p>第3編 第4章 (p 51 ～ p 52)</p>	<p>(追加)</p> <p>要協議 (県計画に合わせた追記)</p>	<p>3 武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項</p> <p>(4) 航空攻撃の場合 航空攻撃が行われる場合、攻撃目標の早期判定することは困難であるため、国の対策本部長から広範囲に屋内避難を内容とする避難措置が指示されるため、警報と同時に、市民等を屋内（近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設）に避難させる必要がある。 攻撃直後については、弾頭の種類や被害の状況が判明するまで、市民等を屋内避難させる。被害内容が判明後、国の対策本部長からの避難の措置の指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を指示される。</p> <p>(5) NBC攻撃の場合 NBCによる攻撃が判明した場合、国の対策本部長からの避難の措置の指示の内容を踏まえ、避難誘導を行う者に防護服を着用させる等の安全を図るための措置を行い。風下方向を避けて避難を行う。</p>	<p>事態毎の留意事項が記載されていなかったため県計画の記載（第3編第4章第2、3）を参考に追記</p>
<p>第3編 第4章 (p 52 ～ p 53)</p>	<p>2 避難実施要領の策定(国民保護法第61条)</p> <p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>① 要避難地域及び避難 (追加) 市民 (追加) の誘導の実施単位</p> <p>⑧ 避難行動要支援者その他特に配慮を要する者 (追加) への対応</p> <p>⑩ 避難 (追加) 市民 (追加) の携行品、服装</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>③ 避難 (追加) 市民 (追加) の概数把握</p> <p>(3) 避難実施要領の内容の伝達等 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民 (追加) 及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、市民 (追加) に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民 (追加) に関係する情報を的確に伝達するように努める。</p>	<p>4 避難実施要領の策定(国民保護法第61条)</p> <p>(1) 避難実施要領の策定</p> <p>① 要避難地域及び避難する市民等の誘導の実施単位</p> <p>⑧ 要配慮者への対応</p> <p>⑩ 避難する市民等の携行品、服装</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>③ 避難する市民等の概数把握</p> <p>(3) 避難実施要領の内容の伝達等 市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、市民等及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、市民等に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の市民等に関係する情報を的確に伝達するように努める。</p>	<p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p>

第3編
第4章
(p 53)

3 避難(追加)市民(追加)の誘導(国民保護法第62条(追加)、(追加)63条(追加)、(追加)69条(追加)、(追加)71条(追加)、(追加)72条)
(追加)

5 避難する市民等の誘導(国民保護法第62条、同法第63条第1項、同法第69条、同法第71条及び同法第72条)



避難時の関係図がなかったため県計画の記載(第3編第4章第2、4)を参考に追記

<p>第3編 第4章 (p 53 ～p 54)</p>	<p>3 避難(追加)市民(追加)の誘導(国民保護法第62条(追加)、(追加)63(追加)、(追加)69(追加)、(追加)71(追加)、(追加)72条)</p> <p>県を県関係機関に修正 要協議(国民保護法に合わせた追記)</p> <p>(4) 市長による避難住民(追加)の誘導 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防団長を指揮し、避難(追加)市民(追加)を誘導する。また、避難実施要領で定めるところにより、衣浦東部広域連合の長に(追加)、消防長を指揮し、(追加)避難(追加)市民(追加)を誘導するよう要請する。その際、避難実施要領の内容に沿い、できる限り自主防災会、町内会、学校及び事業所等の単位で誘導を行うよう努める。ただし、緊急の場合はこの限りではない。 また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、市民(追加)に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。</p>	<p>5 避難する市民等の誘導(国民保護法第62条、同法第63条第1項、同法第69条、同法第71条及び同法第72条)</p> <p>(1) 避難実施要領の策定(国民保護法第61条) 県知事から避難の指示があった場合、市長は国民の保護に関する計画で定めるところにより、県及び関係機関の意見を聴いて、直ちに避難実施要領を定める。定める事項は以下のとおり。 ① 避難の経路、避難の手段及びその他避難の方 ② 避難する市民等の誘導の実施方法、誘導に係る関係職員の配置及びその他誘導に関する事項 ③ その他避難の実施に関し、必要な事項 市長は、避難実施要領を定めたときは、国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、市民等及び自主防災会、町内会、学校及び事業所等に伝達するとともに、市の執行機関、衣浦東部広域連合消防長、碧南警察署長、名古屋海上保安部衣浦海上保安署長及び国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長(陸上自衛隊第10特科連隊長等)並びにその他の関係機関(名古屋鉄道(株)、ジェイアール東海バス(株)及び名鉄バス株式会社等)に、第4章第1項「警報の伝達等」を準用して、通知する。</p> <p>(2) 市長による避難市民等の誘導(国民保護法第62条第1項、同条第2項) 市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員(削除)を指揮し、避難する市民等を誘導する。また、避難実施要領で定めるところにより、衣浦東部広域連合の長は、消防長及び消防団長を指揮し、市と協力して、避難する市民等を誘導(削除)する。その際、避難実施要領の内容に沿い、できる限り自主防災会、町内会、学校及び事業所等の単位で誘導を行うよう努める。ただし、緊急の場合はこの限りではない。 また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、市民等に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。</p>	<p>表現の統一 根拠の追記 国民保護法第61条の規定に基づき追記 国民保護法第54条第2項に「県知事は、避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法を示さなければならない。」また同第5項及び第58条により「避難先は県知事」であることから「県知事」としその他細部調整のため関係機関等の調整が必要であるため追記 特に③については関係の公私の団体及び関係機関を具体的に追記</p> <p>根拠の追記 表現の統一 国民保護法第62条第2項に合わせ表現を修正(消防組合長が消防長及び消防団長を指揮となっているため)</p>
---	---	--	---

<p>第3編 第4章 (p 54 ～ p 55)</p>	<p>3 避難(追加)市民の誘導(国民保護法第62条(追加)、(追加)63条(追加)、(追加)69条(追加)、(追加)71条(追加)、(追加)72条)</p> <p>(2) 消防機関の活動(追加) 市長は、衣浦東部広域連合の長に対し、消防局及び消防署(碧南、刈谷、安城、知立及び高浜消防署をいう。以下同じ。)が、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、避難行動要支援者の運送を行う等保有する装備を有効活用した避難(追加)市民(追加)の誘導を行うことを求めるなど必要な連携を図る。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災会、町内会等と連携した避難(追加)市民(追加)の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(3) 避難誘導を行う関係機関との連携(国民保護法第63条(追加)、(追加)64条) 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、(追加)警察署長、名古屋海上保安部衣浦海上保安署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長(以下「警察署長等」という。)に対して、避難住民の誘導を要請する。</p> <p>また、警察官、海上保安官又は自衛官(追加)が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。</p> <p>これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、(追加)事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。</p>	<p>5 避難する市民の誘導(国民保護法第62条、同法第63条第1項、同法第69条、同法第71条及び同法第72条)</p> <p>(3) 消防機関の活動(国民保護法第62条第2項から第5項) 市長は、衣浦東部広域連合の長に対し、消防局及び消防署(碧南、刈谷、安城、知立及び高浜消防署をいう。以下同じ。)が、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、(削除)装備を有効活用した避難する市民等の誘導を行うことを求めるなど必要な連携を図る。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防局又は消防署と連携しつつ、自主防災会、町内会等と連携した避難する市民等の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p> <p>(4) 避難誘導を行う関係機関との連携(国民保護法第63条第1項、同法第64条) 市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、碧南警察署長、名古屋海上保安部衣浦海上保安署長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長(以下「警察署長等」という。)に対して、避難住民の誘導を要請する。</p> <p>また、警察官、海上保安官又は自衛官(以下「警察官等」という。)が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。</p> <p>これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、警察官等が避難する市民等を誘導している時は、誘導の状況に関して必要な情報の提供を求め、避難の状況を常に把握する。事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。</p>	<p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>運送を行う車両を保有していないため削除、運送以外では装備品を活用するため「運送部分のみ」を削除</p> <p>表現の統一</p> <p>根拠の追記</p> <p>具体的に追記</p> <p>用語を定義</p> <p>国民保護法第64条第2項及び国民保護法第64条第3項に基づき追記</p>
--	--	---	---

<p>第3編 第4章 (p55)</p>	<p>3 避難(追加)市民の誘導(国民保護法第62(追加)、(追加)63(追加)、(追加)69(追加)、(追加)71(追加)、(追加)72条)</p> <p>(4) 自主防災組織等に対する協力の要請(追加) 市長は、避難(追加)市民(追加)の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難(追加)市民(追加)の誘導に必要な援助について、協力を要請する。(追加)</p> <p>(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供(追加) 市長は、(追加)避難(追加)市民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供及びその他の便宜を図る。(追加) 市長は、避難(追加)市民の心理を勘案し、避難(追加)市民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難(追加)市民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。 (追加)</p> <p>要協議(県計画に合わせた追記)</p> <p>(6) 避難行動要支援者(追加)への配慮 市長は、避難行動要支援者(追加)の避難を万全に行うため、自主防災会、民生委員、社会福祉協議会等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p>	<p>5 避難する市民の誘導(国民保護法第62条、同法第63条第1項、同法第69条、同法第71条及び同法第72条)</p> <p>(5) 自主防災組織等に対する協力の要請(国民保護法第70条第1項、同法第2項) 市長は、避難する市民等の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難する市民等の誘導に必要な援助について、協力を要請する。市民等を誘導する市の職員及び警察官等は、要請を受けて避難する市民等の誘導に協力する者の安全の確保に十分配慮する。</p> <p>要協議(国民保護法に合わせた追記)</p> <p>(6) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供(国民保護法第62条第6項) 市長は、避難する市民等の誘導状況を把握した上で、必要と判断した場合には、避難する市民等の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供及びその他の便宜を図る。市長は、避難する市民等の心理を勘案し、避難する市民等に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難する市民等の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。</p> <p>(7) 県に対する要請等 市長は、避難する市民等の誘導に際して食料、飲料水及び医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。 また、避難する市民等の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。 市長は、知事から、避難する市民等の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。</p> <p>(9) 要配慮者への配慮 市長は、要配慮者の避難を万全に行うため、自主防災会、民生委員、社会福祉協議会等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p>	<p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>国民保護法第70条第2項に「警察官等、同項の避難住民を誘導する者及び同項の避難住民の誘導を補助する者は、要請を受けて避難住民の誘導に協力をする者の安全の確保に十分に配慮しなければならない」とあることから追記 根拠の追記</p> <p>国民保護法第62条第6項及び県計画の記載(第3編第4章第2、4(4))を参考に追記 表現の統一</p> <p>県計画の記載順に合わせるため(10)から転記</p> <p>表現の統一</p>
------------------------------	---	--	--

<p>第3編 第4章 (p55 ～p56)</p>	<p>3 避難(追加)市民の誘導(国民保護法第62(追加)、(追加)63(追加)、(追加)69(追加)、(追加)71(追加)、(追加)72条)</p> <p>(8) 残留者等への対応(追加) (追加) 避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。 (追加)</p> <p>(9) 避難所等における安全確保等 市は、警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。</p> <p>(10) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・危険動物等の逸走対策 ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p> <p>(11) 通行禁止措置の周知 道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察(追加)と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。</p>	<p>5 避難する市民の誘導(国民保護法第62条、同法第63条第1項、同法第69条、同法第71条及び同法第72条)</p> <p>(11) 残留者等への対応(国民保護法第66条) 警察官等、市の職員及び消防団員は、避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。 特に必要があると認めるときは、警察官又は海上保安官並びに警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、消防吏員又は自衛官により、危険な場所への立入りを禁止し、もしくはその場所から退去させ、又は危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他の必要な措置を講ずる。 現場の市職員は、上記の措置が必要な場合、警察官又は海上保安官並びに警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、現場の消防吏員又は自衛官に、措置を講ずるよう依頼する。</p> <p>要協議(国民保護法に合わせた追記)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(12) 通行禁止措置の周知 道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察官等及び消防団と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。</p>	<p>根拠の追記</p> <p>市民の安全確保のためには強制的な措置が必要な場合もある。そのため国民保護法第66条第2項に「警察官等は立入りを禁止し、その場所から退去させ、危険を生ずる場合は車両、その他の物件の除去」が記されており、同条第3項に「警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、避難住民を誘導している消防吏員又は自衛官の職務の執行について準用」の記載があることから追記</p> <p>避難所の安全確保及び動物保護は、国民保護法では救援に該当するため救援(市計画第3編第5章1(2)、(3))に記載</p> <p>市民等への周知は、消防団も活用するため追記</p>
---------------------------------------	--	---	--

<p>第3編 第4章 (p 56)</p>	<p>3 避難（追加）市民の誘導（国民保護法第62条（追加）、（追加）63条（追加）、（追加）69条（追加）、（追加）71条（追加）、（追加）72条）</p> <p>(12) 県に対する要請等 市長は、避難市民の誘導に際して食料、飲料水及び医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。 また、避難市民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。 市長は、知事から、避難市民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。</p> <p>(13) 避難（追加）市民（追加）の運送の求め等（追加） 市長は、避難市民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関（追加）又は指定地方公共機関（追加）に対して、避難（追加）市民（追加）の運送を求める。 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。</p> <p>(14) 避難（追加）市民（追加）の復帰のための措置（追加） 市長は、避難の指示が解除された時は、避難（追加）市民（追加）の復帰に関する要領を作成し、避難（追加）市民（追加）を復帰させるため必要な措置を講じる。</p>	<p>5 避難する市民の誘導（国民保護法第62条、同法第63条第1項、同法第69条、同法第71条及び同法第72条）</p> <p>(削除)</p> <p>(12) 避難する市民等の運送の求め等（国民保護法第71条） 市長は、避難する市民等の運送が必要な場合において、県との調整により又は必要な場合は直接、運送事業者である指定公共機関（名古屋鉄道（株）及びジェイアール東海バス（株）等）又は指定地方公共機関（名鉄バス（株）等）に対して、避難する市民等の運送を求める。 市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。</p> <p>(14) 避難した市民等の復帰のための措置（国民保護法第69条） 市長は、避難の指示が解除された時は、避難した市民等の復帰に関する要領を作成し、避難した市民等を復帰させるため必要な措置を講じる。</p>	<p>根拠の追記</p> <p>県計画の記載順に合わせ 市計画（7）で記載したため 削除</p> <p>根拠の追記</p> <p>具体的に記載</p> <p>根拠の追記</p> <p>表現の統一</p>
-------------------------------	---	--	---

<p>第3編 第4章 (p 56)</p>	<p>4—武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項</p> <p>(1) 弾道ミサイル攻撃の場合</p> <p>弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、市民は屋内（近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設）に避難することが基本である。そのため、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。</p> <p>※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。</p> <p>このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J—ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。</p> <p>(2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</p> <p>ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難市民の誘導を実施することとなる。また、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、名古屋海上保安部衣浦海上保安署及び警察からの情報や助言等を踏まえるものとする。</p> <p>以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要である。</p>	<p>(削除)</p>	<p>県計画の記載に合わせ市計画第3編第4章第2、3に移動したため削除</p>
-------------------------------	--	-------------	---

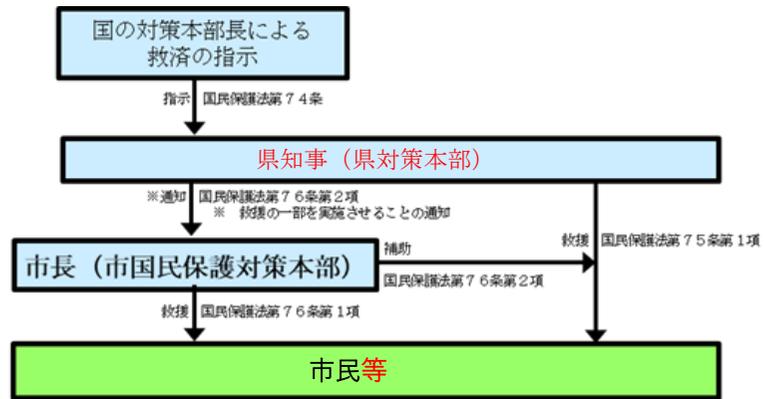
<p>第3編 第4章 (p 56)</p>	<p>4—武力攻撃事態等の類型に応じた留意事項</p> <p>(3) 着上陸侵攻の場合 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える大規模な避難となることが想定されるため、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。</p> <p>(4) 航空攻撃の場合 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、市長は、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。</p>	<p>(削除)</p>	<p>県計画の記載に合わせ市計画第3編第4章第2、3に移動したため削除</p>
<p>第3編 第4章 (p 56 ～p 57)</p>	<p>(追加)</p> <p>「特別支援学校」の記載を指摘要協議（県計画に合わせた追記）</p>	<p>6 市が管理する施設における避難誘導のための措置</p> <p>市が管理する施設においては、拡声装置等による警報、避難方法の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を行う。その際、特に、次の事項に留意する。</p> <p>(1) 小中学校及び児童クラブ 的確かつ迅速な避難措置により、全校体制で児童生徒の安全確保に努める。特に、特別支援学級は、介助に当たる職員の分担を明確にした体制作り、個々の児童生徒に応じた介助方法で避難させる。避難後は速やかに保護者へ連絡を行い、児童生徒の引渡しを行う。</p> <p>(2) 保育園・幼稚園 的確かつ迅速な避難措置により、園全体体制で園児の安全確保に努める。誘導に当たる職員の分担を明確にした体制作り、避難経路の安全を確保し、速やかに園児を安全な地域に避難させる。避難後は速やかに保護者へ連絡を行い、園児の引渡しを行う。</p> <p>(3) 碧南市民病院 患者に応じた避難誘導を行うほか、患者書類、薬剤、蘇生・救急診療機材等を可能な限り持ち出す。</p> <p>(4) 社会福祉施設 入所者に応じた避難誘導を行うほか、介護機器等を始めとする福祉器具を可能な限り持ち出す。</p>	<p>市が管理する各施設の避難誘導措置が記されていないため県計画の記載（第3編第4章第2、6）に準じて追記</p> <p>(1) 県計画から特別支援学校は無いが各学校に特別支援学級が存在するためその部分を修正</p>

第3編
第5章
(p 58)

第5章 救援
1 救援の実施(国民保護法第76条)

(追加)

第5章 救援
1 救援の実施(国民保護法第76条)



救援の実施に関する全体を把握する必要があるため県計画の記載(第3編第5章1)に準じて図を追記

<p>第3編 第5章 (p 58 ～p 59)</p>	<p>1 救援の実施(国民保護法(追加)第76条)</p> <p>(1) 救援の実施(追加) 市長は、(追加)知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。 (追加)</p> <p>① 収容施設の供与(追加) ② 食品・飲料水及び生活必需品等の供与(追加)又は貸与 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(2) 救援の補助(追加) 市長は、上記で実施することとされた措置を除き、(追加)知事が実施する措置の補助を行う。 (追加)</p>	<p>1 救援の実施(国民保護法第75条及び同法第76条)</p> <p>(1) 救援の実施(国民保護法第75条第1項、同法第76条第1項) 市長は、県知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。 なお、高齢者、障害者、乳幼児その他の救援の実施に際し、援護を要する者に対しても適切に救援を実施できるよう、十分配慮する。 ① 収容施設の供与(応急仮設住宅を含む。) ② 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与</p> <p>(2) 避難所等における安全確保等 市は、警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。</p> <p>(3) 動物の保護等に関する配慮 市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について(平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知)」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。 ・ 危険動物等の逸走対策 ・ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等</p> <p>(4) 救援の補助(国民保護法第76条第2項) 市長は、上記で実施することとされた措置を除き、県知事が実施する措置の補助を行う。</p> <p>(5) 救援の基準 県知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」(平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。)に基づき救援を行う。 市長は、救援の程度及び基準によっては救援の補助の実施が困難であると判断した場合は、県知事に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。</p>	<p>根拠の追記 根拠の追記</p> <p>県計画の記載(第3編第5章1(1))に合わせ追記・修正</p> <p>避難所の安全確保及び動物保護は、国民保護法では救援に該当するため避難誘導(旧第3編第4章3(9)、(10))から転記</p> <p>根拠の追記</p> <p>県が実施する救援の補助を市が行うが、市が実務を行うため救援の基準を確認しておく必要があることから県計画の記載(第3編第5章1(2))に準じて追記</p>
---	--	--	--

要協議(県計画に合わせた追記)

<p>第3編 第5章 (p 59 ～ p 60)</p>	<p>2 関係機関との連携(国民保護法第18条(追加)、(追加)29(追加)、(追加)79(追加)、(追加)87条)</p> <p>(1) 県への要請等(追加)</p> <p>(3) 日本赤十字社との連携</p> <p>(4) 緊急物資(追加)の運送の求め(追加) 市長は、運送事業者である指定公共機関(追加)又は指定地方公共機関(追加)に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避(追加)難市民の運送の求めに準じて行う。 (追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>	<p>2 関係機関との連携(国民保護法第18条、同法第29条、同法第77条、同法第79条、同法第85条及び同法第87条)</p> <p>(1) 県への要請等(国民保護法第18条第1項、同法第29条第6項)</p> <p>(3) 日本赤十字社との連携(国民保護法第76条、同法第77条)</p> <p>(4) 避難した市民等の救援に必要な物資及び資材その他国民の保護のための措置の実施に当たって必要な物資及び資材(以下「緊急物資」という。)の運送の求め(国民保護法第79条第1項、同法第87条) 市長は、運送事業者である指定公共機関(ヤマト運輸株式会社碧南伏見センター等)又は指定地方公共機関(一般社団法人愛知県トラック協会等)に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難する市民等の運送の求めに準じて行う。 緊急物資の輸送が困難な場合は、県知事に輸送の求めを行う。</p> <p>(5) 医療の要請等(国民保護法第85条) 市長は、県知事に避難した市民等に対する医療の提供を行うために必要がある場合は、碧南市医師会、歯科医師会、看護師会その他の医療関係者等に対し、医療を行うよう要請又は医療を行うべきことを指示するよう要請を依頼する。医療関係者が不足した場合は、県に報告し、県内の民間医療機関への要請、広域後方医療活動の依頼及び自衛隊による患者輸送の県経由で依頼を行う。 この場合、医療関係者が医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を十分に提供する等、安全の確保に配慮する。</p> <p>(6) 救援の際の物資の売渡し(国民保護法第81条)及び土地等の使用(国民保護法第82条)要請等 市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、救援の実施に必要な物資の確保又は土地等の使用に当たっては、県に依頼し、県知事が所有者等に対し物資の売渡しの要請を行う。また、土地等の使用の同意を得ることを基本とする。</p> <p>(7) 民間からの救援物資の受入れ等 市は、緊急物資等で不足した物資等を県に要請する。県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等から救援物資について受入れを希望するリストを公表とする。 市は、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等が円滑に行える体制をとる。 市域が要避難地域又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、市は救援物資に関する問い合わせ窓口を設け、被災地等のニーズについて広報を行う。</p>	<p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>緊急物資の根拠の記載がないため追記 根拠の追記 指定公共機関を具体的に記載</p> <p>医療の要請等は国民保護法第85条の規定により、県知事から行うため、県計画の記載(第3編第5章5(1))を参考に追記</p> <p>物資の確保や土地の使用は、市が必要と判断した場合の措置を、県計画の記載(第3編第5章7)を参考に追記</p> <p>物資が不足した場合の市の措置を記載するため県計画の記載第3編第5章9)を参考に追記</p>
--	--	---	---

要協議(県計画に合わせた追記)

<p>第3編 第5章 (p 60)</p>	<p>3 救援の内容(国民保護法第76条) (2) 救援における県との連携</p>	<p>3 救援の内容(国民保護法第76条) (2) 救援における県との連携(国民保護法第76条)</p>	<p>根拠の追記</p>
<p>第3編 第5章 (p 60 ～p 61)</p>	<p>(追加)</p> <p>要協議(県計画に合わせた追記)</p>	<p>4 救援の実施における留意事項 市長は、救援を実施するに際して、次の点に留意して行う。</p> <p>① 収容施設の供与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所及び救護所等の設置及び県への報告 ・ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理 ・ 避難の長期化等必要に応じて避難所におけるプライバシーの確保への配慮 ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与 ・ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者に対する長期避難住宅等の供与(特別養護老人ホーム等、高齢者等が利用しやすい構造及び設備を有した施設の把握) ・ 収容期間が長期わたる場合の対応(長期避難住宅等(賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。))とその用地の把握) ・ 長期避難住宅や応急仮設住宅等の設置のための資材等に不足が生じた場合の対応及び県への支援要請 ・ 提供対象人数及び世帯数の把握及び県への報告 <p>② 食品、飲料水及び生活必需品等の給与、供給又は貸与</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品、飲料水及び生活必需品等の備蓄資材の確認及び県への報告 ・ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国、県等への支援要請 ・ 提供対象人数及び世帯数の把握及び県への報告 ・ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制 <p>③ 医療の提供及び助産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認及び不足分は県へ要請 ・ 被災状況(被災者数、被災の程度等)の把握及び県への報告 ・ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集及び県への報告 ・ 避難した市民等の健康状態の把握 ・ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握及び不足分は県へ要請 ・ 医薬品、医療資機材等が不足した場合は県へ要請 ・ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保 ・ 臨時の医療施設における応急医療体制の確保 ・ 公的医療機関及び民間医療機関に対する救護班の派遣依頼 	<p>県が実施する救援の補助を市が実施するが、留意事項の記載が無いため県計画の記載(第3編第5章第2、3)の「救援の実施における留意事項」を参考に追記</p>

<p>第3編 第5章 (p 61 ～p 62)</p>	<p>(追加)</p>	<p>4 救援の実施における留意事項</p> <p>④ 被災者の捜索及び救出</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者の捜索及び救出の実施についての碧南警察署、衣浦東部広域連合、陸上自衛隊第10特科連隊、名古屋海上保安部衣浦海上保安署等の関係機関との連携 被災情報、安否情報等の情報収集及び県への報告 <p>⑤ 埋葬及び火葬</p> <ul style="list-style-type: none"> 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能人数及び火葬場の火葬能力等の把握及び県への報告 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等について情報集約及び県への報告 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保及不足分を県へ要請 県警察、海上保安庁及び県等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等の実施 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手続きに係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例） <p>⑥ 電話その他の通信設備の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握及び県へ報告 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた、県等との調整 電話その他の通信設備等の設置個所の選定 視覚障害者等への対応 <p>⑦ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅の被災状況の収集（被災戸数、被災の程度）及び県への報告 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給状況の把握及び不足分等を県へ支援要請 住宅の応急修理時期や優先順箇所を県と調整し決定 応急修理の相談窓口の設置 <p>⑧ 学用品の給与</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の被災状況の収集及び県への報告 必要とする学用品の把握及び県への報告 学用品の給与体制の確保及び不足分を県へ要請 	<p>県が実施する救援の補助を市が実施するが、留意事項の記載が無いため県計画の記載（第3編第5章第2、3）の「救援の実施における留意事項」を参考に追記</p>
---	-------------	---	---

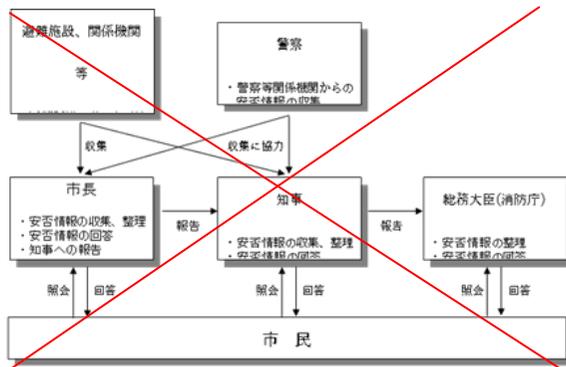
要協議（県計画に合わせた追記）

<p>第3編 第5章 (p 62 ～ p 63)</p>	<p>(追加)</p> <p>要協議 (県計画に合わせた追記)</p>	<p>4 救援の実施における留意事項</p> <p>⑨ 死体の捜索及び処理</p> <ul style="list-style-type: none"> 死体の捜索及び処理の実施についての県、碧南警察署、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、陸上自衛隊第10特科連隊及び県等の関係機関との連携 被災情報、安否情報の確認及び県への報告 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定に関する県との調整 死体の処理方法(死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保管(原則既存の建物)及び検案との措置) 死体の一時保管場所の確保及び不足分は県へ要請 <p>⑩ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害物の除去の対象となる住居等の状況の収集及び県への報告 障害物の除去の施工者との調整 障害物の除去の実施時期 障害物の除去に関する相談窓口の設置 <p>5 要避難地域等における安全確保</p> <p>市長は、要避難地域の安全を確保するため碧南警察署及び自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を依頼する。碧南警察署から多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行うなどして、速やかに市民等や当該施設の安全の確保、犯罪の予防等に努める。</p> <p>6 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項</p> <p>核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。</p> <p>(1) 核攻撃等の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療関係者からなる第2医療班(市民病院)による被ばく医療活動の実施 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施 <p>(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 病状等が概知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置(必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置) 国から協力要請に応じた第2医療班(市民病院)の編成や医療活動の実施 <p>(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 国から協力要請に応じた第2医療班(市民病院)の編成や医療活動の実施 	<p>県が実施する救援の補助を市が実施するが、留意事項の記載が無いため県計画の記載(第3編第5章第2、3)の「救援の実施における留意事項」を参考に追記</p> <p>要避難地域等における安全確保の記載が無いため県計画の記載(第3編第4章第2、5)を参考に追記</p> <p>医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項の記載が無いため県計画の記載(第3編第4章第5、6)を参考に追記</p>
--	-------------------------------------	--	--

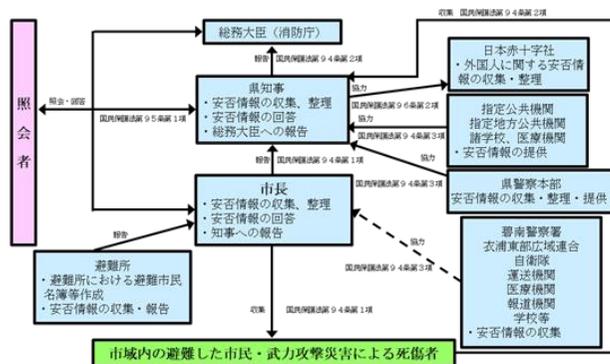
第3編
第6章
(p 64)

第6章 安否情報の収集・提供
【安否情報の収集・提供】

(追加)



第6章 安否情報の収集・提供
【安否情報の収集・提供】



県計画（第3編第6章）
の安否情報の収集・提供図
に市が行う事項を加味した
図に修正

<p>第3編 第6章 (p 64 ～p 65)</p>	<p>1 安否情報の収集(国民保護法第94条) (1) 安否情報の収集 (追加) 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、学校等からの情報収集、衣浦東部広域連合及び警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 安否情報の収集に際しては、(追加) 安否情報省令第1条に規定する(追加) 様式第1号(追加) 及び(追加) 様式第2号(追加) を用いる。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難(追加) 市民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。 (追加)</p>	<p>1 安否情報の収集(国民保護法第94条) (1) 安否情報の収集(国民保護法第94条第1項) 市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している医療機関、学校等からの情報収集、衣浦東部広域連合及び警察への照会などにより安否情報の収集を行う。 安否情報の収集に際しては、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続きその他の必要な事項を定める省令(以下「安否情報省令」という。)第1条に規定する安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)(様式第1号) 及び安否情報収集様式(死亡住民)(様式第2号) を用いる。 また、安否情報の収集は、避難所において、避難した市民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。 [収集すべき安否情報項目] 1 避難した市民等又は負傷した市民等 ① 氏名(カタカナ) ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所 ⑤ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。) ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に変えて個人を識別することができるものに限る。) ⑦ 居所 ⑧ 負傷又は疾病の状況 ⑨ ⑦又は⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報 2 死亡した市民等 ① 氏名(カタカナ) ② 出生の年月日 ③ 男女の別 ④ 住所 ⑤ 国籍(日本国籍を有しない者に限る。) ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報(前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に変えて個人を識別することができるものに限る。) ⑦ 死亡の日時、場所及び状況 ⑧ 死体の所在</p>	<p>根拠の追記 省令名を追記 様式名を追記 表現の統一 収集すべき情報を明確にするため県計画の記載(第3編第6章1(1))に合わせ収集項目を追記</p>
---	--	---	---

<p>第3編 第6章 (p 65)</p>	<p>1 安否情報の収集(国民保護法第94条) (2) 安否情報収集の協力要請 (追加) 市は、安否情報を保有する (追加) 運送機関、医療機関、報道機関 (追加) 等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。</p>	<p>1 安否情報の収集(国民保護法第94条) (2) 安否情報収集の協力要請(国民保護法第94条第3項) 市は、安否情報を保有する碧南警察署、衣浦東部広域連合、自衛隊、運送機関、医療機関、報道機関及び学校等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。</p>	<p>根拠の追記 安否情報を収集する機関を具体的に記載</p>
<p>第3編 第6章 (p 65)</p>	<p>2 県に対する報告(国民保護法第94条 (追加)) 市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する (追加) 様式第3号 (追加) に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む) を電子メール等により送付する。なお、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。</p>	<p>2 県に対する報告(国民保護法第94条第1項) 市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを利用する。ただし、安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する安否情報報告書(様式第3号) に必要事項を記載した書面(電磁的記録を含む) を電子メール等により送付する。なお、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、(削除) 電話などでの報告を行う。</p>	<p>根拠の追記 様式名を追記</p>

<p>第3編 第6章 (p 66)</p>	<p>3 安否情報の照会に対する回答(国民保護法第95条)</p> <p>(1) 安否情報の照会の受付(追加)</p> <p>① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市(追加)対策本部を設置すると同時にインターネット等を利用して市民に周知する。</p> <p>② 市民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口(追加)に、安否情報省令第3条に規定する(追加)様式第4号(追加)に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。</p> <p>(2) 安否情報の回答(追加)</p> <p>① 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している(追加)場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する(追加)様式第5号(追加)により、当該照会に係る者が避難(追加)市民(追加)に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。</p> <p>(3) 個人の情報の保護への配慮(追加)</p> <p>② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者(追加)が判断する。</p>	<p>3 安否情報の照会に対する回答(国民保護法第95条)</p> <p>(1) 安否情報の照会の受付(国民保護法第95条第1項)</p> <p>① 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市国民保護対策本部を設置すると同時にインターネット等を利用して(削除)周知する。</p> <p>② (削除)安否情報の照会については、原則として市国民保護対策本部に設置する対応窓口(調査支援部市民班(市民課))に、安否情報省令第3条に規定する安否情報照会書(様式第4号)に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。</p> <p>(2) 安否情報の回答(国民保護法第95条第1項)</p> <p>① 市は、安否情報の照会があった場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する安否情報回答書(様式第5号)により、当該照会に係る者が避難した市民等に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。</p> <p>(3) 個人の情報の保護への配慮(国民保護法第95条第2項)</p> <p>② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者(調査支援部市民班長(市民課長))が判断する。</p>	<p>根拠の追記</p> <p>表現の統一 市内外を問わず照会を受け付けるため削除</p> <p>担当部署を追記 様式名を追記</p> <p>根拠の追記 県計画の記載(第3編第6章3(2))に合わせ修正</p> <p>様式名を追記 表現の統一</p> <p>根拠の追記</p> <p>担当者を追記</p>
<p>第3編 第6章 (p 66)</p>	<p>4 日本赤十字社に対する協力(国民保護法第96条)</p>	<p>4 日本赤十字社に対する協力(国民保護法第96条第2項)</p>	<p>根拠の追記</p>

<p>第3編 第7章 (p 67)</p>	<p>第1 武力攻撃災害への対処 市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処 (追加) に関して基本的な事項を以下に定める。</p> <p>1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方(国民保護法第97条)</p> <p>(1) 武力攻撃災害への対処 市長は、(追加) 国や県等の関係機関と協力して、本市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために (追加) 必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) (追加) 知事への措置要請 (追加)</p> <p>(3) 対処に当たる職員の安全の確保</p>	<p>第1 武力攻撃災害への対処 市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における (削除) 対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃による被害をできる限り小さくするための措置 に関して基本的な事項を以下に定める。</p> <p>1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方(国民保護法第97条)</p> <p>(1) 武力攻撃災害への対処(国民保護法第97条第1項) 市長は、武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため自らの判断により武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。また、国や県の対策本部長が特に必要があると認める武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 県知事への措置要請(国民保護法第97条第6項)</p> <p>(3) 対処に当たる職員の安全の確保(国民保護法第22条)</p>	<p>県計画の記載(第3編第7章第1)を参考に修正</p> <p>根拠の追記 国民保護は市の権限は小さく国及び県の方針に基づき実施するため県計画の記載(第3編第7章第1、1)を参考に修正</p> <p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p>
-------------------------------	---	---	---

<p>第3編 第7章 (p68)</p>	<p>(追加)</p>	<p>第2 国民生活にかかわる重要施設の安全確保 市は、生活関連等施設や石油コンビナートにおける安全確保を図るための処置について基本的な事項を以下に定める。</p> <p>1 生活関連等施設の安全確保</p> <p>(1) 生活関連等施設の状況の把握（国民保護法第102条第3項） 市は、市国民保護対策本部を設置した場合においては、関係機関及び市域内に所在する生活関連等施設（市が管理する施設を除く。）の管理者との連絡体制を確保する。 また、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設管理者、県警察（碧南警察署経由）及び海上保安庁（名古屋海上保安部衣浦海上保安署経由）と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。 この場合において、市長は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認する。</p> <p>(2) 市が管理する施設の安全確保（国民保護法第102条第3項） 市は、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報を確認し、管理する生活関連等施設（水道施設）について、当該施設の管理者の立場から碧南警察署等に対し、必要な支援を求め、警備の強化の措置を講ずる等の安全確保のため必要な措置を行う。 市域に所在するその他の生活関連等施設についても、可能な範囲で、警備の強化の措置を行う。</p> <p>(3) 県公安委員会等による立入制限区域の指定（国民保護法第102条第5項、同条第6項） 県公安委員会等が、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域と指定したときは、県の公報や新聞、テレビ、ラジオ等を通じた発表等による公示があり、現場においては、警察官が可能な限り、ロープ、標識の設置等によりその範囲、期間等を明らかにする。 また、武力攻撃災害状況等に応じ、立入制限区域の範囲の変更を行う。 市が立入制限の必要があると判断した場合は、県に立入制限の設定を要請する。</p> <p>(4) 県の対策本部との緊密な連携（国民保護法第102条第4項） 市長は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、市長は、碧南警察署等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極め、県知事に対して、状況を報告し、県知事から国の対策本部長へ必要な措置の要請を依頼する。</p>	<p>生活関連等施設の安全確保の記載がなかったため県計画の記載（第3編第7章第2、1）を参考に追記 (1) 県計画を参考に連携先を具体的に記載</p> <p>(2) 県計画の(3)及び(4)を参考に記載</p> <p>(3) 県計画(5)は国民保護法第102条第5項により県が実施する事項のため市から県への要請を記載。立入制限区域での措置を確認する必要があるため県計画(6)を参考に追記</p> <p>(4) 県計画(7)を参考に市が行うことを追記</p>
------------------------------	-------------	--	---

要協議（県計画に合わせた追記）

第3編
第7章
(p 69
～p 70)

(追加)

要協議（県計画に合わせた追記）

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令（国民保護法第103条第3項）

市長は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次の①から③の措置を講ずべきことを命ずる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

既存の法令に基づく措置と、国民保護法第103条第3項に基づき権限が与えられている措置との対応関係は、次表のとおり。

物質の種類	区 分	措置		
		①	②	③
第3編第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）	第9条第11条第1号の第5号等所在地市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所等しくは取扱所（取扱取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の都道府県等所在地市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの	○	○	○
毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同法第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業業、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（都道府県知事が当該登録の権限を有する場合） 毒物及び劇物取締法第3条の2第1項の特定毒物研究者又は同法第2号に掲げる物質を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	○	○	○
火薬類取締法第2条第1項の火薬類	製造業者、販売業者、消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は破壊を一時停止し、又は制限すること。 火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその破壊を命ずること。 火薬類を破壊した者に対して、その破壊した火薬類の回収を命ずること。		○	○
高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第37条の4第3項の売てん事業者若しくは製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。 第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第6条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第37条の4第3項の売てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は破壊を一時停止し、又は制限すること。 高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。		○	○
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同法第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬劑調製業者が取り扱うものに限る。）	毒薬、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第80条の規定による都道府県知事の処分を受けている者が所有するもの。	○	○	○

(2) 警備の強化（国民保護法第103条第2項）及び危険物質等の管理状況報告（国民保護法第103条第4項）

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、(1)①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

国民保護法第103条第3項では、措置命令は「地方公共団体の長」が命ずることができるため県計画の記載（第3編第7章第2、2（1））を参考に追記

国民保護法第103条第2項及び第4項では、「地方公共団体の長」が実施できるため県計画の記載（第3編第7章第2、2（2））を参考に追記

<p>第3編 第7章 (p 70)</p>	<p>(追加)</p>	<p>3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止（国民保護法第104条） 市は、石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法の規定が適用されることから同法に定める措置を行うことを基本とし、愛知県石油コンビナート等防災計画に基づき情報収集連絡体制の確立、石油コンビナート等現地防災本部の設置に関する措置もあわせて講ずる。 また、危険物質等の取扱所として生活関連等施設に該当する施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づき実施する基づく対処に加えて、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置もあわせて講ずる。</p>	<p>碧南市にも石油コンビナートが存在するため県計画の記載（第3編第7章第2、3）を参考に追記</p>
-------------------------------	-------------	---	---

要協議（県計画に合わせた追記）

<p>第3編 第7章 (p 71)</p>	<p>(追加)</p>	<p>第3 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処 市は、武力攻撃原子力災害の発生又は拡大を防止し、及びNBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要な措置について基本的な事項を以下に定める。</p> <p>1 武力攻撃原子力災害への対処(国民保護法第105条、同法第106条) 近隣県に所在する原子力発電所等及び運搬中の核燃料物質等が武力攻撃を受けた場合、市は、原則として、県地域防災計画(原子力災害対策計画)に定められた措置に準じた措置を講ずる。なお、浜岡原子力発電所において、原子力災害が発生した場合は「原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定」に基づき、掛川市民の受入措置を講ずる。</p> <p>2 NBC攻撃による災害への対処(国民保護法第107条第3項) 市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、県が実施する措置に協力する。</p> <p>3 応急措置の実施(国民保護法第114条第1項) 市長は、被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の市民等に対して、応急措置として、退避の指示を速やかに市民等に伝達する。また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定し、当該警戒区域への立入りを制限又は禁止する。 必要があると認めた場合、警戒区域からの退去を命ずることができる。</p> <p>4 県が国から要請を受けた場合の措置 市長は、県が内閣総理大臣から汚染拡大防止のための協力を要請された場合、県知事から必要な措置を指示される。</p> <p>5 関係機関との連携 市長は、武力攻撃による被害の情報や必要となる人員及び物資・資材について、衣浦東部広域連合及び碧南警察署からの情報などを集約して、県に対して必要となる支援の内容を整理し、迅速な支援要請を行う。 この場合において、市は、市国民保護対策本部に派遣されている県の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健センター(健康課)を通じて、衛生研究所、医療機関等(衣浦東部保健所経由)と共有する。</p>	<p>武力攻撃によるNBC雑賀の対処の記載が無かったため県計画の記載(第3編第7章第3)を参考に記載 追記 1 掛川市との協定があるため追記</p> <p>2 国民保護法第107条では「NBC攻撃対処は国が行い要請により市は県に協力する」となっているため「措置に協力」を記載 3 国民保護法第114条第1項に「警戒区域は「市長が設定する」とあるため県計画の記載(第3編第7章第3、3)を参考に追記</p> <p>4 県計画の記載(第3編第7章第3、4)を参考に追記</p> <p>5 救援等の支援は県経由実施するため県計画の記載(第3編第7章第3、5)を参考に追記</p>
-------------------------------	-------------	--	---

要協議(県計画に合わせた追記)

<p>第3編 第7章 (p 71 ～p 72)</p>	<p>(追加)</p>	<p>6 汚染原因に応じた対応(国民保護法第108条第2項) 市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。 また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、県と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われることがないように、流通事業者に要請するとともに、市民等に注意を呼び掛けるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、市長は開発水道部水道課に対し、給水制限等の措置を講ずるよう命じる。 また、供給源である愛知県水道用水供給事業幸田及び豊田浄水場が汚染された場合は、県の指示のもと、必要に応じ、市長は開発水道部水道課に対し、給水制限等の措置を講ずるよう命じる。</p> <p>(1) 核攻撃等の場合(国民保護法第107条第3項) 県は、県知事からの協力要請等により、県警察、消防機関、海上保安庁及び自衛隊の部隊等(国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等をいう。以下(2)(3)においても同じ。)と連携して、国の対策本部長の調整のもと、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、被ばく線量の管理を行いつつ、可能な限り、迅速に救助・救急活動等を行うとともに、汚染物質に関する情報を関係機関と共有する。市も県に協力するとともに、市は、県の対策本部から情報を収集し、衣浦東部広域連合及び市域医療機関等の関係機関と情報の共有を図る。</p> <p>(2) 生物剤による攻撃の場合(国民保護法第107条第3項) 県は、県知事からの協力要請等により、県警察、消防機関、海上保安庁及び自衛隊の部隊等と連携して、汚染の原因物質の特定のため、適宜検知を実施し、その情報を関係機関と共有する。市は、県の対策本部から情報を収集し、衣浦東部広域連合及び市域医療機関等の関係機関と情報の共有を図る。 県は消防機関、海上保安庁及び自衛隊の部隊等の協力を得て、患者の搬送等を実施する。市は、搬送等に協力する。 県は、厚生労働省と協力して、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーバランス(疾病監視)の結果等により汚染地域の範囲及び感染源の特定を図る。市は、県の対策本部から情報を収集し、衣浦東部広域連合及び市域医療機関等の関係機関と情報の共有を図る。 県知事は、県警察等の関係機関と連携し、消毒剤、除染機材等の装備を用いて、消毒等の措置を講ずる。市は、県から協力要請があった場合は協力する。 これらの措置を実施する場合、職員(協力を要請する関係機関の職員を含む。)には防護服の着用・ワクチンの接種等所要の防護措置を講じ安全の確保に十分に配慮する。</p>	<p>汚染原因に応じた対応がないため県計画の記載(第3編第7章第3、6)を参考に追記 流通業者は「要請」を使用し、市の水道のため「命令」を使用</p> <p>(1)国及び県が主体として行うため市は県の協力要請により、協力することとなるが、市域での災害のため市は自主的な対応が必須であるが、核兵器対応能力がないため県の指示のもと活動し、自主的な活動は情報収集と共有にとどめるように追記 (2)市は県の協力要請により、協力することとなるが、市域での災害のため市は自主的な対応が必須であるが、生物剤に対する能力がないため県の指示のもと活動し、自主的な活動は情報収集と共有にとどめるように追記</p>
---	-------------	---	--

要協議(県計画に合わせた追記)

第3編
第7章
(p 72
～p 73)

(追加)

要協議(県計画に合わせた追記)

(追加)

6 汚染原因に応じた対応(国民保護法第108条第2項)

(3) 化学剤による攻撃の場合(国民保護法第107条第3項)

県は、県知事からの協力要請等により、県警察、消防機関、海上保安庁及び自衛隊の部隊等と連携して、防護服を着用する等隊員の安全を図るための措置を講じた上で、迅速な原因物質の特定のため適宜検知を実施し、その情報を関係機関と共有し、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助・救急活動及び除染等汚染の拡大防止のための措置を講ずる。市は、県の協力要請に応じるとともに、県の対策本部から情報を収集し、衣浦東部広域連合及び市域医療機関等の関係機関と情報の共有を図る。

7 汚染拡大を防止するための措置(国民保護法第108条第2項)

県知事から協力要請を受けた場合、市は汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる措置(準用)を講ずる。

	汚染され、又はその疑いがある対象物件等	措 置
①	飲食物、衣類、寝具及びその他の物件	占有者に対する移動の制限・禁止、破棄の命令
②	生活の用に供する水	管理者に対する使用の制限・禁止、給水の制限・禁止の命令
③	死体	移動の制限・禁止
④	飲食物、衣類、寝具及びその他の物件	破棄
⑤	建物	立入りの制限・禁止、封鎖
⑥	場所	交通の制限・遮断

(3)市は県の協力要請により、協力することとなるが、市域での災害のため市は自主的な対処が必須であるが、化学剤に対する能力がないため県の指示のもと活動し、自主的な活動は情報収集と共有にとどめるように追記

国民保護法第108条第2項により、知事の協力性があった場合に県の措置に準じて行うため県計画の記載(第3編第7章第3、7)を参考に追記

第3編
第7章
(p 73)

第2 応急措置等
(追加)

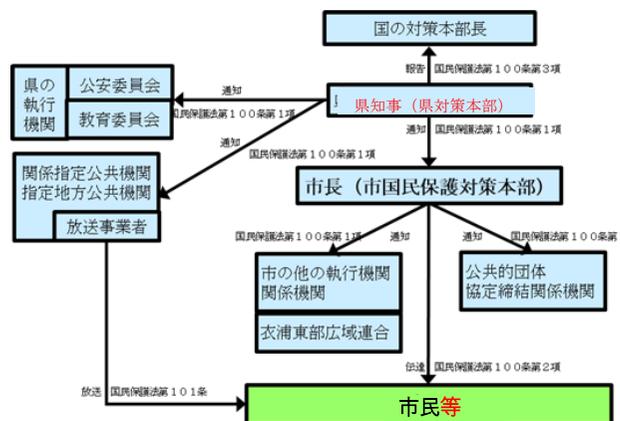
第4 応急措置等

1 武力攻撃災害の兆候の通知(国民保護法第98条第1項から同条第3項)

市長は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は消防官吏、警察官若しくは海上保安官からの当該兆候の通報を受けたときは、碧南警察署の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、適時に、県知事に通知する。

また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

2 緊急通報の発令(国民保護法第99条、同法第100条及び同法第101条)



国民保護法第98条第1項及び第2項で、発見者及び消防官吏等は市長へ「通報」、同条第3項では市長は県知事へ「通知」となっていることから県計画の記載(第3編第7章第4、1・2)を参考に追記

国民保護法第100条により警報の伝達に準じて伝達することとなっているため県計画の記載(第3編第7章第4、2)を参考に市が通知する関係機関を追記

要協議(県計画に合わせた追記)

<p>第3編 第7章 (p 74)</p>	<p>(追加)</p>	<p>2 緊急通報の発令(国民保護法第99条、同法第100条)</p> <p>(1) 緊急通報の発令(国民保護法第99条第1項) 県知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による市民等の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警報の発令がない場合においても、速やかに緊急通報を発令する。 特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、武力攻撃災害の兆候の通報を受けた場合は、県に通知する。県知事は、対処の現場からの情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。 県知事から緊急通報があった場合は、市は第3編第2章2「警報の内容の伝達等方法」に従い、市民等へ伝達する。その際、市民等の混乱を未然に防止するよう留意する。</p> <p>(2) 緊急通報の内容(国民保護法第99条第2項) 緊急通報の内容は、次のとおり。 ・ 武力攻撃災害の現状及び予測 ・ 市民等及び公私の団体に対し周知させるべき事項</p> <p>(3) 緊急通報の通知・伝達(国民保護法第100条第1項、同条第2項) 県知事から緊急通報が発令された場合には、直ちにその内容が市長に通知される。 この場合、市域に武力攻撃災害が発生した場合及び緊急通報において市域に武力攻撃災害の予測を示した場合は、特に県知事から優先して通知され、県から受信確認が行われる。 緊急通報が発令された場合、県警察(碧南警察署)は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声機等を活用するなどして、緊急通報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう努める。</p>	<p>(1) 国民保護法第100条第2項により市計画第3編第2章2の「警報の内容の伝達等方法」適用されるため県計画の記載(第3編第7章第4、2(1))を参考に追記</p> <p>(2) 緊急通報の内容を確認する必要があるため県計画の記載(第3編第7章第4、2(2))を参考に追記</p> <p>(3) 緊急通報の優先通報及び受信確認があることを確認する必要があるため県計画の記載(第3編第7章第4、2(3))を参考に追記</p>
-------------------------------	-------------	--	--

要協議(県計画に合わせた追記)

<p>第3編 第7章 (p 74)</p>	<p>(追加)</p> <p>要協議 (県計画に合わせた追記)</p>	<p>3 事前措置(国民保護法第111条)</p> <p>(1) 事前措置の実施(国民保護法第111条第1項、同条第2項)</p> <p>市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合において、拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</p> <p>県知事が、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認められるときは、前記の措置を県知事が指示することができる。その場合は、直ちに県知事から市長へ通知される。</p> <p>(2) 碧南警察署長又は海上保安部長等による事前措置(国民保護法第111条第3項)</p> <p>碧南警察署長又は海上保安部長等は、市長から要請があったときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該設備の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示することができる。この場合、警察署長又は海上保安部長等は、直ちにその旨を市長に通知する。</p>	<p>国民保護法第111条に市長の事前阻止等が記されているため県計画の記載(第3編第7章第4、3)を参考に追記</p>
<p>第3編 第7章 (p 75)</p>	<p>➦ 退避の指示(国民保護法第112条)</p> <p>(1) 退避の指示 (追加)</p> <p>② 市長は、市民(追加)に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> NBC攻撃と判断されるような場合において、市民(追加)が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき 	<p>4 退避の指示(国民保護法第112条)</p> <p>(1) 退避の指示(国民保護法第112条第1項、同条第2項)</p> <p>② 市長は、市民等に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> NBC攻撃と判断されるような場合において、市民等が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき (削除)ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が(削除)攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき 	<p>根拠の追記</p> <p>県計画の記載(第3編第7章第4、4(2)②)に合わせ修正</p>

<p>第3編 第7章 (p 75 ～p 76)</p>	<p>1 退避の指示(国民保護法第112条) (2) 退避の指示に伴う措置等</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>要協議(県計画に合わせた追記)</p> <p>(3) 安全の確保等</p> <p>① 市長は、退避の指示を市民(追加)に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊及びその他の関係機関等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p>	<p>4 退避の指示(国民保護法第112条) (2) 退避の指示に伴う措置等(国民保護法第112条第3項、同条第4項)</p> <p>(3) 県知事の退避の指示(国民保護法第112条第5項、同条第6項) 県知事が退避の指示を行った場合は、県知事が市民等に「退避の指示」を公表し、市長及び関係機関に通知する。</p> <p>(4) 警察官又は海上保安官等による退避の指示(国民保護法第112条第6項～同条第8項) 警察官又は海上保安官は、市長若しくは県知事による退避の指示を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があった時は、必要と認める地域の市民等に対し、避難の指示をすることができる。この場合、警察官又は海上保安官は市長に速やかに通知するとともに、必要に応じ関係機関に通知する。 市長その他市長の職権を行うことができる者が退避の指示をすることができないと認める場合に限り、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合においては、上記を準用する。</p> <p>(5) 安全の確保等</p> <p>① 市長は、退避の指示を市民等に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関、警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、自衛隊及びその他の関係機関等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p>	<p>根拠の追記</p> <p>(3) 県知事からの退避の指示の記載がないため県計画の記載(第3編第7章第4、4(1)及び(3)②)を参考に追記</p> <p>(4) 警察官又は海上保安官等による退避の指示に関する記載が無いため県計画の記載(第3編第7章第4、4(4))及び国民保護法第112条第8項を参考に追記</p> <p>表現の統一</p>
<p>第3編 第7章 (p 76)</p>	<p>2 事前措置(国民保護法第111条)</p> <p>(1) 市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるとき、又は武力攻撃災害が発生した場合において、これを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者等に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備等の除去、保安その他の必要な措置を講ずべきことを指示することができる。</p> <p>(2) 市長は、必要があるときは、警察署長及び名古屋海上保安部衣浦海上保安署長等に対し、事前措置の指示を行うことを要請することができる。</p>	<p>(削除)</p>	<p>市計画第3編第7章第4、3に記載したため削除</p>

<p>第3編 第7章 (p 76 ～p 77)</p>	<p>3 警戒区域の設定(国民保護法第114条) (1) 警戒区域の設定 市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民(追加)からの通報、被災情報、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民(追加)の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。 (2) 警戒区域の設定に伴う措置等 ① 警戒区域の範囲決定 ・ 市長は、警戒区域内では、必要と認める場所に職員を配置し、警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、消防機関等と連携して、車両及び市民(追加)が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。 ・ ② 警戒区域の設定 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対しては、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 ③ 警戒区域設定に伴う措置</p> <p>(3) 安全の確保</p>	<p>5 警戒区域の設定(国民保護法第114条) (1) 警戒区域の設定(国民保護法第114条第1項) 市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等からの通報、被災情報、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。 (2) 警戒区域の設定に伴う措置等 ① 警戒区域の範囲決定(国民保護法第114条第1項) ・ 市長は、警戒区域内では、必要と認める場所に職員を配置し、警察、名古屋海上保安部衣浦海上保安署、消防機関等と連携して、車両及び市民等が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。 ・ ② 警戒区域の設定(国民保護法第114条第1項) 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、防災行政無線、広報車等を活用し、市民等に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。また警戒区域の変更もしくは解除した場合は、同様に市民等に広報・周知する。 武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対しては、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。 ③ 警戒区域設定に伴う措置(国民保護法第114条第2項、同条第3項及び同条第4項)</p> <p>(3) 安全の確保(国民保護法第110条)</p>	<p>根拠の追記 表現の統一</p> <p>根拠の追記 表現の統一</p> <p>根拠の追記 変更・解除の記載が無かったため県計画の記載(第3編第7章第4、5(2))に合わせ追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p>
<p>第3編 第7章 (p 77)</p>	<p>4 応急公用負担等(国民保護法第111、113条) (1) 市長の事前措置(追加) (2) 応急公用負担(追加)</p>	<p>6 応急公用負担等(国民保護法第111、113条) (1) 市長の事前措置(国民保護法第111条第1項) (2) 応急公用負担(国民保護法第113条第1項及び同条第2項)</p>	<p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p>

<p>第3編 第7章 (p77 ～p78)</p>	<p>5 消防に関する措置等</p> <p>(2) 消防機関の活動 (追加) 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民 (追加) を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとされている。</p>	<p>7 消防に関する措置等</p> <p>(2) 消防機関の活動(国民保護法第115条) 消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から市民等を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減することとされている。</p>	<p>根拠の追記</p>
<p>第3編 第7章 (p78)</p>	<p>第3—生活関連等施設における災害への対処等</p> <p>全て</p>	<p>全て (削除)</p>	<p>市計画第3編第7章第2に移動したため削除</p>
<p>第3編 第7章 (p78)</p>	<p>第4—NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>全て</p>	<p>全て (削除)</p>	<p>市計画第3編第7章第3に移動したため削除</p>
<p>第3編 第8章 (p79)</p>	<p>2 被災情報 (追加) の報告(国民保護法第127条 (追加)) 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。</p> <p>(追加) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。 なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。</p> <p>(追加)</p> <p>要協議 (記載事項の追記)</p> <p>(追加)</p>	<p>2 第一報の報告(国民保護法第127条第1項) 市は、被災情報の報告に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知)に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。</p> <p>3 随時の収集・報告 (国民保護法第127条第1項) 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。(削除)</p> <p>[収集・報告する被災情報の項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域) 発生した武力攻撃災害の状況の概要 人的・物的被害状況 (可能な場合は) 死者について、死亡した場所、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況 <p>4 新たな重大被害の報告 新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。</p>	<p>根拠の追記</p> <p>県計画の記載 (第3編第8章2～4) の記載に合わせて文書を分け記載 報告する被災情報の項目の記載が無かったため県計画の記載 (第3編第8章3) の記載を参考に追記</p>

<p>第3編 第9章 (p 80)</p>	<p>1 保健衛生の確保(国民保護法第123条) 市は、避難先地域における避難(追加)市民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(1) 保健衛生対策 市は、避難先地域において、県と連携し保健師等保健医療関係者による(追加)健康相談、指導等を実施する(追加)。 この場合において、避難行動要支援者、乳幼児、妊産婦、外国人市民(追加)等、特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2) 防疫対策 市は、避難(追加)市民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。</p> <p>(4) 飲料水衛生確保対策 ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の衛生及び必要量の確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての市民(追加)に対して情報提供を実施する。</p> <p>(5) 栄養指導対策 市は、避難先地域の市民(追加)の健康維持のため、(追加)栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携(追加)し実施する。 (追加)</p>	<p>1 保健衛生の確保(国民保護法第123条) 市は、避難先地域における避難した市民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。</p> <p>(1) 保健衛生対策 市は、避難先地域において、県と連携し保健師等保健医療関係者による巡回健康相談(削除)を実施するとともに、健康相談窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難した市民等の心身の健康状態の把握、健康二次被害の予防等を行う。 この場合において、要配慮者等、特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。</p> <p>(2) 防疫対策 市は、避難した市民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。</p> <p>(4) 飲料水衛生確保対策 ① 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水の衛生及び必要量の確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての市民等に対して情報提供を実施する。</p> <p>(5) 栄養指導対策 市は、避難先地域の市民等の健康維持のため、栄養士会等の関係団体と連携し、栄養管理、栄養相談及び指導を県と協力し実施する。</p> <p>(6) 市民等への協力要請(国民保護法第123条) 市民等の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市域内の市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。市長及び職員は、要請を受けて援助について協力をする者の安全の確保に十分に配慮する。</p> <p style="text-align: center;">要協議(県計画に合わせた修正)</p>	<p>表現の統一</p> <p>市も避難者の健康管理を実施する必要があるため県計画の記載(第3編第9章2(1))を参考に追記</p> <p>表現の統一</p> <p>表現の統一</p> <p>県計画の記載(第3編第9章2(1))に合わせ追記 国民保護法第123条「保健衛生の確保への協力」があり、市民等の協力も必要のため国民保護法第123条の条文を参考に追記、特に国民保護法第123条に「区域内の住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。」とあるため「市域内の市民」と記載</p>
-------------------------------	---	--	---

<p>第3編 第9章 (p 81)</p>	<p>2 廃棄物の処理(国民保護法第124条)</p> <p>(1) 廃棄物処理の特例(追加)</p> <p>① 市(追加)は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。</p> <p>② 市(追加)は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画(追加)の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等を参考としつつ、廃棄物の処理が円滑に行える体制を整備する。</p> <p>(追加)</p> <p style="text-align: center;">要協議(県計画に合わせた追記)</p>	<p>2 廃棄物の処理(国民保護法第124条)</p> <p>(1) 廃棄物処理の特例(国民保護法第124条第3項及び同条第4項)</p> <p>① 市長は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせることができる。</p> <p>② 市長は、①により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>① 市は、地域防災計画及び市災害廃棄物処理計画の定めに基づいて、「災害廃棄物対策指針」(平成26年3月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等を参考としつつ、廃棄物の処理が円滑に行える体制を整備する。</p> <p>3 文化財の保護(国民保護法第125条)</p> <p>(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等(国民保護法第125条)</p> <p>① 県知事は、市域に存在する重要文化財に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。</p> <p>② 当該命令又は勧告にしたがって必要な措置を講じようとする重要文化財の所有者から、市長に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、県知事経由、その旨を文化庁長官に対し連絡する。</p> <p>(2) 市長は、県及び市が指定した文化財の所有者に対し、武力攻撃災害による文化財等の被害を防止するため、文化財課は所有者に対し、文化財の保管等について助言する。</p>	<p>根拠の追記</p> <p>国民保護法第124条では、地方公共団体の長となっているため追記</p> <p>国民保護法第124条では、地方公共団体の長となっているため追記</p> <p>環境課策定の廃棄物処理計画を記載</p> <p>市では重要文化財が存在するため文化財保護の記載が必要であるため県計画の記載(第3編第9章3(1))を参考に追記(国民保護法では県知事が行う)</p> <p>※ 碧南市には国宝、重要有形文化財、名所旧跡天然記念物はないため未追記</p> <p>県や市が指定する文化財が存在するため(1)を参考に追記(権限がないため助言として記載)</p>
<p>第3編 第10章 (p 82)</p>	<p>1 生活関連物資等の価格安定(国民保護法第129条)</p> <p>市(追加)は、武力攻撃事態等において、(追加)生活関連物資等(追加)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県等が実施する以下の措置に協力する。</p>	<p>1 生活関連物資等の価格安定(国民保護法第129条)</p> <p>市長は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関係性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県等が実施する以下の措置に協力する。</p>	<p>国民保護法第129条では、地方公共団体の長となっているため追記</p> <p>県計画の記載(第3編第10章1(1))を参考に定期議を追記</p>

<p>第3編 第10章 (p 82)</p>	<p>1 生活関連物資等の価格安定(国民保護法第129条) (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。 (追加)</p> <p style="text-align: center;">要協議(県計画に合わせた追記)</p>	<p>1 生活関連物資等の価格安定(国民保護法第129条) (2) 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置する。</p> <p style="color: red;">県知事は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関連法規に基づき、次に掲げる措置を実施する。</p> <p style="color: red;">① 買占め等防止法に係る措置</p> <p style="color: red;">県は、国が「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」(昭和48年7月6日法律第48号。以下「買占め等防止法という。」)第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資(以下この章において「特定物資」という。)を指定した場合は、愛知県域内のみならず事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者(小売業者を除く。)及び愛知県域内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対して、次の措置を講ずる。</p> <p style="color: red;">ア 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する調査(買占め等防止法第3条)</p> <p style="color: red;">イ 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示(買占め等防止法第4条第1項)</p> <p style="color: red;">ウ 売渡しの指示に従わなかった場合についての事業者に対する売渡しの命令(買占め等防止法第4条第1項)</p> <p style="color: red;">エ 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知(買占め等防止法第4条第4項及び第5項)</p> <p style="color: red;">オ 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問(買占め等防止法第5条第1項及び第2項)</p>	<p>物価の安定等の措置は必要である。国民保護法第129条では「地方公共団体の長」となっているものの同条に記された関連法規では「県と指定都市に限られるため」県の行う業務として、県計画の記載(第3編第10章1(2))を追記</p>
--------------------------------	---	--	--

<p>第3編 第10章 (p 82 ～p 83)</p>	<p>1 生活関連物資等の価格安定(国民保護法第129条) (2) (追加)</p> <p style="text-align: center;">要協議(県計画に合わせた追記)</p>	<p>1 生活関連物資等の価格安定(国民保護法第129条) (2)</p> <p>② 国民生活安定緊急措置法に係る措置 県知事は、国が国民生活安定緊急措置法(昭和48年12月22日法律第121号。第3条第1項)に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資(以下「指定物資」という。)を指定した場合は、愛知県内のみならず事業場を有し指定物資を販売する事業者(小売業者を除く。)及び愛知県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。 ア 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表(国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項) イ 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表(国民生活安定緊急措置法第7条) ウ ア及びイの措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告の求め、又は事業場への立入検査、もしくは関係者への質問(国民生活安定緊急措置法第30条第1項)</p> <p>③ 物価統制令に係る措置 県知事は、国が物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、次の措置を講ずる。 ア 統制額を超える契約等に対する例外許可(物価統制令第3条第1項但書) イ 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とすることの許可(物価統制令第8条ノ2但書) また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況又は帳簿書類等の検査を実施する。(物価統制令第30条第1項)</p>	<p>物価の安定等の措置は必要である。国民保護法第129条では「地方公共団体の長」となっているものの同条に記された関連法規では「県と指定都市に限られるため」県の行う業務として、県計画の記載(第3編第10章1(2))を追記</p>
--	---	--	--

<p>第3編 第10章 (p83 ～p84)</p>	<p>2 避難（追加）市民等の生活安定等</p> <p>(1) 被災児童生徒等に対する教育 市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、（追加）被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難（追加）市民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等のための適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) 公的徴収金の減免等 市（追加）は、避難（追加）市民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。 （追加）</p> <p style="text-align: center; color: blue;">要協議(県計画に合わせた追記)</p> <p>3 生活基盤等の確保(国民保護法第134、137条)</p> <p>(1) 水の安定的な供給</p> <p>(2) 公共的施設の適切な管理</p>	<p>2 避難した市民等の生活安定等</p> <p>(1) 被災児童生徒等に対する教育 市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免等の被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難した市民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等のための適切な措置を講ずる。</p> <p>(2) 公的徴収金の減免等 市（税務課）は、避難した市民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</p> <p>(3) 就労状況の把握と雇用の確保 市（商工課）は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、避難した住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保に努める。</p> <p>(4) 生活再建資金の相 市（福祉課：個人向け、商工課：事業所向け）は、武力攻撃災害により住居・家具及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活再建をするに当たり必要となる資金について適切な融資が受けられるよう、総合的な相談窓口を開設し、相談に応じる。</p> <p>3 生活基盤等の確保(国民保護法第134、137条)</p> <p>(1) 水の安定的な供給(国民保護法第134条第2項)</p> <p>(2) 公共的施設の適切な管理(国民保護法第137条)</p>	<p>表現の統一</p> <p>その他の支援があるため「等」を追記</p> <p>担当課を記載</p> <p>就労状況の把握と雇用の確保は市では商工課が行っているため県計画の記載（第3編第10章2（3））を参考に追記 生活再建資金の相談は市も実施する業務のため県計画の記載（第3編第10章2（4））を参考に追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p>
--	---	---	---

<p>第3編 第11章 (p85)</p>	<p>(追加)</p> <p style="text-align: center;">要協議(県計画に合わせた追記)</p>	<p>第11章 交通規制 県警察は交通規制について以下を実施する。</p> <p>1 交通状況の把握 県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、プローブ情報、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。</p> <p>2 交通規制の実施(国民保護法第155条第1項) 県警察は、武力攻撃事態等において避難する市民等、緊急物資の運送等のための緊急交通路の確保のため、一般車両(緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両)の通行を禁止するなど交通規制を行う。 緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮して行う。また、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺を含めた広域的な交通規制を行う。 なお、国の対策本部長により特定公共施設利用法に基づく道路の利用指針が定められた場合は、その指針を踏まえ、適切に交通規制を実施する。</p> <p>3 緊急通行車両等の確認 緊急通行車両については、県公安委員会又は県知事が、また、規制除外車両については、県公安委員会が確認を行う。</p> <p>4 交通規制等の周知徹底 県警察及び道路管理者である県知事及び市長は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、市民等、運転者等に防災無線等を活用し、周知徹底を図る。</p> <p>5 緊急交通路確保のための権限等</p> <p>(1) 運転者等に対する措置命令 県警察は、緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。</p> <p>(2) 車両その他の物件の移動措置等 県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、所定の手続きを経て車両その他の物件の移動措置を行う。また、必要により警察車両による緊急通行車両等の先導等を行う。</p> <p>6 関係機関との連携 県警察は、交通規制に当たっては、関係機関と綿密な連携を確保する。また、市は、碧南警察署と綿密な連携を図り、交通規制の情報収集を行うとともに、市民等への広報の協力を行う。</p>	<p>警察機関等が実施する交通規制について把握する必要があるため県計画の記載(第3編第11章)を参考に追記</p>
-------------------------------	--	---	---

<p>第3編 第12章 (p86)</p>	<p>第1-1章 特殊標章等の交付及び管理 市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する(追加)特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について以下に定める。</p> <p>(追加)</p>	<p>第12章 特殊標章等の交付及び管理 市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章、特殊標章及び身分証明書(以下「特殊標章等」という。)を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について以下に定める。</p> <p>1 赤十字標章等の意義 1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(第一追加議定書)第8条(ℓ)において規定される国際的な特殊標章は、医療組織、医療用輸送手段、医療要員、医療機器、医療用品等の保護のために使用される場合に使用される白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽からなる。 国民保護措置に係る医療職務、医療業務又は協力を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所、医療器材、医療用品、輸送車両等を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。</p> <p>① 特殊標章 第一追加議定書(1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)第8条(ℓ)に規定される特殊標章(白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽からなる。) ただし、赤のライオン及び太陽の標章は、いずれの国も1980年以降使用していない。 また、赤新月の標章は、イスラム教国において使用されるものである。</p> <div style="text-align: center;">  <p>赤十字 赤新月</p> </div> <p>② 信号 第1追加議定書第8条(m)に規定される特殊信号(医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報)</p> <p>③ 身分証明書 第1追加議定書第18条3に規定される身分証明書</p> <p>④ 識別対象 医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等</p>	<p>医療関係者用の赤十字標章を追記</p> <p>碧南市民病院は市営のため赤十字標章の記載が必要であるため県計画の記載(第3編第12章1)を参考に追記</p>
-------------------------------	---	---	--

<p>第3編 第12章 (p86 ～p87)</p>	<p>(追加)</p> <p>要協議(県計画に合わせた追記)</p>	<p>2 赤十字標章等の交付(赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日。赤十字標章等、特殊標章に係る事務の運用に関する関係省庁連絡会議申合せ))</p> <p>① 県知事は、国で定める赤十字標章等の交付に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付棟梁を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。</p> <p>ア 避難する市民等の救援を行う医療機関又は医療関係者</p> <p>イ 避難する市民等の救援に必要な援助について協力する医療機関又は医療関係者 (ア及びイに掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む。)</p> <p>② 県知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要領の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。</p> <p>ア 医療機関である指定地方公共団体</p> <p>イ 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者</p>	<p>碧南市民病院は市営のため赤十字標章の記載が必要であるため県計画の記載(第3編第12章1)を参考に追記</p> <p>赤十字標章等の交付許可権者は、知事又は指定都市の市長のため、主語は県知事とした。</p>
--	------------------------------------	--	---

<p>第3編 第12章 (p87 ～p88)</p>	<p>2 特殊標章等の交付及び管理(国民保護法第158条) (追加) 市長及び水防管理者は、市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱に基づき以下に示す職員に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。</p> <p>(1) 市長</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市の職員(水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行うもの(追加) ② 消防団長及び消防団員 ③ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ④ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>(2) (追加) 水防管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水防管理者の所轄の水防員で国民保護措置に係る職務を行うもの(追加) ② 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ③ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>(追加) また、次に示す職員等については、衣浦東部広域連合において消防長が交付要綱を作成した上で交付等することとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの ② 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ③ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>(追加)</p>	<p>4 特殊標章等の交付及び管理(国民保護法第158条)</p> <p>(1) 市長及び水防管理者による交付 市長及び水防管理者は、市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱を作成した上で、以下に示す職員に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 市長 <ul style="list-style-type: none"> ア 市の職員(水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。)で国民保護措置に係る職務を行う者 イ 消防団長及び消防団員 ウ 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 エ 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 ② 水防管理者 <ul style="list-style-type: none"> ア 水防管理者の所轄の水防員で国民保護措置に係る職務を行う者 イ 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ウ 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>(2) 衣浦東部広域連合消防長による交付 (削除)次に示す職員等については、衣浦東部広域連合において消防長が交付要綱を作成した上で交付等することとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者 イ 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ウ 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 	<p>(2)に県知事の交付を記載したため分離</p> <p>誤植修正</p> <p>誤植修正</p> <p>誤植修正</p>
--	---	---	--

<p>第3編 第12章 (p88)</p>	<p>2 特殊標章等の交付及び管理(国民保護法第158条)</p> <p style="text-align: center;">要協議(県計画に合わせた追記)</p>	<p>4 特殊標章等の交付及び管理(国民保護法第158条)</p> <p>(3) 県知事又は県警察本部長による交付</p> <p>① 県知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。</p> <p>ア 県知事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置に係る職務を行う県の職員(県警察の職員を除く。) ・ 県知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・ 県知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する者 <p>イ 県警察本部長</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察の職員 ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者 ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者 <p>② 県知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。</p>	<p>県知事及び県警本部長の交付を把握する必要があるため県計画(第3編第12章2①)を参考に追記</p>
<p>第4編 第1章 (p89)</p>	<p>1 (追加) 応急の復旧の実施(国民保護法第139、140条)</p>	<p>1 市が行う応急の復旧の実施(国民保護法第139、140条)</p> <p>(3) 上下水道施設の応急の復旧</p> <p>市は、武力攻撃災害が発生した場合には、上下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。</p> <p>(4) 輸送施設等の応急の復旧</p> <p>市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難する市民等の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。</p>	<p>2に県が行う応急復旧を追記したため記載</p> <p>市が行う業務のため2から転記</p>

<p>第4編 第1章 (p 89 ～ p 90)</p>	<p>2—公共的施設の応急の復旧</p> <p>(1) 上下水道施設の応急の復旧 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、上下水道施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。</p> <p>(2) 輸送施設等の応急の復旧 市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難市民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。</p> <p>(追加)</p> <p style="text-align: center;">要協議(県計画に合わせた追記)</p>	<p>2 県が行う応急の復旧(国民保護法第139条)</p> <p>(1) 県が管理する施設及び設備の緊急点検等(国民保護法第139条) 県は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。</p> <p>(2) 通信機器の応急の復旧(国民保護法第139条) 県は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、多ルート化し通信回線を活用するとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、総務省にその状況を連絡する。</p> <p>(3) 県が管理する輸送施設の応急の復旧(国民保護法第139条) 県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理する道路、漁港施設(大浜漁港)及びその所有する港湾施設(衣浦港)について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去等、輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。</p> <p>(4) 輸送路の優先的な確保のための措置 県知事は、武力攻撃により道路に被害が発生した場合は、広域的に避難する市民等の輸送等を行うための輸送路を優先的に確保するため、応急復旧の措置が講じられるよう道路管理者に対し要請する。県対策本部長は、必要に応じ総合調整を行う。</p> <p>(5) 県が管理するライフライン施設の応急の復旧 県は、武力攻撃災害が発生した場合には、県が管理する上水道・工業用水道施設について、速やかに被害状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。</p> <p>(6) 市及び指定地方公共機関に対する支援 県は、水道、ガス等のライフライン事業者である市及び指定地方公共機関から応急の復旧のため支援の要請があった場合には、ライフライン施設ごとに要請の内容を把握した上で、所要の措置を講ずる。</p>	<p>県が行う応急の復旧を把握しておく必要があるため県計画(第4編第1章1)を参考に追記</p>
<p>第4編 第2章 (p 91)</p>	<p>(追加)</p> <p style="text-align: center;">要協議(県計画に合わせた追記)</p>	<p>3 県が管理する施設及び設備の復旧</p> <p>本格的な復旧に向けた所要の法制が国により整備されるまでは、県は、武力攻撃災害により被災した県の管理する施設及び設備について、国の支援を得て、被災の状況周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定める。</p>	<p>市域においても県管理施設等が存在するため県計画(第4編第2章2)を参考に追記</p>

<p>第4編 第3章 (p92)</p>	<p>1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求(国民保護法第168条)</p> <p>(1) 国に対する負担金の請求方法</p> <p>市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。</p> <p>(追加)</p> <p>なお、衣浦東部広域連合が、国民保護法第62条第2項に基づく避難(追加)市民(追加)の誘導及び同法第97条第7項に基づく消防を行った場合についても、同様の方法により請求することとされている。</p> <p>(2) 関係書類の保管</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。</p> <p>(追加)</p> <p style="text-align: center;">要協議(県計画に合わせた追記)</p>	<p>1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求(国民保護法第168条)</p> <p>(1) 国に対する負担金の請求方法</p> <p>市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。</p> <p>参考(国民保護法第168条に定める国が負担する費用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の避難に関する措置に要する費用 ・ 避難住民等の救援に関する措置に要する費用 ・ 武力攻撃災害への対処に関する措置に要する費用 ・ 損失補償、実費弁償、損害補填及び損失補填に要する費用(市に故意又は重大な過失がある場合を除く。) <p>なお、衣浦東部広域連合が、国民保護法第62条第2項に基づく避難する市民等の誘導及び同法第97条第7項に基づく消防を行った場合についても、同様の方法により請求することとされている。</p> <p>(2) 関係書類の保管</p> <p>市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。</p> <p>特に、国民の権利利益の救済の手續に関連する文書(公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等)を、碧南市行政文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。</p> <p>市は、これらの手續に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。</p>	<p>請求を行う費用は何か把握しておく必要があるため国民保護法第168条の条文を参考に追記</p> <p>保存すべき書類を明記する必要があるとともに、訴訟等の場合、市が訴訟相手となる可能性もあるため県計画(第4編第3章2)を参考に追記</p>
------------------------------	---	---	---

<p>第4編 第3章 (p92 ～p93)</p>	<p>2 損失及び損害補償(国民保護法第159、160条) 市は、愛知県国民保護計画に準じて以下の損失補償及び損害補償を行う。</p> <p>㊦ 損失補償(国民保護法第159条 (追加)) 市は、国民保護法に基づく土地 (追加) 等の一時使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。 (追加)</p> <p>㊧ 損害補償(国民保護法第160条 (追加)) 市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷した(追加)ときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。</p> <p>㊨ 市民 (追加) の避難誘導への協力 (追加)</p> <p>㊩ 救援への協力 (追加)</p> <p>㊪ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力 (追加)</p> <p>㊫ 保健衛生確保への協力 (追加)</p>	<p>2 損失及び損害補償(国民保護法第159、160条) (1) 市は、愛知県国民保護計画に準じて以下の損失補償及び損害補償を行う。</p> <p>① 損失補償(国民保護法第159条第1項) 市は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の(削除)行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定物資の収用 (国民保護法第81条第2項) ・ 特定物資の保管命令 (国民保護法第81条第3項) ・ 土地や建物の使用 (国民保護法第82条、同法第113条第1項) ・ 応急公用負担 (国民保護法第113条第5項) <p>② 損害補償(国民保護法第160条第1項) 市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。</p> <p>ア 市民等の避難誘導への協力 (国民保護法第70条第1項及び同条第3項)</p> <p>イ 救援への協力 (国民保護法第80条第1項)</p> <p>ウ 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力 (国民保護法第115条第1項)</p> <p>エ 保健衛生確保への協力 (国民保護法第123条第1項)</p>	<p>根拠の追記 損失補償の対象や法根拠が不明確のため追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>損害補償の対象を具体的に明確にするため国民保護法第160条第1項を参考に追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p> <p>根拠の追記</p>
---------------------------------------	--	---	---

<p>第4編 第3章 (p93)</p>	<p>(追加)</p> <p style="text-align: center;">要協議(県計画に合わせた追記)</p>	<p>(2) 県は、愛知県国民保護計画に基づいて以下の実費弁償及び損失補てんを行う。</p> <p>① 損失補償(国民保護法第159条第1項) 県は、国民保護法に基づく土地や建物の使用、物資の収用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。</p> <p>② 実費弁償(国民保護法第159条第2項) 県は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令に定める基準に従い、その実費を弁償する。</p> <p>③ 損害補償(国民保護法第160条第2項) 県は、国民保護措置の実施について医療の実施を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。</p> <p>④ 損失補てん 県は、国民保護措置の実施に関し、県対策本部長が市又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し総合調整を行い、又は県知事が指示をした結果、市又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が損失を受けたときは、国の対策本部長の総合調整又は指示の結果、県又は指定公共機関が損失を受けたときに国が行う損失の補てんの手続等に準じて、損失の補てんを行う。</p>	<p>損失・損害補償を行う場合は、県と市で業務分担を明確にする必要があるため県計画(第4編第3章1)を参考に追記</p>
<p>第4編 第3章 (p93)</p>	<p>3 総合調整及び指示に係る損失の補てん(国民保護法第161条) 市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難(追加)市民(追加)の誘導若しくは避難(追加)市民(追加)の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。 ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。</p>	<p>3 総合調整及び指示に係る損失の補てん(国民保護法第161条) 市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難する市民等の誘導若しくは避難する市民等の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。 ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。</p>	<p>表現の統一</p>
<p>第5編 (p94)</p>	<p>1 緊急対処事態(国民保護法第178条) (1) 緊急対処事態への武力攻撃事態等の措置の準用 緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、(追加)緊急対処事態対策本部の設置や避難、救援の措置の実施といった緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。 (追加)</p>	<p>1 緊急対処事態(国民保護法第178条) (1) 緊急対処事態への武力攻撃事態等の措置の準用 緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、第3編及び第4編の武力攻撃事態等への対処に係る規定を準用する。ただし、緊急対処事態においては、市緊急(削除)事態対策本部の設置や避難、救援の措置の実施といった緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。 また、警報の通知及び伝達については、2に定めるところによる。</p>	<p>緊急対処事態時の対処の記載が無かったため県計画(第5編1(1))を参考に追記</p>

第5編
(p 94)

1 緊急対処事態(国民保護法第178条)
(2) 読み替え規定

武力攻撃事態等	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
県対策本部	県緊急対処事態対策本部
市国民保護連絡室	市緊急 対処 事態連絡室
市国民保護対策室	市緊急 対処 事態対策室
市国民保護対策本部	市緊急 対処 事態対策本部

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては(追加)、国の(追加)対策本部長により、~~攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、~~警報の~~内容~~の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定される~~ことを踏まえ~~(追加)、市は、~~緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の~~対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者(追加)等に対し(追加)通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じてこれを行う。

1 緊急対処事態(国民保護法第178条)
(2) 読み替え規定

武力攻撃事態等	緊急対処事態
国民保護措置	緊急対処保護措置
武力攻撃	緊急対処事態における攻撃
武力攻撃災害	緊急対処事態における災害
県対策本部	県緊急対処事態対策本部
市国民保護連絡室	市緊急事態連絡室
市国民保護対策室	市緊急事態対策室
市国民保護対策本部	市緊急事態対策本部

2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、~~攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、~~国の~~事態~~対策本部長により、(削除)警報の(削除)通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることから、市は、(削除)対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し、警報の通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じてこれを行う。

市計画第1編第3章1
(3) で定義したため削除

警報を市は通知と伝達を行うため県計画(第5編2)を参考に追記

該当箇所 (ページ)	旧	新	変更理由																																																																												
資料篇 (p10)	2 関係機関等の連絡先 2-1 市及びその他 <table border="1" data-bbox="315 427 882 699"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>TEL FAX(提供有の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>碧南市</td> <td>市民協働部 防災課</td> <td>〒447-8601 碧南市松本町28</td> <td>0568-41-3311 0568-41-5412</td> </tr> <tr> <td>衣浦東部広域連合</td> <td>消防課</td> <td>刈谷市小堀江町西高根 204-1</td> <td>0568-63-0119 0568-63-0130</td> </tr> <tr> <td>衣浦東部広域連合 (消防団を含む)</td> <td>碧南消防署</td> <td>〒447-0844 愛知県碧南市港本町1-29</td> <td>0568-41-2400 0568-42-3101</td> </tr> <tr> <td>碧南赤十字奉仕団</td> <td></td> <td>〒447-0809 愛知県碧南市山神町8-35</td> <td>0568-48-3702 0568-48-8522</td> </tr> <tr> <td>碧南商工会議所</td> <td></td> <td>〒447-8501 碧南市源氏神明町80</td> <td>0568-41-1100</td> </tr> <tr> <td>関キヤッチ ネットワーク</td> <td>コンテンツ制作部 災害対策室</td> <td>〒448-0803 刈谷市野田町大ヒゴ1</td> <td>0568-27-2112 0568-27-2113</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	TEL FAX(提供有の場合)	碧南市	市民協働部 防災課	〒447-8601 碧南市松本町28	0568-41-3311 0568-41-5412	衣浦東部広域連合	消防課	刈谷市小堀江町西高根 204-1	0568-63-0119 0568-63-0130	衣浦東部広域連合 (消防団を含む)	碧南消防署	〒447-0844 愛知県碧南市港本町1-29	0568-41-2400 0568-42-3101	碧南赤十字奉仕団		〒447-0809 愛知県碧南市山神町8-35	0568-48-3702 0568-48-8522	碧南商工会議所		〒447-8501 碧南市源氏神明町80	0568-41-1100	関キヤッチ ネットワーク	コンテンツ制作部 災害対策室	〒448-0803 刈谷市野田町大ヒゴ1	0568-27-2112 0568-27-2113	2 関係機関等の連絡先 2-1 市及びその他 <table border="1" data-bbox="994 427 1621 718"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>TEL FAX(提供有の場合)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>碧南市</td> <td>市民協働部 防災課</td> <td>(削除) 碧南市松本町28</td> <td>0568-41-3311 0568-41-5412</td> </tr> <tr> <td>衣浦東部広域連合</td> <td>消防課</td> <td>(削除) 刈谷市小堀江町西高根 204-1</td> <td>0568-63-0119 0568-63-0130</td> </tr> <tr> <td>衣浦東部広域連合 (消防団を含む)</td> <td>碧南消防署</td> <td>(削除) 愛知県碧南市港本町1-29</td> <td>0568-41-2400 0568-42-3101</td> </tr> <tr> <td>碧南赤十字奉仕団</td> <td></td> <td>(削除) 愛知県碧南市山神町8-35</td> <td>0568-48-3702 0568-48-8522</td> </tr> <tr> <td>碧南商工会議所</td> <td></td> <td>(削除) 碧南市源氏神明町80</td> <td>0568-41-1100</td> </tr> <tr> <td>関キヤッチ ネットワーク</td> <td>コンテンツ制作部 災害対策室</td> <td>(削除) 刈谷市野田町大ヒゴ1</td> <td>0568-27-2112 0568-27-2113</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	TEL FAX(提供有の場合)	碧南市	市民協働部 防災課	(削除) 碧南市松本町28	0568-41-3311 0568-41-5412	衣浦東部広域連合	消防課	(削除) 刈谷市小堀江町西高根 204-1	0568-63-0119 0568-63-0130	衣浦東部広域連合 (消防団を含む)	碧南消防署	(削除) 愛知県碧南市港本町1-29	0568-41-2400 0568-42-3101	碧南赤十字奉仕団		(削除) 愛知県碧南市山神町8-35	0568-48-3702 0568-48-8522	碧南商工会議所		(削除) 碧南市源氏神明町80	0568-41-1100	関キヤッチ ネットワーク	コンテンツ制作部 災害対策室	(削除) 刈谷市野田町大ヒゴ1	0568-27-2112 0568-27-2113	他の表示に合わせて、郵便番号削除																				
名称	担当部署	所在地	TEL FAX(提供有の場合)																																																																												
碧南市	市民協働部 防災課	〒447-8601 碧南市松本町28	0568-41-3311 0568-41-5412																																																																												
衣浦東部広域連合	消防課	刈谷市小堀江町西高根 204-1	0568-63-0119 0568-63-0130																																																																												
衣浦東部広域連合 (消防団を含む)	碧南消防署	〒447-0844 愛知県碧南市港本町1-29	0568-41-2400 0568-42-3101																																																																												
碧南赤十字奉仕団		〒447-0809 愛知県碧南市山神町8-35	0568-48-3702 0568-48-8522																																																																												
碧南商工会議所		〒447-8501 碧南市源氏神明町80	0568-41-1100																																																																												
関キヤッチ ネットワーク	コンテンツ制作部 災害対策室	〒448-0803 刈谷市野田町大ヒゴ1	0568-27-2112 0568-27-2113																																																																												
名称	担当部署	所在地	TEL FAX(提供有の場合)																																																																												
碧南市	市民協働部 防災課	(削除) 碧南市松本町28	0568-41-3311 0568-41-5412																																																																												
衣浦東部広域連合	消防課	(削除) 刈谷市小堀江町西高根 204-1	0568-63-0119 0568-63-0130																																																																												
衣浦東部広域連合 (消防団を含む)	碧南消防署	(削除) 愛知県碧南市港本町1-29	0568-41-2400 0568-42-3101																																																																												
碧南赤十字奉仕団		(削除) 愛知県碧南市山神町8-35	0568-48-3702 0568-48-8522																																																																												
碧南商工会議所		(削除) 碧南市源氏神明町80	0568-41-1100																																																																												
関キヤッチ ネットワーク	コンテンツ制作部 災害対策室	(削除) 刈谷市野田町大ヒゴ1	0568-27-2112 0568-27-2113																																																																												
資料篇 (p10 ～p11)	(追加)	2-3 指定地方行政機関 <table border="1" data-bbox="969 836 1664 1334"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当部署</th> <th>所在地</th> <th>TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中部管区警察局</td> <td>警務課</td> <td>名古屋市中区三の丸2-1-1</td> <td>052-851-8000</td> </tr> <tr> <td>東海総合通信局</td> <td>総合通信相談所</td> <td>名古屋市中区白壁1丁目15-1</td> <td>052-871-8104</td> </tr> <tr> <td>東海財務局</td> <td>総務課</td> <td>名古屋市中区三の丸3-3-1</td> <td>054-251-4321</td> </tr> <tr> <td>名古屋税関</td> <td>総務課</td> <td>名古屋港区入船2-3-12 名古屋港連合同庁舎</td> <td>052-854-4010</td> </tr> <tr> <td>東海北陸厚生局</td> <td>総務課</td> <td>名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階</td> <td>052-871-8831</td> </tr> <tr> <td>愛知労働局</td> <td>総務課</td> <td>名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館</td> <td>052-872-0251</td> </tr> <tr> <td>愛知農政局</td> <td>総務課</td> <td>名古屋市中区三の丸1-2-2</td> <td>052-201-7271 (内線2212)</td> </tr> <tr> <td>中部森林管理局</td> <td>愛知森林管理事務所</td> <td>新城市庭野字東萩野40-2</td> <td>0538-22-1101</td> </tr> <tr> <td>中部経済産業局</td> <td>総務課</td> <td>名古屋市中区三の丸2-5-2</td> <td>052-851-2883</td> </tr> <tr> <td>中部近畿産業保安監督部</td> <td>管理課</td> <td>名古屋市中区三の丸2-5-2 中部経済産業局総合庁舎3</td> <td>052-851-0558</td> </tr> <tr> <td>中部地方整備局</td> <td>総務課</td> <td>名古屋港区築地町2番地</td> <td>052-853-8119</td> </tr> <tr> <td>中部運輸局</td> <td>総務課</td> <td>名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館</td> <td>052-852-8002</td> </tr> <tr> <td>大阪航空局</td> <td>中部空港事務所</td> <td>清市セントレア1丁目1</td> <td>0589-38-2155</td> </tr> <tr> <td>名古屋地方気象台</td> <td>観測予報課</td> <td>名古屋千種区日和町2丁目18</td> <td>052-784-4082</td> </tr> <tr> <td>第四管区海上保安本部</td> <td>衣浦海上保安署</td> <td>半田市十一号地2</td> <td>0589-22-4999</td> </tr> <tr> <td>中部地方環境事務所</td> <td>総務課</td> <td>名古屋市中区三の丸2-5-2</td> <td>052-855-2130</td> </tr> <tr> <td>近畿中部防衛局</td> <td>東海防衛支局</td> <td>名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館7・8階</td> <td>052-852-8221</td> </tr> <tr> <td>陸上自衛隊第10師団司令部</td> <td>第3部</td> <td>名古屋守山区守山3丁目12-1</td> <td>052-791-2181</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担当部署	所在地	TEL	中部管区警察局	警務課	名古屋市中区三の丸2-1-1	052-851-8000	東海総合通信局	総合通信相談所	名古屋市中区白壁1丁目15-1	052-871-8104	東海財務局	総務課	名古屋市中区三の丸3-3-1	054-251-4321	名古屋税関	総務課	名古屋港区入船2-3-12 名古屋港連合同庁舎	052-854-4010	東海北陸厚生局	総務課	名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階	052-871-8831	愛知労働局	総務課	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-872-0251	愛知農政局	総務課	名古屋市中区三の丸1-2-2	052-201-7271 (内線2212)	中部森林管理局	愛知森林管理事務所	新城市庭野字東萩野40-2	0538-22-1101	中部経済産業局	総務課	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-851-2883	中部近畿産業保安監督部	管理課	名古屋市中区三の丸2-5-2 中部経済産業局総合庁舎3	052-851-0558	中部地方整備局	総務課	名古屋港区築地町2番地	052-853-8119	中部運輸局	総務課	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-852-8002	大阪航空局	中部空港事務所	清市セントレア1丁目1	0589-38-2155	名古屋地方気象台	観測予報課	名古屋千種区日和町2丁目18	052-784-4082	第四管区海上保安本部	衣浦海上保安署	半田市十一号地2	0589-22-4999	中部地方環境事務所	総務課	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-855-2130	近畿中部防衛局	東海防衛支局	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館7・8階	052-852-8221	陸上自衛隊第10師団司令部	第3部	名古屋守山区守山3丁目12-1	052-791-2181	県計画の資料編に合わせ、指定行政機関を追記
名称	担当部署	所在地	TEL																																																																												
中部管区警察局	警務課	名古屋市中区三の丸2-1-1	052-851-8000																																																																												
東海総合通信局	総合通信相談所	名古屋市中区白壁1丁目15-1	052-871-8104																																																																												
東海財務局	総務課	名古屋市中区三の丸3-3-1	054-251-4321																																																																												
名古屋税関	総務課	名古屋港区入船2-3-12 名古屋港連合同庁舎	052-854-4010																																																																												
東海北陸厚生局	総務課	名古屋市中区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館3階	052-871-8831																																																																												
愛知労働局	総務課	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-872-0251																																																																												
愛知農政局	総務課	名古屋市中区三の丸1-2-2	052-201-7271 (内線2212)																																																																												
中部森林管理局	愛知森林管理事務所	新城市庭野字東萩野40-2	0538-22-1101																																																																												
中部経済産業局	総務課	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-851-2883																																																																												
中部近畿産業保安監督部	管理課	名古屋市中区三の丸2-5-2 中部経済産業局総合庁舎3	052-851-0558																																																																												
中部地方整備局	総務課	名古屋港区築地町2番地	052-853-8119																																																																												
中部運輸局	総務課	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	052-852-8002																																																																												
大阪航空局	中部空港事務所	清市セントレア1丁目1	0589-38-2155																																																																												
名古屋地方気象台	観測予報課	名古屋千種区日和町2丁目18	052-784-4082																																																																												
第四管区海上保安本部	衣浦海上保安署	半田市十一号地2	0589-22-4999																																																																												
中部地方環境事務所	総務課	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-855-2130																																																																												
近畿中部防衛局	東海防衛支局	名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館7・8階	052-852-8221																																																																												
陸上自衛隊第10師団司令部	第3部	名古屋守山区守山3丁目12-1	052-791-2181																																																																												

資料篇
(p 1 1)

(追加)

2-4
指定公共団体及び指定地方公共団体

種別	名称	担当部署	所在地	TEL
放送事業者	日本放送協会	名古屋放送局	名古屋市中区東橋一丁目13番3号	052-952-7000
	中京テレビ放送(株)	報道局	名古屋市中村区平池町4丁目80-11	052-589-4800
	CBCテレビ放送(株)	-	名古屋市中区新栄1-2-8	052-241-9111
	東海テレビ放送(株)	-	名古屋市中区東橋1-14-27	052-951-7511
	名古屋テレビ放送(株)	報道情報局	名古屋市中区橋2丁目10番1号	052-331-9111
	テレビ愛知(株)	-	名古屋市中区栄4-19-29 日経名古屋支社ビル5階	052-242-5830
	東海ラジオ(株)	-	名古屋市中区東橋1-14-27	052-951-2525
	(株)FM愛知	-	名古屋市中区千代田2-15-18 名古屋通信ビル7階	052-252-5141
	(株)ZIP-FM	-	名古屋市中区丸の内3-20-17 近鉄通信ビル17・18階	052-972-0778
	運送事業者	名古屋鉄道(株)	静岡駅	静岡市中町5丁目4-6
JR東海バス(株)		本社	名古屋市中川区小幸3丁目109番地	052-852-7800
名鉄バス(株)		岡崎営業所	岡崎市明大寺町実自前2-3	0564-21-1918
名鉄観光バス(株)		静岡中央支店	静岡市栄町3丁目5-9	0549-49-0020
ヤマト運輸(株)		静岡伏見センター	静岡市伏見町3-1	0570-200-000
愛知県トラック協会		丸井通運株式会社	静岡市浜田町4丁目3-4番地	0544-49-2214
愛知県バス協会		夢観光(株)	静岡市松江町2-39-1	0544-42-8385
電気通信事業者		西日本電信電話(株)	名古屋支店 設備部 災害対策室	名古屋市中区大塚4-9-80
電気事業者	中部電力(株)	刈谷営業所	刈谷市大手町4-6	0566-27-8702
ガス事業者	東邦瓦斯(株)	刈谷営業所	刈谷市半城土西町2-4-2	0566-22-5995
医療機関	愛知県LPGガス協会	西三河支部	岡崎市豊原町250-1	0564-23-2868
医療機関	愛知県医師会	静岡市医師会	静岡市天王町1-70	0544-22-7390

県計画の資料編に合わせ、指定公共機関及び指定地方行政機関を追記

資料篇
(p 1 2)

(追加)

2-5
NBC対応可能医療機関

種別	名称	所在地	TEL
特定感染症指定医療機関	常滑市民病院	常滑市飛雲台3-3-3	0569-35-3170
第一種感染症指定医療機関	名古屋第二赤十字病院	名古屋昭和区妙見町2-9	052-832-1121
第二種感染症指定医療機関	知多厚生病院	知多郡美浜町大字河和字西谷81-8	0569-82-0395
	豊田厚生病院	豊田市浄水町伊保原500-1	0565-43-5000
	岡崎市立愛知病院	岡崎市欠町字栗宿18-1	0584-21-8251
	刈谷豊田総合病院	刈谷市住吉町5-15	0588-21-2450
NBC災害・テロ対策対応機器整備医療機関	藤田医科大学病院	豊明市岩掛町田楽ヶ窪1-98	0582-93-2111
	豊田厚生病院	豊田市浄水町伊保原500-1	0565-43-5000
	岡崎市民病院	岡崎市高師寺町字五所合3-1	0584-21-8111
	安生更生病院	安城市安城町東広畔28	0586-75-2111
3次被災く医療機関	放射線医学総合研究所 緊急被災く医療研究センター	千葉県千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号	043-220-4003
2次被災く医療機関	浜松医科大学医学部付属病院	静岡県浜松市東区半田山1-20-1	053-435-2111
初期被災く医療機関	磐田市立総合病院	静岡県磐田市大久保512-3	0538-38-5000
	中東連総合医療センター	掛川市葛原ヶ池1-1	0537-21-5555

県計画の資料編に合わせ、NBC対応可能医療機関を追記

<p>資料篇 (p 15)</p>	<p>3 実施体制 3-2 市(追加)対策本部の組織構成(表中) 表中「市(追加)対策本部」全て</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>市(追加)対策本部の補佐機能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括班 ・支援班 ・情報通信班 ・広報班 ・連絡調整班 ・現地派遣班 ・庶務班 <p>(追加)</p> </div>	<p>3 実施体制 3-2 市国民保護対策本部の組織構成(表中) 表中「市国民保護対策本部」全て</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>市国民保護対策本部の補佐機能 (削除)</p> <p>非常配備体制表に準ずる。</p> </div>	<p>編成を非常配備体制表に準じて、編成するため修正</p>
-----------------------	--	---	--------------------------------

資料篇
(p 16
～p 18)

3-3
市(追加)対策本部の主な業務
【市(追加)対策本部(追加)機能の分掌事務】

班名	分掌事務
総括班	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の設置に関する事 各班の総括指揮及び調整に関する事 国民保護対策の検討に関する事 他の機関の出動要請に関する事
支援班	<ul style="list-style-type: none"> 応援派遣要請及び受入体制の整備に関する事(ボランティアを含む) 緊急物資の確保に関する事 緊急輸送ネットワークの構築に関する事
情報通信班	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の情報収集、伝達に関する事 情報の記録統計に関する事(被害状況取りまとめ資料作成を含む) 取りまとめた資料の関係機関への伝達に関する事 市対策本部員会議資料の作成、会議の記録に関する事 防災行政無線の運用に関する事
広報班	<ul style="list-style-type: none"> 庁内放送に関する事 緊急放送要請に関する事 記者発表資料の作成に関する事 記者発表、取材対応に関する事 国、県等への報告に関する事 視察、議会等の対応に関する事
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部における決定事項等の伝達、調整に関する事 各部局と総括班、支援班及び広報班との調整に関する事 市対策本部員会議における本部員との調整に関する事
現地派遣班	<ul style="list-style-type: none"> 現地対策本部の設置に関する事 現地における被害情報の把握に関する事 市対策本部と現地の連絡調整に関する事
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部員の参集状況、安否の確認に関する事 食料及び仮眠場所の確保、その他物品の準備に関する事 市対策本部員の健康管理及び交代要員の手配等に関する事

3-3
市国民保護対策本部の主な業務
【市国民保護対策本部補佐機能の分掌事務】

班名	班名	班名	分掌事務
本部	本部員	本部員	<ul style="list-style-type: none"> 本部員申請の記録及び決定事項の連絡 防災行政無線の運用体制 自衛隊等の派遣要請 県、警衛、消防機関、海保、自衛隊及び地方行政機関との連絡調整 指定立寄機関及び指定地方立寄機関との連絡調整 帰宅困難者への対応 災害救助法に基づく統括 特殊要員の受け及び派遣
総務部	情報・調整班	情報分析班	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの情報受理及び連絡調整 各種情報の分析整理 被害状況等のとりまとめ・検印
		調整班	<ul style="list-style-type: none"> 配属職員の把握 交代者の募集、受付及び配属計画 自衛隊等の受入 人などの要員
	秘書班	<ul style="list-style-type: none"> 災害現場及び関係団体の連絡 国民保護対策本部長等の災害対応要請 	
広報班	広報班	広報班	<ul style="list-style-type: none"> 市民への広報 災害情報の公表 警報、避難の指示等の伝達 記録写真の取材 報道機関へ情報提供
		調整班	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策予算編成及び資金運用 災害時財政計画の編成、政府機関と調整 災害関係の物品の購入及び各種契約 物資倉庫の非常配置及び配置 避難する市民等及び救助物資輸送の車両調達及び輸送 応急処置の輸送要請 災害対応・応急処置器材等の調達 食料、飲料、寝具等の被害を減らす必要品の確保 義援物資等の受付 庁舎、施設等の被害状況の調査
会計班	会計班	<ul style="list-style-type: none"> 災害に係る出納 義援金の受付・出納 	
調査・評価部	評価班	評価班	<ul style="list-style-type: none"> 交通規制等の把握及び監視 避難所等における安全確保等 生活関連等施設等の警戒監視 連絡委員との連絡調整 自主防災会との連絡調整 ボランティアセンター開設連絡調整 ボランティア団体等の支援 防災対策 町内会加入者の安否確認の情報収集
		広報・調査班	<ul style="list-style-type: none"> 市内広報、被害状況の把握 家屋の被害調査調査 被災情報の作成 被災証明書等の発行
		市民班	<ul style="list-style-type: none"> 被災者の相談、要請、苦情等の受付対応 市民等の安否確認
		遺体安置班	<ul style="list-style-type: none"> 災害現場との連絡調整 遺体安置所の設置 遺体安置所までの遺体の搬送の手配 遺体安置現場にシート、毛布、枕、ドライアイス等を調達 警察等の行う遺体の搬送確認に対する協力 遺体の遺族への引き渡し 死亡届出の受理、火葬(埋葬)の許可証の交付 自己の能力で埋火葬が困難な遺体へ埋葬支援 安否不明遺体の対応

市非常配備体制表に準じて、編成したため所掌事務を災害時の表情配備体制表の業務を参考に修正

資料篇
(p 16
～ p 18)

(削除)

消防団別	消防団	消防団	<ul style="list-style-type: none"> 消防団生活再建支援法に基づく調査連携 消防団連帯(消防団)との連携調整(要配慮者支援点と連携) 消防団の生活再建資金の振替
	こども隊	こども隊	<ul style="list-style-type: none"> 保育園・幼稚園の避難訓練及び安全確認 防災地域の児童福祉施設(幼稚園含む)の点検実施
避難所別	避難所	避難所	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の開設並びに運営管理 避難所長の派遣及び研修
	要配慮者支援所	要配慮者支援所	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者利用施設の避難訓練支援 要配慮者利用施設の介助職員等の福祉職員の外出支援 要配慮者の避難支援 避難行動要支援者会員の研修 要配慮者の安全確認の情報収集 社会福祉施設、サービス事業所の被災状況把握 福祉避難所(高齢者施設)との連携調整(福祉点と連携)
	第1区画所	第1区画所	<ul style="list-style-type: none"> 区画単位団体に対し避難所の派遣要請 避難所の開設 被災者の区画及び派遣 区画単位機関との連携調整 BCの確保 NBC対応業務 区画、区画単位、防犯監視材の確保配分 避難した被災者の健康管理
	第2区画所	第2区画所	<ul style="list-style-type: none"> 避難所長、 急病看護、薬剤、衛生・救急処置機材の外出 被災者の区画及び派遣 避難所長の点検 BCの確保
経済産業別	関係所	関係所	<ul style="list-style-type: none"> 物資準備拠点の設置 物資準備拠点の管理運営 被災物資、関連物資の物資準備拠点での受入れ 物資準備拠点での被災物資等の管理及び分配並びに配達 生活関連物資等の供給安全等 被災状況の把握及び罹災の確保 商工業関係の被害調査 商工業者の生活再建資金の振替
	関係所	関係施設	<ul style="list-style-type: none"> 商業・公共利用施設の被災及び点検実施 商業・公共関係の被害調査 被害者の調査 安全の確保及び危険物等の逸散対策
	関係所	関係所	<ul style="list-style-type: none"> 被災地のこども、等の処遇及び防衛 区画単位に対する防衛活動の協力 仮設トイレの設置 トイレの処遇 住宅及び避難所等のベクトル確保及び危険物等の逸散対策

市非常配備体制表に準じて、編成したため所掌事務を災害時の表情配備体制表の業務を参考に修正

資料篇
(p 16
～ p 18)

(削除)

住宅土木部	住宅建設課	住宅係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常住宅の保全及び応急復旧 ・ 応急仮設住宅の設置 ・ 応急仮設住宅の入居及び管理
		埋立施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立施設の保全及び応急復旧 ・ 応急埋立資材の調達 ・ 電気施設の保全 ・ 臨時電線の架設 ・ 被災埋立物の応急危険度判定活動の実施 ・ 被災埋立物危険度判定活動の実施 ・ 被災住宅の応急修理の実施（災害復旧法第4条第6号） ・ 住居及びその周辺の建築物の応急 ・ 応急応急資材及び機材・投資給費
	土木施設管理課	土木施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害物の除去 ・ 道路、橋梁施設等の保全及び応急復旧 ・ 制震等の保全及び応急復旧に関する事 ・ 災害応急対策事業関係者の確保 ・ 資材の調達
		河川施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川、海浜、港湾及び無岸の保全及び応急復旧
	都市整備課	都市整備係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園、緑地等の保全及び応急復旧 ・ 制震等の保全及び応急 ・ 一時避難場所、火災時避難場所等の確保 ・ 応急仮設住宅周辺の確保
排水土木部	下水道課	排水係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水施設の保全及び復旧 ・ 配水線の保全及び応急復旧 ・ 配水管の保全及び応急復旧 ・ 排水施設の保全及び復旧 ・ 下水道資材の調達
	下水道課	排水係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水施設の保全及び応急復旧 ・ 排水施設の保全及び応急復旧
		下水道係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の保全及び応急復旧 ・ 下水道資材の調達
防災教育部	学校教育課	学校係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小中学校及び児童クラブの避難誘導及び安全確保 ・ 学校施設の応急復旧 ・ 被災児童、生徒の学用品の支援並びに授受受け入れ等
		非常施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常施設の応急復旧
	市民教育課	市民教育施設係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民教育施設の応急復旧 ・ 文化財の保護
議会部	議会課	議会係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員及び副議員の災害復旧に関する事 ・ 議会の災害復旧活動のための情報収集及び連絡調整に関する事
消防部	消防課	消防係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 北海道広域連携消防本部事務分室による、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害現場情報の把握及び伝達 ・ 被災地の設定 ・ 避難誘導及び警報、避難の指示等の伝達及び通知 ・ 管内の被害状況調査及び報告 ・ 人命の被害及び救助確保 ・ 危険区域の把握 ・ 消防団の把握

市非常配備体制表に準じて、編成したため所掌事務を災害時の表情配備体制表の業務を参考に修正

資料篇
(p 30)

(追加)

7 国民保護計画見直し時の留意する事項

本留意事項は、愛知県国民保護計画第6編第1章「市町村の基準」を参考に、碧南市の実情及び市国民保護計画の用語の定義等を用いて作成したものであり、市国民保護計画の見直し時に留意すること。

(1) 総論

ア 市は、その国民保護計画の作成又は変更に当たっては、本事項に留意し、国民保護協議会の意見を尊重するとともに、関係する指定行政機関、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の意見を聴くなど関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

イ 市は、市域に係る国民保護措置等について、その内容に応じ、国及び県から入手した情報、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、関係都道府県、消防機関等との連携を密にすること等により、当該国民保護措置等に従事する市職員、避難行動誘導等を行う自主防災組織や町内会、ボランティア等の安全の確保に十分に配慮するものとする。

(2) 平素からの備え

ア 体制の整備等に関する事項

○ 市は、平素から人口密集地域、避難施設、公共施設、生活関連等施設等の地域社会の情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報セキュリティの確保等に留意しながら、情報のデータベース化等の推進に努めるものとする。

○ 道路管理者である市長は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては他の道路管理者と連携し、交通規制状況や道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供できるようにしておくものとする。

○ 市は、国民保護措置等を的確かつ迅速に実施するため、市国民保護対策本部及び各部局における事務分担、職員の配置等を市国民保護計画で定めるなどその体制の整備を図るものとする。

また、交通の途絶、職員又は職員の家族の被災などにより職員の参集が困難な場合等も想定しつつ、事態の状況に応じた参集基準、連絡手段及び参集手段の確保等に関し必要な事項も併せて定めるとともに、職員に周知し、徹底を図るものとする。

○ 市は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置等を実施する体制を整備するものとする。体制整備に当たっては、常備消防体制（衣浦東部広域連合）との連携を図りつつ当直等の強化（守衛及び民間警備員が当直を行い、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡が取れる体制も含む。）を図るなど、24時間即応可能な体制の整備に努めるとともに、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるように担当課を定めるよう努めるものとする。

市計画は、市が定めた用語の定義を用いており、市独自の必須記載項目を追記して作成したため、県計画第6編第1章「市町村の基準」のみでは、計画見直し時に錯誤を生ずる可能性があるため、市独自の見直し時の留意事項を作成し、追記

<p>資料篇 (p 3 0 ～ p 3 1)</p>	<p>(追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護対策本部が設置された場合においてその機能が確保されるよう、交代要員の確保その他職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保等を平素から図るよう努めるものとする。 ○ 市は、要配慮者その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。 ○ 市は、国民保護措置等に関し、広域にわたる避難やNBC攻撃等の武力攻撃事態等及び緊急処理事態において特有の事項にも対応できるよう、防災のための連携体制を踏まえ、平素から関係機関相互の連携体制の整備に努めるものとする。 ○ 市は、国民保護措置等の実施状況、安否情報、被災情報その他の情報等を収集及び整理し、関係機関、国民等への提供等を適時かつ適切に実施するための体制の整備に努めるものとする。 ○ 市は、自主防災組織の核となるリーダーに対する研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進し、その充実が図られるよう支援するとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう努めるものとする。 また、国民保護措置等についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実が図られるよう支援するものとする。 ○ 市は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備に努めるものとする。 また、夜間・休日を含め、通信体制の確保に努めるものとする。 ○ 市は、武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害により情報収集・連絡に当たる担当者や通信手段が被害を受けた場合においても各機関内及び機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化、代行できる人員の指定など、障害発生時における情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。 ○ 市は、国民保護措置等の実施に関し、非常通信体制の整備、応急対策等重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。 この場合において、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携にも十分配慮するものとする。 	<p>市計画は、市が定めた用語の定義を用いており、市独自の必須記載項目を追記して作成したため、県計画第6編第1章「市町村の基準」のみでは、計画見直し時に錯誤を生ずる可能性があるため、市独自の見直し時の留意事項を作成し、追記</p>
--------------------------------------	-------------	--	---

<p>資料篇 (p 3 1 ～ p 3 2)</p>	<p>(追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市の武力攻撃事態等及び緊急処理事態における情報通信手段については、災害時の情報通信手段として確保している情報通信手段を活用するとともに、その運用・管理、整備等に当たっては、次の点を十分考慮するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくこと。このため、あらかじめ武力攻撃事態等及び緊急処理事態における運用計画を定めておくとともに、関係機関との間で運用方法についての十分な調整を図ること。 ・武力攻撃事態等及び緊急処理事態における通信の確保を図るため、平素から国民保護措置等の実施に必要な通信のための設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等のため、他の関係機関等と連携し、通信訓練を積極的に実施すること。 ・情報通信手段の施設については、平素から管理・運用体制を構築しておくこと。 ○ 市は、国民保護措置等の円滑な実施を図るため、それぞれその研修制度を充実するなど、人材の育成に努めるものとする。 ○ 市は、国民保護措置等についての訓練を実施するよう努めるものとする。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、関係機関の連携によるNBC攻撃等により発生する武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練等、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に特有な訓練等について実際に資機材を用いて行うなど実践的なものとするとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにするよう努めるものとする。 ○ 国民保護措置等と防災のための措置との間で共通する収容施設の運営、避難住民等への炊き出し等の訓練については、これらを実施する際に相互に応用できることを示して、国民保護措置等についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させるよう配慮するものとする。 ○ 市は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 ○ 市は、上下水道等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。 ○ 市は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。 	<p>市計画は、市が定めた用語の定義を用いており、市独自の必須記載項目を追記して作成したため、県計画第6編第1章「市町村の基準」のみでは、計画見直し時に錯誤を生ずる可能性があるため、市独自の見直し時の留意事項を作成し、追記</p>
--------------------------------------	-------------	--	---

<p>資料篇 (p 3 2 ～ p 3 3)</p>	<p>(追加)</p>	<p>イ 避難、救援及び災害対処への備えに関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、知事から警報の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。 この場合において、民生委員や社会福祉施設、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者等に対する伝達に配慮するものとする。また、警報を通知すべき市の他の執行機関その他の関係機関をあらかじめ市国民保護計画に定めておくものとする。 ○ 市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ責任者を定め、必要な研修・訓練を行うものとする。 ○ 市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握しておくものとする。 ○ 市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。 ○ 市は、知事、県警察等の関係機関と緊密な意見交換を行うとともに、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成するものとする。 この場合において、避難行動要支援者その他の自ら避難することが困難な者の避難方法、季節の別（特に冬期の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。 ○ 市は、市民等に対し避難の指示があったときは、関係機関の意見を聴くとともに、市国民保護計画や避難実施要領のパターン等に基づき、避難実施要領を策定するものとする。 その際の関係機関の意見聴取の方法については、できるだけ迅速に行うことができるよう、あらかじめ定めておくものとする。 ○ 市は、避難実施要領の内容を市民等及び関係のある公私の団体的確かつ迅速に伝達するため、あらかじめ伝達方法を定めておくものとする。 ○ 市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における市民等の避難について主体的な役割を担うことから、自ら市域内の市民等の避難及び緊急物資の運送に関する体制を整備するとともに、県と連携して市域内の輸送力、輸送施設に関する情報を把握するものとする。 	<p>市計画は、市が定めた用語の定義を用いており、市独自の必須記載項目を追記して作成したため、県計画第6編第1章「市町村の基準」のみでは、計画見直し時に錯誤を生ずる可能性があるため、市独自の見直し時の留意事項を作成し、追記</p>
--------------------------------------	-------------	---	---

<p>資料篇 (p 33)</p>	<p>(追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における避難する市民等の運送及び緊急物資の運送の確保のため、複数のルートや代替ルートを考慮しつつ、県と連携して運送事業者である指定地方公共機関の輸送力及び確保すべき輸送施設（道路、鉄道施設、港湾施設、飛行場施設等）についてあらかじめ把握するよう努めるものとする。 ○ 市長は、知事との調整の結果、市長が行うこととされた救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定めておくものとする。 ○ 市長は、避難行動要支援者その他の自ら避難することが困難な者の避難を適切に行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平素からこれらの者の所在把握等に努めるとともに、これらの者が滞在している施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて避難誘導を適切に行うため必要となる措置の実施に努めるよう要請するものとする。 ○ 市は、市域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握する。また、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定めるものとする。 	<p>市計画は、市が定めた用語の定義を用いており、市独自の必須記載項目を追記して作成したため、県計画第6編第1章「市町村の基準」のみでは、計画見直し時に錯誤を生ずる可能性があるため、市独自の見直し時の留意事項を作成し、追記</p>
-----------------------	-------------	--	---

<p>資料篇 (p 3 3 ～ p 3 4)</p>	<p>(追加)</p>	<p>ウ 備蓄及び啓発に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、県と連携し、国民保護措置等のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、数量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握に努めるとともに、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害において迅速に供給できる体制を整備するものとする。 ○ 市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態が長期にわたった場合においても、国民保護措置等の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の地方公共団体や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。 ○ 市は、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、市有財産に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努めるものとする。 ○ 市は、県と連携して国の国民保護に関する啓発に協力するとともに、市国民保護計画の周知を図るものとする。 <p>(3) 武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対処</p> <p>ア 国民保護措置等の実施体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、市民等に対する情報提供に当たっては、事態の推移、国民保護措置等の実施状況等について、広報担当者を置くなどにより、正確かつ積極的な情報提供に努めるものとする。また、提供する情報の内容について、県と相互に情報交換を行うよう努めるものとする。 ○ 市は、県における通信の確保に準じ、通信の確保を行うものとする。 ○ 武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、国民保護措置等の実施に必要な通信の手段を確保するため、市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うものとする。 なお、情報通信施設に支障が生じた場合には速やかに応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置するとともに、直ちに総務省にその状況を連絡するものとする。 ○ 市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。 	<p>市計画は、市が定めた用語の定義を用いており、市独自の必須記載項目を追記して作成したため、県計画第6編第1章「市町村の基準」のみでは、計画見直し時に錯誤を生ずる可能性があるため、市独自の見直し時の留意事項を作成し、追記</p>
--------------------------------------	-------------	---	---

<p>資料篇 (p 34 ～ p 35)</p>	<p>(追加)</p>	<p>イ 関係機関との連携に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、国民保護措置等の実施に関し市民等に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 ○ 市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、ボランティア関係団体と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるボランティアへのニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努めるものとし、自発的な活動に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。 ○ 市は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態におけるボランティア活動に際しては、ボランティアの安全を十分に確保するとの観点から、武力攻撃事態等及び緊急対処事態の状況を踏まえ、その適否を判断するとともに、ボランティアの技能等の効果的な活用を図るものとする。 また、ボランティアの登録・派遣調整等を担い、その活動拠点となるボランティア・センターの円滑な運営、ボランティアの生活環境等に配慮するものとする。 <p>ウ 避難及び救援に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民等及び関係のある公私の団体（自治会等の市の実情に応じて定めておくもの）に伝達するものとする。 ○ 警報の伝達方法については、現在市が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ① 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市域が含まれる場合は、原則としてサイレンを使用して注意喚起を図るとともに、市防災行政無線を使用すること等により警報を広く知らせるものとする。 また、市長は、広報車を使用したり、その職員を指揮し並びに常備消防体制（衣浦東部広域連合）の長に要請に要請して、消防機関及び消防団の人員及び装備を活用し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達するものとする。 この場合においては、要配慮者等に対する伝達に配慮するものとする。 ② 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市域が含まれない場合は、市防災行政無線や広報車の使用をはじめとする手段により、周知を図るものとする。 ③ 警報の解除の伝達については、原則としてサイレンは使用しないものとする。 	<p>市計画は、市が定めた用語の定義を用いており、市独自の必須記載項目を追記して作成したため、県計画第6編第1章「市町村の基準」のみでは、計画見直し時に錯誤を生ずる可能性があるため、市独自の見直し時の留意事項を作成し、追記</p>
----------------------------------	-------------	--	---

<p>資料篇 (p 3 5 ～ p 3 6)</p>	<p>(追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市長は、避難の指示を受け次第、直ちに、市防災行政無線、広報車その他の適切で効果的な手段を活用し、避難の指示の迅速な市民等への伝達に努めるものとする。 ○ 市民等に対し避難の指示を受けた市長は、直ちに、知事、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。 その際、避難行動要支援者その他の自ら避難することが困難な者の避難方法等について十分に配慮するものとする。 ○ 市は、市防災行政無線、巡回広報等を活用するとともに、自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得て、避難実施要領についてできる限り速やかに各世帯及び関係団体に伝達するものとする。 ○ 市は、避難先地域において市民等の受入れが完了するまで避難する市民等の誘導を行うものとする。 ○ 市その他の関係機関は、できる限り自治会、町内会等又は学校、事業所等を単位として避難する市民等の誘導を行うよう努めるものとする。 ○ 市長は、避難の指示に従わずに要避難地域に留まる者については、それにより危険が生ずる場合には警告等を発することができるが、避難の指示に従うようできる限り説得に努めるものとする。 ○ 市は、避難する市民等の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等又は緊急対処事態の推移、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないよう配慮するものとする。 ○ 市は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し避難する市民等又は緊急物資の運送を求める場合には、関係機関及びその職員に危険が及ぶことがないように、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に当該運送を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、関係機関及びその職員の安全の確保に十分に配慮するものとする。 ○ 市は、管理する病院、診療所、助産所、老人福祉施設、障害者福祉施設、幼稚園、保育所、特別支援学校など、自ら避難することが困難な者が滞在している施設（要配慮者利用施設）においては、拡声装置等による警報、避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難の誘導等の施設の管理者一般に広く期待される措置のほか、自ら避難することが困難な者に対して、車いすや担架による移動の補助、車両による搬送などのできる限りの措置を講ずるものとする。 	<p>市計画は、市が定めた用語の定義を用いており、市独自の必須記載項目を追記して作成したため、県計画第6編第1章「市町村の基準」のみでは、計画見直し時に錯誤を生ずる可能性があるため、市独自の見直し時の留意事項を作成し、追記</p>
--------------------------------------	-------------	--	---

<p>資料篇 (p 36)</p>	<p>(追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自ら避難することが困難な者が滞在している施設の管理者及び市(消防機関を含む。)のみによっては、十分な輸送手段を確保することができない場合は、市長は、知事、県警察、海上保安庁及び自衛隊に協力を要請するものとする。 ○ 避難する市民等を誘導する市職員等による警告及び指示は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するためのもので、危険が現実化していない場合でも、危険な事態の発生のおそれが認められる時点で行うことができるものであり、具体的には、避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者や避難の流れに逆行する者に対して行うものとする。 ○ 市は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資について受入れを希望するものを把握し、その内容のリスト及び送り先を自ら及び国の対策本部を通じて国民に公表するよう努めるものとする。 また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制を整備するよう努めるものとする。 ○ 被災地・避難先地域以外の市町村は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行うものとする。 <p>エ 安否情報の収集提供に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市による、安否情報の収集及び提供については、武力攻撃事態等や武力攻撃災害等の状況、又は緊急処理事態や緊急処理事態における災害等の状況を踏まえ、他の国民保護措置等の実施状況を勘案し、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとする。 ○ 市による安否情報の収集は、避難する市民等の誘導の際に、避難する市民等から任意で収集した情報のほか、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。 また、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。 この場合、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、自主的な判断に基づくものであることに留意するものとする。 ○ 市長は、安否情報の照会があったときは当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときを除き、当該照会に係る者が避難した市民等に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民等に該当するか否かを回答するものとする。 	<p>市計画は、市が定めた用語の定義を用いており、市独自の必須記載項目を追記して作成したため、県計画第6編第1章「市町村の基準」のみでは、計画見直し時に錯誤を生ずる可能性があるため、市独自の見直し時の留意事項を作成し、追記</p>
-----------------------	-------------	---	---

<p>資料篇 (p 3 6 ～ p 3 7)</p>	<p>(追加)</p>	<p>○ 市長は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報及び居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報（武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害により死亡した市民等にあつては、個人を識別するための情報並びに死亡の日時、場所及び状況並びに死体の所在）を回答するものとする。</p> <p>この場合において、回答に当たっては、これらの項目のうち、必要最小限の情報を回答するものとする。</p> <p>オ 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する事項</p> <p>○ 市は、市域内における消火活動及び救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるものとする。</p> <p>また、市は、必要に応じて国や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。</p> <p>カ 被災情報の収集提供に関する事項</p> <p>○ 市長は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官通知）に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、知事が消防庁に報告を行う方法に準じて、知事に被災情報を報告するものとする。</p> <p>キ 国民生活の安定に関する事項</p> <p>○ 水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○ 市は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に、高齢者、障害者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行うものとする。</p> <p>○ 市は、保健医療関係者による巡回健康相談等を実施するとともに、必要に応じ、健康相談等窓口を設置するよう努めるものとする。</p> <p>○ 市は、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよう県と連携して適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>また、避難した市民が被災地に復帰する場合には、必要に応じて、学校施設の応急復旧等適切な措置を講ずるものとする。</p> <p>ク 交通規制に関する事項</p> <p>○ 道路管理者である市長は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態においては、県警察と連携し、交通規制状況や通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に対し積極的に提供するものとする。</p> <p>(4) 復旧等</p> <p>ア 応急の復旧に関する事項</p>	<p>市計画は、市が定めた用語の定義を用いており、市独自の必須記載項目を追記して作成したため、県計画第6編第1章「市町村の基準」のみでは、計画見直し時に錯誤を生ずる可能性があるため、市独自の見直し時の留意事項を作成し、追記</p>
--------------------------------------	-------------	--	---

<p>資料篇 (p 3 7 ～ p 3 8)</p>	<p>(追加)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害の発生後可能な限り速やかに、その所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。 ○ 市は、国民保護措置等の実施上重要な情報通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮した上で、速やかに応急の復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保するものとする。 ○ 避難する市民等の運送及び緊急物資の運送のための輸送路の確保に関する公共的施設の管理者である市長は、当該輸送路を効率的に確保するため、それぞれの管理者等又は関係する管理者等相互間において、情報収集・連絡体制の整備に努めるものとする。 ○ 道路管理者である市長は、その管理する道路について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告するとともに、障害物の除去その他避難する市民等の運送及び緊急物資の運送の輸送路を最優先して確保するための応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。 ○ 港湾管理者である市は、その所有する港湾施設について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告するとともに、必要に応じて、当該被災した港湾施設等に関して障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。 ○ 漁港管理者である市は、その管理する漁港施設について、速やかに被害の状況の把握に努め、その状況を県に報告するとともに、必要に応じて、当該被災した漁港施設等に関して障害物の除去その他の応急の復旧のために必要な措置を講ずるものとする。 <p>イ 復旧に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本格的な復旧に向けた所要の法制が国により整備されるまでは、市は、武力攻撃災害により、被災した市の管理する施設及び設備について、国の支援を得て被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を目指すとともに、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案して、当面の復旧の方向を定めるものとする。 <p>ウ 国民保護措置等に要した費用の支弁等に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国民保護法に基づき市が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県に準ずるものとする。 ○ 市は、国民の権利利益の救済に係る手続きに関連する文書管理に関する条例等の定めるところにより、適切に保存するものとする。 ○ 市は、国民保護措置等の実施に要した費用の支弁や国に対する負担金の請求等について、県に準じて行うものとする。 この場合において、国に対する費用の請求については、別途国が定めるところにより、国に対し請求するものとする。 	<p>市計画は、市が定めた用語の定義を用いており、市独自の必須記載項目を追記して作成したため、県計画第6編第1章「市町村の基準」のみでは、計画見直し時に錯誤を生ずる可能性があるため、市独自の見直し時の留意事項を作成し、追記</p>
--------------------------------------	-------------	--	---

